

令和 7 年

第 3 回西原村定例会会議録

令和 7 年 9 月 1 1 日

令和 7 年 9 月 1 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 7 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 1 1 日	木	午前 1 0 時	本会議	・ 開会 ・ 会議録署名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 村長提案理由説明 ・ 休会の件について ・ 全員協議会 ・ 常任委員会	
9 月 1 2 日	金		休 会	・ 常任委員会	
9 月 1 3 日	土		休 会		
9 月 1 4 日	日		休 会		
9 月 1 5 日	月		休 会		
9 月 1 6 日	火		休 会	・ 常任委員会	
9 月 1 7 日	水	午前 1 0 時	本会議	・ 一般質問（7 名） ・ 議案審議 （認定第 1 号）	・ 決算
9 月 1 8 日	木	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 （認定第 1 号～ 議案第 4 7 号）	・ 決算 ・ 条例 ・ 予算
9 月 1 9 日	金	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 （議案第 4 8 号～	・ 予算 ・ 一般

				同意第 5 号) ・ 発議第 7 号 ・ 委員会報告 ・ 組合議会報告 ・ 委員会の閉会中の継続調査 (審査) 申出書	議案
--	--	--	--	--	----

提 出 議 案 等

(令和 7 年 9 月 1 1 日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|-----------|---|
| 認定第 1 号 | 令和 6 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2 号 | 令和 6 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3 号 | 令和 6 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4 号 | 令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5 号 | 令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6 号 | 令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 7 号 | 令和 6 年度西原村中央簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 認定第 8 号 | 令和 6 年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 報告第 5 号 | 令和 6 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 承認第 5 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 7 号) 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号) について」 |
| 議案第 4 6 号 | 字の区域の変更について |
| 議案第 4 7 号 | 西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議案第 4 8 号 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 令和 7 年度西原村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 5 0 号 令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 1 号 令和 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 2 号 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 3 号 令和 7 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 4 号 令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 5 号 令和 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について（滝小野線道路改良工事）
- 同意第 5 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（議員提出議案）

- 発議第 7 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

（令和 7 年 9 月 1 7 日提出）

（一般質問）

- 1 番 松浦哲也君 2 番 中西義信君 3 番 尾崎幸穂君 4 番 山下圭介君
5 番 加藤博敏君 6 番 堀田直孝君 7 番 桂 悦朗君

目 次

第1号（9月11日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第5号）	5
日程第 5 休会の件について	11
散 会	12

第2号（9月17日）

議事日程第2号	13
応招議員氏名	14
出席議員氏名	15
事務局職員出席者	15
説明のため出席した者の職氏名	16
開 議	17
日程第 1 一般質問	17
（松浦哲也）	17
・土地利用の望ましい姿（土地利用ゾーニング）に 取組む考えはないか	
・農業後継者問題に取組む考えはないか （中西義信）	26
・総合体育館について防犯の観点から	
・総合体育館について環境整備の観点から	
・観光促進の面から駐車場の設置について （尾崎幸穂）	33
・役場の窓口受付時間について	
・野良猫・地域猫について	

	(山下圭介)	4 3
	・熊本地震から 10 年の節目。恩返し、恩送りの企画 について	
	(加藤博敏)	4 9
	・在留外国人に対する支援について	
	(堀田直孝)	5 3
	・新工業団地造成状況について	
	・備蓄米とふるさと納税返礼品との関係について	
	(桂 悦朗)	6 1
	・ふるさと納税について	
	・ふるさと納税返礼品について	
日程第 2	認定第 1 号 令和 6 年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	7 1
散 会		7 8
第 3 号 (9 月 1 8 日)		
議事日程第 3 号		7 9
応招議員氏名		8 1
出席議員氏名		8 2
事務局職員出席者		8 2
説明のため出席した者の職氏名		8 3
開 議		8 4
日程第 1	認定第 1 号 令和 6 年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	8 4
日程第 2	認定第 2 号 令和 6 年度西原村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	1 0 1
日程第 3	認定第 3 号 令和 6 年度西原村介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	1 0 2
日程第 4	認定第 4 号 令和 6 年度西原村後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 3
日程第 5	認定第 5 号 令和 6 年度西原村工業団地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定につい て	1 0 4
日程第 6	認定第 6 号 令和 6 年度西原村住宅用地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定につい て	1 0 5

日程第 7	認定第 7 号	令和 6 年度西原村中央簡易水道事業 会計剰余金の処分及び決算の認定に ついて	1 0 6
日程第 8	認定第 8 号	令和 6 年度西原村工業用水道事業会 計剰余金の処分及び決算の認定につ いて	1 1 0
日程第 9	報告第 5 号	令和 6 年度西原村健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	1 1 1
日程第 1 0	承認第 5 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 7 号) 令和 7 年度西原村一 般会計補正予算 (第 2 号) について」	1 1 4
日程第 1 1	議案第 4 6 号	字の区域の変更について	1 1 6
日程第 1 2	議案第 4 7 号	西原村議会議員及び西原村長の選挙 における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例の制定 について	1 1 8
散 会			1 1 9

第 4 号 (9 月 1 9 日)

議事日程第 4 号		1 2 1
応招議員氏名		1 2 3
出席議員氏名		1 2 4
事務局職員出席者		1 2 4
説明のため出席した者の職氏名		1 2 5
開 議		1 2 6
日程第 1	議案第 4 8 号 西原村附属機関の設置に関する条例 の一部を改正する条例の制定につい て	1 2 6
日程第 2	議案第 4 9 号 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 3 号) について	1 2 7
日程第 3	議案第 5 0 号 令和 7 年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算 (第 2 号) について	1 4 0
日程第 4	議案第 5 1 号 令和 7 年度西原村介護保険特別会計 補正予算 (第 1 号) について	1 4 2
日程第 5	議案第 5 2 号 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算 (第 2 号) について ...	1 4 3

日程第 6	議案第 5 3 号	令和 7 年度西原村工業団地造成事業 特別会計補正予算（第 1 号）につい て ……………	1 4 4
日程第 7	議案第 5 4 号	令和 7 年度西原村中央簡易水道事業 会計補正予算（第 1 号）について ……	1 4 5
日程第 8	議案第 5 5 号	令和 7 年度西原村工業用水道事業会 計補正予算（第 1 号）について ……	1 4 7
日程第 9	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について（滝小 野線道路改良工事） ……………	1 4 8
日程第 1 0	同意第 5 号	西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることに いて ……………	1 5 0
日程第 1 1	発議第 7 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について ……………	1 5 1
日程第 1 2	委員会報告について ……………		1 5 1
日程第 1 3	組合議会報告について ……………		1 5 2
	・ 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会		
日程第 1 4	委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について ……		1 5 3
閉 会	……………		1 5 4
署 名	……………		1 5 5

第 1 号 (9 月 1 1 日)

令和 7 年第 3 回西原村議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 1 1 日、令和 7 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 7 年 9 月 1 1 日 (木曜日) 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明 (認定第 1 号～同意第 5 号)

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和7年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、松浦哲也君、4番議員、尾崎幸穂君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、9月4日に行いました議会運営委員会で本日11日より19日までの9日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。よって会期は、本日11日より19日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

7月2日から4日にかけて、国会議事堂視察をはじめ、自治体・公共Week、ふるさと回帰支援センター等の議員研修を行いました。

7月22日に熊本県町村議会議長会主催の町村議会正副委員長研修会に出席しました。

7月29日に阿蘇市町村議長会主催の市町村正副議長・常任・議会運営委員長等研修会に出席をいたしました。

8月20日に熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会に出席しました。

8月28日、29日に全国議長会主催の広報研修会に出席しました。議会最終日、委員長報告を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和7年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各

位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずもって、8月の記録的大雨は県内各地に甚大な被害をもたらし、豪雨災害の恐ろしさと備えや対策の必要性を改めて感じさせられたところでございます。お亡くなりになられた方々に追悼の意を表しますとともに、被災されました方々の一日も早い復旧、そして復興をお祈りいたします。

この8月豪雨につきましては、被害が出て早々に県内の市長会、町村会より被災した自治体への災害派遣の要請がありまして、これを受け、当村においても八代市、美里町へ、これまで8月末現在で延べ22名の職員を派遣しておりまして、現在も平日、土日を問わず、主に罹災調査、災害ごみなどの業務で美里町へ2名一組の体制で支援を行っているところでございます。職員自らが手を挙げていただき、とても暑い中、頑張ってくれております。私たち西原村ができることは大変微力ではございますが、熊本地震での恩返しが少しでもできるよう、職員一丸となって努めてまいります。

本村におきましては、幸い大きな被害は見られませんでした。一部被害を受けた村道や林道、農地の復旧に係る経費を本定例会に予算計上させていただいております。

8月16日には商工会主催で西原村夏祭りが開催され、村の人口を超える約8,000人の来場者で大変にぎわいました。打ち上げ花火が大輪の花を咲かせ、大きな歓声が上がり、ご来場の皆様に西原村の活力を感じていただく大変いい機会になったと思います。商工会をはじめ、ご協力をいただきました皆様方のご尽力に心より感謝を申し上げます。

社会情勢におきましては、いわゆるトランプ関税に一定のめどが立った一方、参院選の責任を取る形で石破首相が退陣を表明され、国政はますます不安定な様相を見せております。物価の高騰はとどまることなく、家計に大きな影響を与えています。

村では、これまで様々な家計の支援策を講じてきたところでございますが、こうした状況を鑑み、子育て世帯の暮らしを応援するため、子ども1人当たり1万円の臨時給付を村独自で行うこととし、これに必要な予算1,300万円を本定例会に計上させていただきました。

また、学校給食の食材費が上がっていることから、これまで1食当たり270円としておりました食材費を310円に増やし、保護者から徴収する給食費はこれまでどおり据え置きたいと考え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、これに要する給食費負担軽減補助金を233万円計上させていただきました。これにより給食の質と量を確保し、子どもたちの健やかな育ちをしっかりと支えてまいりたいと思います。

村の子どもたちが活躍した喜ばしいニュースもありました。

まず、河原小学校自転車クラブが昨年に引き続き県大会で優勝し、全国大会においても好成績を収めてくれました。

また、西原村学童野球クラブが九電旗学童軟式野球九州大会で見事優勝という快挙を成し遂げてくれました。クラブ創設以来、初めての九州大会優勝ということでございます。この子どもたちの頑張りとは指導に当たられた皆様に敬意を表するとともに、今後ますますの活躍を期待したいと思います。

また、10月1日には、いよいよ益城・西原空港ライナーの実証運行が始まります。村が益城町と共同運航するオンデマンドバスで、西原村運動公園と空港、益城町の交通広場を結びます。空港でリムジンバスに乗り換えて、熊本市内方面にも、空港ライナーで大津方面にも移動が可能となります。村民以外でもどなたでも乗車できます。特に村での移動ができない高齢者の皆様の外出支援となりますよう、ご活用いただきたいと考えております。

さて、本定例会は令和6年度の決算認定が主な議題となっておりますが、河上代表監査委員、松浦監査委員におかれましては、大変厳しい暑さの中、慎重にご審査いただき、その後の決算意見書まで大変ご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。意見書のご指摘をしっかりと受け止め、職員一同さらに精進してまいり所存でございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、令和6年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

本村の一般会計においては、自主財源の確保と創造的復興からさらなる発展につながる取組を推進することなどを念頭に、令和6年度当初予算を編成しました。

この中で、運動公園落成を記念した熊本地震復興記念式典の開催、大相撲西原場所の開催、物価高騰対策として修学旅行費用や給食費への助成、定額減税、サツマイモ基腐病対策、構造改善センターや役場庁舎の改修、鳥子地区新工業団地の造成、地域公共交通計画の策定などに取り組んでまいりました。

そのような中、住民の皆さんのご理解とご協力、議員各位のご指導等により、令和6年度の決算を行うことができました。

令和6年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で70億5,698万2,547円、歳出におきましては66億7,325万5,395円、歳入歳出差引額3億8,372万7,152円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除しました実質収支額は2億8,576万9,152円でございます。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき議会の認定を必要としま

すので、ご提案をさせていただきます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額9億8,395万7,933円に対し、歳出総額9億95万8,633円で、歳入歳出差引額3,799万9,300円でございます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第3号、令和6年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額9億7,683万1,783円に対し、歳出総額7億3,066万3,331円で、歳入歳出差引額2億4,616万8,452円でございます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第4号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額2億1,329万6,474円に対し、歳出総額2億663万3,696円で、歳入歳出差引額666万2,778円でございます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額5億9,504万2,264円に対し、歳出総額2億4,724万3,685円となり、歳入歳出差引額は3億4,779万8,579円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は2,763万9,579円でございます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額137万6,022円に対し、歳出総額2万3,553円となり、歳入歳出差引額135万2,469円でございます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第7号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入1億1,241万5,656円、支出7,429万9,018円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入4,486万1,991円、支出6,856万7,836円でございます。

なお、当年度純利益は3,476万6,712円であり、当年度未処分利益剰余金は3,476万6,712円でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、認定第8号、令和6年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入2,579万8,447円、支出1,758万2,152円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入8,380万円、支出9,611万7,200円となっております。

なお、当年度純利益はマイナス35万6,433円であり、当年度未処分利益剰余金は6,442万5,535円でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

報告第5号、令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務付けられております。公表しますのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっており、監査委員からは、特に問題はないとの意見をいただいております。

詳細につきましては、総務課長よりご報告いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,314万2,000円とするものでございます。

令和7年8月に発生しました梅雨前線豪雨により、原野林道、牧野道及び村道等に対する災害復旧工事等を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第46号、字の区域の変更についてご説明申し上げます。

現在、事業を進めております鳥子地区新工業団地造成事業におきまして、区画の整備工事及び今後の売買などに伴い、字の区域の変更が必要となりま

したので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第47号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、西原村議会議員及び西原村長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第48号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村立保育園のあり方検討委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第49号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,795万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,109万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第50号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,234万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,186万2,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第51号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,644万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,287万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第52号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,512万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第53号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ913万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,826万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長よりご説明いたします。

議案第54号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入については1,967万5,000円の増額補正、支出について3,931万9,000円の増額補正、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入について148万7,000円の増額補正、支出について270万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第55号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入について24万円の減額補正、支出について104万9,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第56号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます滝小野線道路改良工事につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号より議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の佐藤光弘氏が令和7年10月31日に任期満了となりますので、引き続き委員をお願いいたしたく、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました認定8件、報告1件、承認1件、議

案11件、同意 1 件、以上合計22件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

申し訳ございません、1 件訂正をさせていただきます。

認定第 2 号、令和 6 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額を私が間違えまして、9 億8,395万7,933円と申しておりました。正確には9 億3,895万7,933円に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第 5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日から16日は本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、明日12日から16日は本会議を休会にします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前 1 0 時 3 3 分 散 会

第 2 号 (9 月 1 7 日)

令和 7 年第 3 回西原村議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 1 7 日、令和 7 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 7 年 9 月 1 7 日 (水曜日) 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1 号 令和 6 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定
について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君
代表監査委員	河 上 國 秀 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、9月4日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

暫時休憩。

（午前10時02分）

（午前10時04分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

受領番号1番、3番議員、松浦哲也君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 松浦哲也君 登壇 質問）

○3番議員（松浦哲也君）皆さん、おはようございます。3番議員、松浦です。

今議会におきまして、議長よりお許しをいただき、一般質問の機会を与えていただきました。誠にありがとうございます。また、傍聴席にお越しの皆様方、日頃から村政に対して興味を持っていただき、心から感謝申し上げます。

今回、通告書のとおり、村長に2問質問いたします。

まず、1問目ですが、土地利用の望ましい姿（土地利用ゾーニング）に取り組む考えはないかということです。

西原村を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。菊陽町にTSMCが進出して、第1工場が2024年2月に完成をいたしました。続きまして、その東側に第2工場が建設されるという予定も報道されております。TSMC進出により、周辺の農振地域の畑が、以前、畑の価格が50万円ぐらいだったということですが、1,000㎡です。これが50万円ぐらいだったということですが、その後500万円になり、また、道路沿線地では1,500万円にもなったということで、非常に土地の高騰があったということで報道がされました。

また、大津町では、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業について、熊

本県は令和4年12月議会で肥後大津ルートと決定いたしました。大津駅と熊本空港の間には中間駅もできるということで報道されましたが、既にこのルートについては、もう500mの範囲内に絞り込みが進んでいるということだそうです。令和9年度より整備に着手するということの報道もあっております。また、肥後大津駅周辺には商業施設が入るビルもでき、またその周りには広場もできるという報道もされております。

こういう隣接町の動きの中で、菊陽町、大津町のデメリットとしては、やはり土地が高騰し過ぎたというのもあるでしょう。商業地も30%以上が上昇したということで、土地価格も4倍、5倍に膨れ上がったという報道もなされております。菊陽町を含む4市町で、東京ドーム35個分、164haの農地が工場やマンション建設に転用されたということです。要は、申しました影響で西原村も今後、宅地探しや開発関係の申請がたくさん出てくるんじゃないかなというふうに予想されます。

西原村では1,000㎡以上については開発行為の申請の条例がございますが、村の土地規制、農地を対象としたのは農振法であったり農地法が主であります。これでは村として今後の対応、支障を来すおそれがあるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、農業、商業、観光、文教教育、住宅、工業地等について、土地利用のゾーニングに取り組む考えはないかということでございます。

西原村の農地は、今、甘藷や国指定の里芋などが多く占めております。1種農地もたくさんありますが、私は、1種農地は1種農地として守っていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

商業地については、村民の意向として、買物のできるところが欲しいというのが一番多いということで、この商業地については商工会とも十分協議をしていただきながら、商業施設の誘致をどこにするのかということもやっぱり真剣に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

観光地も同じで、どこの地域を中心に観光客を集客するのか。あるいは文教教育については、一番古い学校が山西小学校というふうに聞いておりますが、昭和50年に建築をされたということで、既に耐用年数を超えています。今、西原村学校規模適正化検討委員会も立ち上がって、既に会議がされ論議がされているというふうに思いますが、直面している課題ではないかなというふうに思っております。

村長、この文教教育のゾーンについては、やはり私は近々の課題として、すぐに取り組まなきゃいけないんじゃないかなと思っています。常に5年後、10年後はこうするというビジョンです。だからこの文教施設を、例えば社協や保育園の周りに造るのか、あるいは違うところに造るのか、そういったも

のをやはり十分検討を重ねながら決めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

住宅地については、企業より話が来たときにどこを候補地とするのか、やはりこれもゾーンを決めなきゃいけないというふうに思っております。

工業地については、T S M C 関連で今既に造成も行っておりますが、さらに工業団地の要望があったときに、そのときにばたばたするんじゃなくして、いつでも対応できるように、つまりゾーニング、土地を用途別に区分けすることで、土地の有効的かつそれぞれのゾーンに合った開発を進めるということが大事じゃないかなというふうに思っております。

10年後、20年後のよりよいまちづくりができるように、そのために前もって用地確保であったり、あるいは道路の新設であったり、水道施設であったり、先行投資ができるということですね。土地利用ゾーニング検討委員会をすぐに立ち上げ、将来のビジョンに沿うゾーニングに取り組んでもらいたいというふうに思いますが、村長の意見をお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

それでは、松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、西原村における土地利用の区画や規制の状況について、経緯を含めて総合政策課長よりご説明いたします。その後、再び私のほうから答弁させていただきます。以上です。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）村の土地利用区分及び規制の状況等についてご説明させていただきたいと思います。

西原村では、村内の全域が農業振興地域に指定されており、指定は昭和45年に遡ります。このうち約1,690haが農用地区域に指定されており、農地保全のために開発が厳しく規制をされているところでございます。

また、平成22年に、先ほど松浦議員が申されましたとおり、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例を定め、1,000㎡以上の開発や3階建て以上の建物を伴う開発については、村に事前協議を行い、承認を受けなければならないとしています。

一方、急激な宅地開発や景観にそぐわない建物の建築が進みました高遊地区につきましては、乱開発を防ぎ、秩序ある土地利用等を進めていくために、平成26年に熊本県が準都市計画区域に指定をしました。これにより、この区域では建築基準法による建蔽率・容積率や高さ等の規制を受け、3,000㎡以上の大規模開発については県知事の許可が必要となっております。

同じく平成26年に、西原村景観条例及び西原村景観計画を制定し、村内全域を景観計画区域に指定するとともに、このうち高遊地区から構造改善センターまでの県道堂園小森線を挟んで南北約1 km幅の地域につきましては、熊本県が熊本空港周辺景観形成地域に指定したため、村の景観計画においても景観形成地域に指定しました。これにより、県道堂園小森線沿いは高さ制限を10mとするなど、景観形成基準で定めた建物の高さ、外観、色彩等の制限をかけ、また、パチンコ店、ガソリンスタンド、レストラン、スーパーマーケットなどの特定施設の建築には事前の届出が必要となっております。

以上で説明は終わります。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ただいま総合政策課長より説明申し上げたとおりでございます。

村では、農地法、農振法のみならず、様々な法令に基づき土地利用に関する一定の制限を設け、乱開発を防止し、秩序ある開発を推進しております。

議員が提案されます土地利用ゾーニングにつきましては、平成14年に策定しました西原村土地利用調整基本計画において、住環境整備ゾーンであったり農村環境整備ゾーンなどが示されておりまして、現在に至るまで、この計画に沿った形で開発申請の承認等の事務を行ってまいりました。しかしながら、これには法的拘束力がなく、今後の西原村の進むべき開発・保全の両面から見ましても見直す必要があるというふうに感じております。

一般的にゾーニングと申しますと、都市計画区域指定に基づくマスタープランの策定であったり、市街化区域と市街化調整区域の設定、いわゆる線引き及び用途地域の指定といった作業が考えられますが、都市計画区域の指定の要件としましては、市または人口1万人以上の町村とされておりまして、人口集積がもう少し進まなければ次のステップには行けない、至らないといった状況でございます。しかしながら、マスタープランがなくとも準都市計画区域において用途区域を指定することは可能であります。

最近の西原村は、昨今のT S M C 関連の波及効果及び移住・定住に伴う宅地造成であったり集合住宅建設等の開発件数の増加など、規制開始当時と比べましても明らかに状況が大きく変化しているところでございます。

一方で、農地につきましては、議員が申されましたとおり、特産のサツマイモの販売が好調であり、基盤整備を実施しております優良農地は安定的に活用されているところでございます。

これから西原村がこういった方向に進むべきなのか。民間の開発を積極的に誘導する中、農地や自然、景観を守り、これまでの西原村を継承しながら現在の規制範囲内で開発程度で進むのか、今まさにその分岐点であることも

事実でございます。

私も民意を、話を聞いてみますと、大津町、菊陽町みたいに都市化をしたほうがいいんじゃないかという住民さんもおられますし、俵山が見える景観を残したまま少しずつ増やしていったほうがいいんじゃないかという住民さんが、ちょうど肌感覚で申しますと半々ぐらいじゃないかというふうに感じております。

そういった意味でも、松浦議員からお話のあったゾーニングに基づく村づくりも、今後の村の方向性を示す選択肢の一つとして必要であるというふうに考えております。準都市計画区域を拡大し用途区域を指定する、また、農業振興地域や農用地区域の見直しなど、様々なアプローチを検討してまいりたいというふうに思っております。

地域での考え方も様々であると思います。古くからの住民であったり、新しく移住者の方、高齢世帯とか子育て世帯、土地所有者であったり農業者の方など、様々なご意見があらうかと思えます。これから皆様のご意見を伺いながら、今後の西原村の進むべき方向を見据えて、村としての方向性が熟成できればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、お願いします。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。

今、村長のほうからマスタープランの話もありましたが、全国的に見ると、このマスタープランは1万人以下のところもどんどんつくっているという状況でございますので、それも踏まえて、ぜひ準備を進めていていただきたいというふうに思っております。

ゾーニングについては、例えば商業施設であれば山間地に造るわけにもいかないし、必然的に例えば堂園小森線であったりとかそういったところになってくるんじゃないかなというふうにも思います。また、文教施設については、今の施設がどこに建っているかというのも地図上に落として、どこが最適なのかというのをやっぱり十分検討していきながら、これらも早く決めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

令和6年3月に第6次西原村総合計画が作成されておりますが、その中に土地利用構想・土地利用計画については2027年度を目標となっております。ぜひ、今後の5年後、10年後といった将来のビジョンに合わせたゾーニングを取り組んでいただきたいということを要望して、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員が申し上げましたとおり、村の全体像、今年は村道の見直しを今、行っている最中でございます。鶏、卵ではないんですけ

れども、例えば学校のゾーンというか範囲がどこになるかは全く決まっていますけれども、学校があったり商業施設があったり、いろんなゾーニングによって村道の位置とか規格も変わってくるんじゃないかということで、そういうことも含めながら、私も5年後、10年後は地震の借入金が少なくなってくる頃に学校であったりとか、そういう建設を目指していこうというふうに思っておりますので、できるだけ早い時期にどういうふうに決めていくかというのも皆様にご意見を伺いながら、今後進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）松浦議員、3回目、どうぞ。

○3番議員（松浦哲也君）時間の関係もありますので、2問目に移らせていただきます。

2問目ですが、農業後継者問題に取り組む考えはないかということです。

全国的に農業者の離農及び高齢化が進み、農家数がますます減少しているという状況ということで、こういうふうになっていけば農地の荒廃が予想されるんじゃないかなというふうに思います。農地が荒れてしまうという、そういうのを危惧いたしますが、私が所有している畑ですが、大字布田のA地域としましょう。そのA地域は1種農地ですが、その周りを見れば耕作放棄地が目立って、残念ながら非常に荒れ始めているという状況が見受けられます。近くで農業をされている方々とよく話をしますが、その農家の方が言われるには、もう農業は俺の時代で終わりだからとか、あるいは子どもが会社勤めをしていて、農業の後継ぎをしないからとかいう、そういった非常に声が聞こえてきます。

現在、西原村は甘藷畑が非常に多くて、西原村を見たときには甘藷が多いなという、そういうひと目で分かりますが、今後、10年後、20年後を見たときに、農地に果たしてどれぐらいのサツマイモが植わっているだろうか、荒れ地になっていないだろうかというそういう心配をいたします。

そこで、まず、私がやっていただきたいことは、農家の将来の後継者等を把握するためにも、農家意向調査というのをやってみてはどうかということです。

農家の方々に、将来、10年後、20年後、後継ぎがいますかと、農地は誰が作りますかという、そういった調査をぜひやっていただきたいというふうに思います。農業意向調査を実施する一方で、新規参入者を増やすと。農業に意欲を持った方々を増やすという取組もぜひやっていただきたい。

今、新規就農者に対してのトラクターの購入とかの補助支援とかも行われています。やっぱりこれもさらに拡大をしながら進めていくべきじゃないかというふうに思います。

それと同時に、こういう取組を行うと同時に、農作業受託組織、営農組織の設立を考えてほしいということでございます。

今、農家が高齢化してきました。そして、病気で辞めなきゃいけないという方々もたくさんいらっしゃいます。そういう方々は、将来、自分の農地を貸したい、耕作してくれる人を探したいというのがあるかと思います。また一方で、若い方々は規模拡大をしたい。もっともっといっぱい作りたいという方々、あるいはご夫婦で一生懸命頑張っている方、そういう方もいらっしゃると思います。空き農地を耕作したいというたくさんの方々もいらっしゃると思います。

そこで、農家を貸したいという方、農地を借りたいという方、こういう方々の要望をかなえ、それと同時に農地の荒廃を防ぐということが出来るんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、受託組織、営農組織の設立に取り組んでいけばいいかなということで、村長のご意見をお伺いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

私も建設課にいましたとき、松浦議員も経験されたと思うんですけども、農政のほうで農作業をたくさんやって、昔はどんなに小さい田んぼでも畑でも擁壁によって復旧して、本当によくこんな小さい田んぼ、畑で植えて収穫されるなというふうに思っていたところなんですけれども、やがて35年ぐらい経過して、今、見てみますと、そこのうちの半分近くの米は段々畑がなくなって、山となって、イノシシとか鹿のすみかになっておるというふうに話を聞いて寂しい思いもしているところでございます。

本村の基幹産業につきましては、農家ということでございます。全国的な高齢化であったり離農については、本村においても同様な状況であるというふうに捉えております。

本村の農業者は、農林業センサスによりますと、農業経営体数は2015年においては501戸、2020年では428戸となっておりまして、5年間で73戸の減少となっております。内容を見てみますと、2015年では販売農家数が372戸に対し、2020年では309戸、自給農家数は129から119戸となっており、農家数の減少は販売農家数の減少が主な要因となっているところでございます。

さらにその前の2010年の農林業センサスの数値と比較しますと、減少幅は非常に大きくなっているのが現状でありまして、そのような中、国の施策ではありますが、平成24年度から新規就農者に対する支援策が設けられ、本村においても本事業を活用し、今年度までに44名が新規就農として認定されておりまして、今後の中心的な農業者の担い手として、村としても大変期待を

しているところでございます。

本当に農家さん、高齢者の方、今はカライモとか里芋が高いから頑張って高齢の農家さんもされていますけれども、価格が落ちたりとかやったときは、離農が大幅に進んでいくんじゃないかというふうに感じております。

この後の詳細につきましては、産業課長より答弁をさせていただきます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

質問の中にありました本村の農地の荒廃状況につきましては、畑作地においては、本村の基幹作物である甘藷を中心とした作付が多く、甘藷の高騰の影響もあり、畑作地帯では所狭しと甘藷の作付が見受けられているところでございます。また、水田地帯におきましては、熊本地震後の大切畑ダムの被災による水不足の影響もありまして、自己保全となっている水田、それから急傾斜地や狭小な水田地帯においては、一部では荒廃化が見られる農地が見受けられる状況となっております。

最初のご質問の農家の将来の後継者を把握するための意向調査につきましては、以前は農業経営調査として、毎年、集落の区長さんへご協力依頼をして実施をしておりました。内容といたしましては、作物別の耕作面積、農業従事者数、今後の農業経営規模の意向など、全集落を対象に把握することができておりましたけれども、個人情報保護や区長の業務内容の見直しの観点から、熊本地震後から中断している状況にございます。

意向調査においては、今後の村の農業の方向性を見いだせることと思いますので、全戸回収は難しいとは思いますが、回収率の上がる方法を模索し、また、昨年度策定いたしました地域計画においても反映させられる有効な調査となると考えておりますので、意向調査の実施につきましては、今後、前向きに検討してまいりたいと思っております。

次の新規参入増となる取組についてですが、農業への新規参入につきましては、農業機械や貯蔵施設など、その整備に多額の費用を要しておりまして、親元就農でない新規就農者には大変高いハードルとなっております。しかし、先ほど村長も申しましたとおり、令和4年度より農業機械の導入、上限1,000万円に対しまして75%の国・県の補助がありまして、実質の農家さんの個人負担は25%、250万円となる補助事業を活用しながら、就農者への負担軽減を図っているところでございます。今後も本事業を活用していきながら、新規就農者への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、農作業受託組織の設立についてでございますが、これまで本村においては稲作における植付け、稲刈り、もみすり、乾燥などの作業受託をされている農家さんがいらっしゃいました。この作業受託農家さんも若干減少傾

向にあるかと思っております。この作業受託につきましては、1戸当たりの作物の生産における農業機械の使用頻度が少なく、機械も高騰であることからできた農業形態であると認識しております。現在におきましては、夏場の農作物の薬剤散布が農業者の重労働部分に当たり、農業用ドローンによる作業受託が増えつつあるところでございます。

本村においても、本年度新規就農者を中心とした若手農業者による受託組織が設立されまして、次年度以降は薬剤散布も請け負うという計画でございます。

村といたしましては、行政主体ではなく、意欲ある農業者組織が自主的に作業受託等の事業計画を持ちまして、農業経営が持続して成り立つような支援を今後も継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、お願いします。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

今、農家数についても農業センサスで示されたとおりに、目に見えて農家数が減少しているという状況ということで、私も認識しております。

今月の熊日新聞に、9月10日でしたか、農地の実態ということで、農林水産省が発表いたしました。10年後の後継者が決まっていない農地、熊本県内で11万1,000haあるということですが、その中の31%、3万4,000haが後継者が未定という記事が載っていました。まさに今を象徴するような記事だというふうに思うんですが、西原村も、私はこれ以上に減少が今後見込まれていくんじゃないかなという非常に不安を持っておりますが、この農業意向調査、先ほど言われましたが、これも準備していきながら、農業受託組織の設立に向けてやっぱり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

この農作業受託組織については、今、産業課長のほうから話がありましたように、私も実は行政主体ではないほうがいいなというふうに思っております。やる気のある若手農業者で組織をつくるとか、これも一つの選択肢ではないかというふうに思っております。行政と農協が手を取り合って、例えばこの組織の場所を提供するであったり、あるいはパソコン等のそういった機器を用意するなり、また、組織の中には農家の方の相談窓口も開設する。もちろん農業委員会との連携も必要になってくるということで、そして最後に、予算も必要になってくるということで、私は役場内に置くんじゃなくて、組織は役場以外にその組織をやっぱり若手中心につくったらいんじゃないかなというふうに私は思っております。

軌道に乗るまでにより行政のサポートはしなきゃいけない。ですから、西原村の農業後継者問題に取り組むと同時に、西原村の農地も守らないかということでは私は思っております。

先ほどから前向きに検討するという意見がございましたが、私も行政にいましたんで、前向きに検討というのはやらないということじゃないかというふうに思っておりますので、前向きな検討じゃなくして、違った意味の言葉で、最後に村長のほうからお言葉をいただきたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

こういう取組なんですけれども、私が今、思っていますのが、いきなり村全部するのではなくて、例えば小森土地改良区とか小鶴田土地改良区とか、そういう組織がありますので、そこに相談して、例えば調査を行ったりとか、若手中心の受託体制を整えるのを応援するような形で場所の提供であったりとか、例えばそこに補助金を、受託する団体の設立のための補助金とかも活用を入れていって、村で後押しできるような形ができればというふうに感じております。

まずは実験ということで、少し小さい区域ということでさせていただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目質問、お願いします。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

西原村の農地を守る、将来の。そういった思いで、ぜひ農家意向調査なり、営農組織に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいなということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西口義充君）続きまして、受領番号2番、7番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。

（7番議員 中西義信君 登壇 質問）

○7番議員（中西義信君）おはようございます。7番、中西です。

ちょっと雑音で、声が変わってすみません。

ただいまから、先日申込みいたしました通告に従って質問を行います。よろしくをお願いします。

総合体育館の防犯の観点から。

防犯パトロールで総合体育館周辺での非行防止・騒音対策として、体育館の閉館時に、正面入り口にチェーンもしくは西側入り口のような進入禁止のポール等を設置すべきではと考えるがいかがと書いております。

西原村は、交通管区は大津署になります。その中に生活安全課という部署がありまして、その青少年防犯パトロールという組織に2年ほど前から属しております。毎月防犯パトロールをやっております。メンバーは、一般住民、私も含めまして4人と駐在所の山下警部補と5人で回っております。村内のちょっと大きなコンビニであったり学校であったり、またほかにイベン

トにも参加して防犯の対応を行っています。少年院の見学もさせていただきました。やっぱりこれまでに数回、幾つか現場で帰らない子どもたちとかと接することがございまして、雑談をしながら子どもたちを落ち着かせて帰るように促したりしています。防犯のパトロールが終わって反省会は開きますけれども、やっぱり夏の問題、冬の問題、いろいろございますが、一番の懸念は総合体育館周辺のことです。

まず、道路沿いに面していて分かりやすい場所であること。明かりがありまして、屋外トイレが2か所もございまして。多目的と言っていいのかあれですけれども、鍵がありますけれども、男女それぞれには鍵がございません。今は体育館内も外も芝生広場も一般の方々の健康増進や散歩であつたり、南方の方々の皆さんがサッカーを楽しまれていますし、すてきな憩いの場所だと思いますが、実は1度、遅くにちょっと元気なやからの方々が集まったことがあります。今のうちに何か対策を考えたほうがいいのではとの心配からの質問です。

体育館の消灯後に敷地にまずは入れないようにするのが一番です。そこで、体育館の正面入り口の進入口が2か所ございまして。そこにチェーンかロープを張って防ぐのが一番かと思います。反対側の小森団地と面したところの防護柵みたいな重量がある品物は、毎日のことになるので大変かと思って、チェーンとかロープがいいんじゃないかとの判断ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）教育長。

（教育長 中村賀一君 登壇 答弁）

○教育長（中村賀一君）中西議員におかれましては、平素から本村の教育行政に対しますご理解並びにご協力を賜り、感謝申し上げます。また、大津警察署管轄の西原地区少年補導員として、少年の非行防止や青少年健全育成に向けた補導活動にご尽力を賜り、併せて感謝申し上げます。

それでは、中西議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、西原村運動公園は、災害時の避難所や車中泊の活用など、防災拠点としての役割を担っているため、東側入り口、また県道からの入り口には、車止めや門扉を設置しない方針で建設が進められてきた経緯がございまして。その後は、開園当初から現在に至るまで、特段問題になるような事案の報告はなされておりません。これは少年補導員の方々の定期的な見回り、また、体育館職員による声かけ、さらには園内における防犯カメラ等の設置によりまして、一定の抑止力が働いているものと考えております。

ただし、議員ご指摘のとおり、進入禁止を示す看板等が設置をされておりませんので、無人となる夜間の暴走行為や若年層の集まりによる犯罪の温床

になることは懸念をされます。また、朝の時間帯におきましては、公園内を時間短縮の抜け道として利用する車も見受けられます。このような問題を未然に防ぐためには、進入抑制を目的とした柵の設置は必要であると考えております。

先ほども申しましたように、運動公園は災害時の拠点であるために、災害発生時には緊急車両や避難者が園内に容易にアクセスできる環境が必要でございます。加えて、本年10月からは、益城・西原空港ライナーの実証運行も始まりますので、侵入防止柵は可動式による撤去しやすい構造であることが前提と思われます。

以上のことから、防犯対策並びに緊急災害時の対応を勘案し、最も効果的かつ管理しやすい可動式ポールやチェーンゲート等の設置を行うことは重要でございます。

また、防止柵の設置箇所につきましては、テニスコート側の入り口、体育館前の横断歩道の北側、そして運動公園の東側の入り口の3か所を想定しております。ただし、この東側の入り口に関しましては、閉館時におきますどろり広場の利用を踏まえ、利便性を考慮して位置を検討したいと考えております。

総じて、侵入防止柵の設置は、防犯上の観点から、健全な利用環境を保持するという役割を保ち、災害等が発生した場合には、迅速な撤去によりまして一連の活動を妨げないよう配慮してまいります。

今後も関係部署と連携をしながら、犯罪未然防止の観点を重視し、地域住民が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

以上、運動公園の防犯対策に関する回答を終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）2回目の質問、お願いします。

○7番議員（中西義信君）先ほどの松浦議員のときのお話ではございませんけれども、検討するとは重みが違うのかなと思っていますので、前向きな検討じゃなかったら本当に大事なことだと思って取り組んでいただきたいと思います。

前回の一般質問でもございました騒音対策のことも関連していると思います。幾つかあると思いますけれども、本当にやっぱりそういったたまり場にならないことを期待します。何しろ転ばぬ先のつえじゃないですけども、絶好の集合場所ということを申し上げて次の質問にいきます。

2番目です。

総合体育館について環境整備の観点からと書いております。

正面の芝生とそのり面は草刈りが定期的に行われているが、県道堂園小森線はそのまま。そこで、景観をよくするために県と協議し、県道の体育

館周辺は、村で除草管理をする旨を打診してはいかがと書いております。

先ほども申しましたが、芝生広場はよいオアシスみたいなところだと思います、隣の遊具公園も含めて。また、毎週土曜日にはかけっこクラブが活用していて、この芝生広場でリレーハーフマラソンを2回行っています。私も裏方でかき氷とかを出して参加しています。

昨年、1回目のときに、芝生広場の北側ののり面を私が初めて草を刈りました。その後は体育館の職員さんが気を遣って頑張っておられて、いつもきれいにされています。ただ、その先の用水路の反対側、県道堂園小森線側ののり面に生コンがしてありますけれども、どうも雑草の力には勝てないというか、しっかり茂っております。現に見えなかった体育館から高遊方面に出る出口の左のガードレールの支柱が壊れていまして、見えなかったのかもしれませんが、理由は分かりませんが、やっぱり雑草があるなしでは違ったのかなとも思っています。

そこで、県と相談して、何ならその駆除の予算等も活用して村で行ってはどうか。せつかくの総合体育館、周りまできれいなほうがよいと考えるのかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、運動公園内の除草等の維持管理につきましては、教育委員会の職員にて定期的に行っていて、園内の景観美化に努めているところでございます。

しかしながら、議員が申されましたとおり、県道堂園小森線と並行する水路ののり面と県道の路肩部には長い距離において雑草が生い茂っている状況でございます。

県道の除草作業につきましては、道路管理者であります阿蘇地域振興局土木部において、毎年除草が行われておりまして、例年は7月中には委託業者より除草業務が完了するというところでございますが、今年度においては、受注業者の都合により除草作業が遅れているというふうに聞いております。

ご質問は、運動公園に面する区間の県道側を村で除草できないかとのことでございます。

まず、このことにつきまして県土木に確認しましたところ、村で除草を行うことは問題ないということでございますが、ただし県道内での作業や交通規制が発生する場合は、土木部と協議が必要と、予算も村でということでございます。

県道堂園小森線は、ご承知のとおり、大変交通量が多い路線でございます。県が実施します除草業務につきましては、車道側から作業されており、危険

が伴うために交通誘導員を配置し作業されているような状況でございます。このため、仮に村で作業を行う場合も同様の措置が必要となり、作業に危険が伴うことから、安全性を考慮し、これまで同様に県で除草の対応をお願いできればというふうに考えています。

また、当村において、道路品評会と称しまして、村民の方々には毎年春、夏の道路清掃により村道の環境美化にご協力いただいていることから、景観への意識が特に高いものと常々思っているところでございます。今回の中西議員のご質問もこのような景観に対する高い美意識からのものであるというふうに思っております。

今後、県に要望するに当たり、ご質問のとおり、運動公園に面する区間だけでも年2回の除草、あるいは先ほど申されましたとおり、現在、施工済みである張りコンクリート、調べてみますと、これは平成30年に張られたコンクリであるというふうに聞いております。これの補修、補修内容を聞いてみますと、樹脂系のものを注入する方法などがあるというふうに聞いておりました。これもやはり草の根から一旦除去しないと効果はないということでございまして、なかなか厳しいことが予測されますけれども、県も村同様に、除草等の維持管理に要する経常的経費には予算全体でもある程度のウェートを占めているということから、対応は大変厳しいということではありますが、今回のご提案を受けて、根気強く要望をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目の質問。

○7番議員（中西義信君）おっしゃるとおり、1回やったから生えないというわけではないと思います。何回も小まめにできればやっていただきたい。何なら、春先から除草剤でいけばもっと楽な方向になるのかもしれませんが、いかがですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）除草剤の散布は、恐らく県はアウトだと思いますので、その作業はできなくて、やはり手での作業、草刈り機、手の作業、または張りコンクリートのひび割れの補修等のこの2つしかないというふうに思っております。頑張って要望したいというふうに思っております。以上です。

○7番議員（中西義信君）頑張ってください。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○7番議員（中西義信君）村民の皆さんも活用されていますけれども、大きなイベントもいっぱいあそこで行われていますので、景観じゃありませんけれども、外側もやっていただきたいなと思っています。心配は尽きませんけれ

ども、先ほどの芝生広場と県道の間の用水路に対しては、まだフェンス等がつけてなくて、ここで質問したときは考えるという話はありませんでしたが、今もございません。後々に大きな事故にならないことを心配しながら申し上げ、3つ目の質問にいきたいと思います。

じゃ、3つ目にいきます。

観光面の促進から駐車場の設置について。

グリーンロード（ケニーロード）の地蔵峠・俵山縦断道入り口には、入り口付近の800m下の南阿蘇村の駐車場があるが、本村側にはない。同入り口500m手前には前の貯木場跡がある。国立公園内かと思うので舗装はしなくてもよいと思うが、ここを整備して駐車場にできないか。

実は、この質問は、地震の前、1回したような記憶がございます。再度の質問です。

今年4月に、総務課長の同行をお願いして、8年ぶりに村有林視察を行いまして、やはり登山者を結構見まして、村にも観光協会もできたわけで、どんどん来ていただきたいと思うのが常ではないかと、一議員として、また一般民として、また村長も同じ考えであると推察します。

村内のトレイルランを水害から2年ほど実行できていません。原野内の村道改修工事が来年3月までとなっておりますので、何とか来年はと河上代表は思っておられます。

質問事項も書きましたように、南阿蘇側にあるのに村内側にはありません。おととい、16日に再度確認に行きましたが、交通量もそこそこありまして、南阿蘇側の駐車場には6台、そのそばの側道のスペースに2台、行ったのは午後でしたので、多分午前中も10台以上止まっていたと想像します。そのうち2台は鹿児島、久留米ナンバーでした。

私が駐車場としてどうかと言った場所は、数年前までは伐採した材木を集めて大型トラックへの積み込み場所でした。今は雑草が茂っていますが、地盤は硬いところです。雑草を刈って砂利等で整地して駐車場にできないか、お尋ねします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この駐車場の件につきましては、観光促進の面から、駐車場の設置の件につきましては、商工観光課長が回答いたします。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）中西議員のご質問、グリーンロード南阿蘇に観光促進の面から駐車場整備はできないかというご質問にお答えいたします。

まず、グリーンロード南阿蘇は、ご承知のとおり、本村と南阿蘇村をつなぐ南外輪を走る道路で、村道に認定してあるため、お互いの村で町村界を境

に管理しております。

南阿蘇村での土砂崩れ等により 9 月 2 日まで全面通行止めとなっておりましたが、先ほど中西議員言われますとおり、現在は通行可能となっております。

ご質問のとおり、南阿蘇側には駐車場がございますが、本村のほうには駐車場がないということは承知しております。

議員が示されている貯木場跡と言われる場所は、大字宮山字医王寺向地内でございます。大津町の所有地ということでございます。地目は山林でございますが、森林法に基づき、農林水産大臣や都道府県知事が指定する保安林ということになっております。保安林は立ち木の伐採にも制限があり、土地の形状の変更にも規制の対象となりますので、所管の林野庁や県の許可が必要になります。グリーンロード南阿蘇をまたぐ形で国有林はございますが、現地は国立公園内ではございません。

先ほど申し上げましたとおり、所有者は大津町ということと、本村と同様に入会権があるというふうに聞いております。

一般的な土地利用の観点から申しますと、本村が駐車場を整備することであれば、整備費用や整備後の維持管理、駐車場とした土地の使用料、賃借料などが発生することとなりますので、関係機関との十分な協議が必要になるというふうに考えております。

これから先、経常的な経費の負担も視野に入れての検討が必要になると考えます。登山道の整備や維持管理も含め、駐車場の整備につきましても地権者のご意見や方針、維持管理のルールづくりなど、十分な協議が必要になると考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君） 2 回目、お願いします。

○7 番議員（中西義信君） 大津町所有とは私も知りませんで、分かっただけでもいいのかなと思っています。できれば、今後、協議等話をしていただいて、どれぐらいかかるかも含めて、概算でもいいからやっていただく価値はあると思っています。

なぜかといいますと、令和 6 年の決算報告の主要な成果の説明書の中にある 34 ページに、観光資源の発掘と俵山登山ツアーといろいろ書いてございます。これは萌の里からのほうのやつですけれども、書いてあります。それと 35 ページの（2）には、阿蘇南外輪山観光推進協議会というのも書いてあります。いろいろ読めばなるほどなと思うことであります。そういった中において、やっぱりこちらで駐車場を造って観光を盛り上げようということも考えていいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、大津町と。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君）駐車場の件もございますけれども、村としては、まず、俵山の登山道の復旧をできればというふうに思っております。何回か以前の企画商工課、今の商工観光課、俵山登山の前に1回登って調査をしているんですけれども、製氷記念碑近辺がまだ通れないということで、九電の管理用道路でもございまして、そこら辺と今後は協議を重ねて、まずは登山道の整備を最初にさせていただいて、その後、前回加藤議員からも話がありました宮山での駐車場であったり、周辺の駐車場の整備を順次計画的に行っていければというふうに思っております、できますならば、駐車場の前に登山道の整備計画から整備を先にさせていただければというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）3回目。

○7番議員（中西義信君）分かりました。前向きと捉えて行動されることを願っています。

やっぱり先ほどの件に戻りますけれども、この場での対応だけではなくて、行動に動いてほしいし、課長なんかは大津町さんと話ができるのであるならばやっていただいて、これは村対村になるのかもしれませんが、こういう考えがあるということを観光面からやっていただければと思います。やっぱり何か7割ぐらいは山なわけですから、大いに利用してやってもらう、増やすべきだと思っています。

それから、16日も、その前も言ったんですけれども、せっかくやからと思って秋田のほうまで下りました。先ほどの清掃作業がきちんと早めにされておられまして、きれいでした。帰りのほうは、やっぱりケニーロード、村道のほうはちょっと、ケニーロード入り口からその登山道まではまだできておりません。出ようと思って大規模林道を下りました。そこはきれいに清掃作業は終わっております。

観光の問題もございますから、できればそんなにあそこら辺りはばんばん伸びるわけではないので、やっぱり季節的に早めには清掃作業の発注をやっていただくことを願って質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前11時08分）

（午前11時20分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

受領番号3番、4番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○4番議員（尾崎幸穂君）改めまして、皆さん、こんにちは。4番議員、尾崎

です。

通告書に従い、2件の質問をさせていただきます。

まず、1件、役場の窓口受付時間について質問いたします。

現在、本村の役場窓口業務では、課によっては職員が勤務時間の大半を窓口対応に追われており、通常業務が窓口時間終了後に後ろ倒しされることで、時間外勤務の一因となっています。この状況は、職員の働き方改革の観点からも、また限られた人員で安定的に行政サービスを提供していく観点からも、見直しが必要な重要な課題であると考えます。

一方で、住民サービスの低下を招くことなく業務を効率化する方法として、D X化、デジタルトランスフォーメーションの導入が進められています。例えば福岡県古賀市では、2023年1月に公式L I N Eアカウントを開設し、住民とのコミュニケーションをデジタル化、行政手続のオンライン化を進め、さらに2024年にはJ P K I、Japanese Public Key Infrastructure、これは公的個人認証サービスです。こちらを活用した給付金申請機能を導入しております。マイナンバーカードをスマホにかざすとL I N Eで本人確認ができ、住民、職員ともに手間が削減され、給付も迅速になり、住民、職員双方の負担を軽減し、迅速な手続が可能となっています。この結果、2025年1月には、全国最長クラスとなる窓口時間の90分短縮を実現しました。

また、熊本市でも、働き方改革と業務の効率化を目的に、窓口業務の受付時間の短縮を検討中です。熊本市の対象は、区役所や出張所、市役所の税関連窓口で、現在の午前8時30分から午後5時15分という受付時間を、朝夕30分ずつ短縮する方向で議論が進んでいます。

これ、熊本市の試算になります。令和6年4月1日現在で熊本市の職員は1万269人、これを基に想定された試算では、約6,000時間の時間外勤務の削減、約1,500万円の人件費削減という効果が見込まれています。これを村に置き換えると、ここまでの予算削減や時間外勤務の削減はないかとは思いますが、これを導入してはどうか。窓口受付の短縮、これを本村でも考えてはいるのかなと思います。

もちろん一部では、住民サービスの低下を懸念する声も出てはくると思います。それを補うためにオンライン申請や事前予約制の導入など、住民の利便性を維持する工夫も検討していかないとはいけません。

こうした事例に学びながら、本村でも窓口業務の負担軽減と同時に、職員の能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めていくべきだと考えます。具体的には、窓口対応の時間が長時間に及ぶことで、職員同士の課題の共有や業務改善に向けた議論の時間が確保しづらくなっている現状があると思います。

逆に言えば、一定の時間を住民対応以外の業務、政策立案、協働、事務改善などに充てることができれば、職員の主体的なアイデアや提案が生まれやすくなり、組織全体の政策形成能力の向上にもつながるのではないかと考えます。

そこで、以下の3つの点をお伺いいたします。

1点目、現在の窓口業務の実態、対応件数や時間外勤務の状況などはどうなっているのか。

2点目、デジタル申請やDX化の導入の状況と今後の見直しについて伺います。

3点目、以上の状況を踏まえた上で、窓口受付の短縮を検討する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問でございますが、その前に、現在までの新たな新規採用状況について、少しご説明をさせていただきます。

今年4月、5月に窓口業務での時間外勤務時間が多かった住民福祉課につきましては、これまでに会計年度任用職員を2名採用しておりまして、窓口業務に従事させています。こうした人事配置の結果、住民福祉課の6月から現在までの時間外勤務については、最も多かった5月と比べますと半分以下というふうになっております。4月1日に異動や課内異動等の職員につきましては、最初は新しい業務遂行に苦慮しておりましたが、4月以降、約半年が過ぎ、業務の熟練度が増し、業務遂行がスムーズになり、落ち着いてきたというふうに感じております。また、各課の残業時間、休日取得状況をデータで見ましても、以前と比べて格段と平均化されております。

さらに、9月採用の社会人枠での正規職員3名を採用しておりますけれども、住民福祉課、産業課、総合政策課へ1名ずつ配置をしております。そのことで、住民サービス向上に直結する新たな政策立案が各課から上がってくることを大いに期待しているところでございます。

来年4月には総合窓口ということで、いろんな今、職員間で研究がなされております。少し、まだはっきりとは答申とかを聞いていないんですけれども、内容を聞いてみますと、やはり窓口で混雑する最近の一番の要因が外国人の方々が3名、4名グループで来られて、そこで、窓口でやっぱり会話とかそういうので長時間を要しますので、外国人のグループの人は総合窓口の受付から1歩隣か何かで外国人専用窓口をつけたらいいんじゃないかとか、そういう案が結構若い職員を中心に出ておりまして、これから検討していけ

ればというふうに思っているところでございます。

2つ目のご質問のD X化導入の検討については、当然、村としてもこれからD Xを活用した窓口業務の改善は住民サービスの向上を高めると同時に、村民の方々のニーズに応えることができる重要な施策であるというふうに認識しております。

本村におきましては、住民サービスの向上を主な目的としまして、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書などを令和6年2月1日からコンビニ交付を開始しています。県内でもいち早く導入しておりますが、役場窓口へ行かず、最寄りのコンビニ等で発行可能となったことは、利用者の方々からも好評を得ているというふうに思っております。

それから、保健衛生課におきましては、L o G o フォームを活用し、国保・後期高齢者医療・介護保険等の各種届出につきまして、スマートフォンなどによる電子申請を可能とする準備を進めています。これから準備が整ったものから順次広報西原やホームページ、S N S、L I N Eを通して住民の皆様へお伝えしていきたいというふうに考えております。

最近の自治体間の取組としましては、やはり共通の認識を持っておりまして、広域で連携してのD X化ができないか模索しているところでございます。例を挙げますと、熊本連携中枢都市圏において合同で導入することで、住民サービスの向上、また費用の削減などを目的に協議が活発しているところでございます。

やはり同じやつを入れると、例えば証明書なども西原村のものが熊本市で取れたり、大津町で取れたりするものも増えてくると思いますので、できるだけ広域で取り組めるように進めていきたいというふうに思っております。

このようなD X化の取組により、住民の皆様の利便向上を図り、ひいてはこのことが役場窓口の混雑低下につながるというふうに考えておりますので、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

3つ目の窓口受付時間の短縮につきましては、今日の新聞にも掲載されていましたが、ご指摘のとおり、近年導入する自治体が結構多くなってきているところですが、職員の業務効率化や働き方改革のための重要な取組であると認識しておりますが、一方で、やはり議員が申されましたとおり、住民サービスの低下になることを常に頭に置いておかなければならないというふうに感じております。導入に当たっては、手続のD Xが進んで、住民の皆様が来庁しなくてもよい環境を整えて、近隣町村の動向等も見まして、住民さんの利便性を低下させないことを前提に考えていきたいというふうに思っております。

こういった点を踏まえて、先ほど申しましたように、総合窓口の若手で話

し合っている体制もありますし、グループがありますし、職員組合にも1回話を振って、これからの窓口体制、それから受付時間の短縮等を協議していきたいというふうに思っております。

西原村としましても、今後も一層事務手続の見直しに取り組んで、将来的には窓口時間短縮につながって、職員もよくなる、住民さんもよくなるように努めていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、質問をお願いします。

○4番議員（尾崎幸穂君）住民福祉課への職員増員や人員配置により、時間外勤務が改善されたということで安心いたしました。コンビニの各種交付も好評ということで、さらにL o G oフォームによる電子申請の準備も進んでいるということで、住民サービスの向上と業務効率化に向けた村の取組が着実に動き出していることが確認できました。

その上で幾つかの点について再度質問いたします。

保健衛生課では、L o G oフォームを用いた電子申請の整備が進められているとのことでしたが、こうしたD Xの取組が今後ほかの課にもどのように広げられていくのか。住民福祉課の窓口業務でも、児童手当の給付金の申請などについて電子化が可能な部分もあると考えます。こうした業務単位での見直し、D X化の進め方について、具体的な方向性があればお聞かせくださいというのが1点。

あと、窓口受付の短縮について、将来的に検討していくとのことでしたが、将来というのが見えている目安や条件、そういうのが具体的にあればお聞かせください。

3点目、もしそれを行うとなった場合、住民への周知や理解の促進が必要だと思えます。古賀市のほうでも、その周知や理解をしていただいたことにより、住民さんの方から大きな苦情などはなかったと聞いております。こういう観点から、どういうふうな周知、説明をもしされんとするならばしていくのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）3つのご質問にお答えいたします。

一番最初に、D Xをどのように進めていくかということなんですけれども、現在、L o G oフォームによって保健衛生課のほうでつくっていただいております。まずは、見本をそこでつくっていただいて、こういうふうにすればいいんじゃないかという形ができた時点で、周りの課に積極的に推進して進めていきたいというふうに思っております。

また、課によっては、例えば税務課が申告時期とかはできませんので、業

務が比較的すいている時間帯にそういうL o G oフォームとかの作成をやっていければというふうに思っております。できれば短期間でやりたいと思っておりますけれども、今、ちょっと役場の庁舎改修等で、引っ越し等で難儀しておりますので、そこら辺は無理のない程度に進めていければというふうに思っております。

2つ目の今後の目安、条件ということなんですけれども、まずは、これを受けまして職員間で話をさせていただいて、まずは課長会議等で話をして、職員にそれを振ってもらって、必要であればLINE WORKS等でアンケートを取りながら進めていって、いつとはまだそこら辺も、いつとかいう目標を決めるのも今から決められればというふうに思っておりますので、少々お待ちいただければと思っております。

それから、3番目の住民への周知、議会への報告もすぐにはできないと思いますので、やはり少なくとも半年か1年ぐらいは前に告知しておきたいというふうに思っております。これも職員との2番目の協議と並行して、議員の皆さんには、この前やりました事業説明等の中で随時ご相談できればというふうに思っておりますので、ご支援、ご助言等をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○4番議員（尾崎幸穂君）住民への周知、理解、先ほどのL o G oフォームの件もありますが、これの使い方などもしっかりと住民の皆さんにお伝えしないといけないと思います。例えば広報紙などでお伝えするというだけでなく、直接住民さんのほうに教えるような体制ができればいいんじゃないかなと思います。

また、先ほど外国人対応専用のということを言われたんですが、それもほかの住民さんからの指摘にもありましたごみ出しとかもしっかりと徹底して教えていただきたいということでした。企業さんに入っているところは問題ないと、村内の。ただ、村内の企業ではなく、そこから派遣される入れ替わりが激しいところがちょっとごみ出しの問題があるということなので、直接担当ができるのであれば丁寧に説明ができるような体制も一緒につくっていただければなと思います。

以上を申し上げたように、役場の窓口受付時間の見直しは、業務時間短縮だけでなく、業務の効率化と住民サービスの質をいかに上げ、維持向上させていくかという観点が重要だと思います。これは職員と住民と一緒にやっていかなければならないことだと思います。

D Xの推進や手続のオンライン化が進む中で、職員一人一人が住民対応以外の業務にも十分な時間と力を注げる環境を整えることが求められます。そ

のために職員同士の課題共有、この時間が今現在取れているかというところ
です。課題共有や改善に向けた議論の時間の確保、これが必要だと思います。
政策形成の能力の向上につながる働き方の見直しとして、受付時間の短縮を
お願いしたいと思います。他自治体の先進的な事例、先ほど古賀市を挙げま
したが、そちらを参考にさせていただくといいかと思います。

このような両立を目指した制度設計を進めていくことをお願いして、1件
目の質問を終わります。

続いて、2件目の質問にまいります。

2件目、野良猫・地域猫対策についてお伺いいたします。

以前より、野良猫によるふん尿被害や鳴き声、敷地への侵入など、生活環
境に関する苦情や相談が村内の各地で聞かれるようになっております。特に
住宅地周辺では、日常生活に支障を来すようなケースもあり、対策が求めら
れている状況です。

このような中で注目されているのが地域猫活動という考え方です。この地
域猫活動とは、野良猫をむやみに排除、駆除するのではなく、地域の理解と
協力の下で不妊去勢手術を施し、餌やトイレの管理を適切に行い、最終的に
猫の数を自然的に減らしていくという地域ぐるみの取組です。既に多くのと
ころで導入され、野良猫問題の現実的かつ人道的な解決策として評価を得て
いるところです。

本村においても、野良猫に関する実態をまず正確に把握し、住民、関係団
体と連携した具体的な対策を検討すべき時期に来ていると考えます。

そこで、以下3点についてお伺いいたします。

本村における野良猫・地域猫に関する相談、苦情の現状把握について。

まず、野良猫や地域猫に関する苦情、相談の件数や内容、発生地域の傾向
などについて、本村はどのように把握されているのか、お伺いいたします。
また、近年、その件数に変化が見られているのかも一緒にお伺いいた
します。

2点、地域猫活動への支援や去勢避妊手術への助成についての考えはいか
がでしょうか。

地域猫活動を進めるには、住民や団体の自主的な取組だけでは限界があり
ます。これには行政の支援が必要不可欠だと考えます。例えば宇城市にある
熊本県動物愛護センターアニマルフレンズ熊本では、一定の条件を満たした
地域猫活動グループに対して、避妊去勢手術を無料で提供する制度が設けら
れています。また、どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業も
行政や団体と連携して無料手術を提供する仕組みであり、本村としてもこれ
らの外部資源の活用が検討できるのではないかと考えます。

このどうぶつ基金のさくらねこ不妊手術事業に関しましては、熊本県内では協力病院が菊陽町に1件と限られているため、なかなかこれを、無料のチケットを手にするのが難しい状況です。さらに近隣自治体では、独自の助成制度が導入されています。例えば大津町は1頭当たり1万円の助成、菊陽町、合志市は1頭当たり5,000円の助成がされています。こうした地域との制度格差を埋める意味でも、本村としても今後、地域猫活動への支援、避妊去勢手術への助成制度の創設を検討していく考えがあるか。これが2点目。

被害軽減策の一つとして、猫よけ（超音波装置）の貸出しを行う考えはあるかという点です。

野良猫による被害を直接受けている住民に対して、実効性のある対応策として、猫よけ、超音波装置などの貸出しを行っている自治体があります。阿蘇市、南小国町、甲佐町、嘉島町などで実施が近隣ではあります。貸出期間はおおむね2週間程度、甲佐町では1か月、貸出台数は1世帯1台、阿蘇市は2台まで。このような事例は行政が住民の自助努力を後押しする具体策として有効であり、低コストで迅速に導入できる施策でもあります。本村でもこうした装置の貸出しを行う考えがあるか、また、現時点で検討中の対策があれば教えてください。

以上、3点お願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）それでは、尾崎議員の質問2問目にお答えいたします。

野良猫につきましては、全国で増加傾向にあり、多くの自治体で共通する課題となっております。

本村におきましても同じような状況でございまして、住民の方々から、野良猫が多いとか、どうにかならないかというご相談を多々多く受けております。

猫につきましては、繁殖力が高く、年に二、三回出産が可能ということで、放置すると短期間で数が増えるということでございます。野良猫が殖えることで、ごみ荒らしであつたりふんや尿による悪臭、鳴き声による騒音など、様々な問題が発生しています。

このような状況を踏まえまして、本村における野良猫・地域猫に関する苦情であつたり相談の現状、避妊去勢手術及び被害軽減策における近隣自治体の取組などについて、まずは保健衛生課長より説明しました後に、再度、私から村の考えを述べさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

まず、本村の野良猫・地域猫に関する苦情や相談の状況でございますが、本村でも多くの苦情及び相談を受けており、特に住宅が密集している集落から相談が多いと感じております。

内容につきましては、庭に入ってきてふんや尿をしたり、家や車を傷つけるということだけではなく、自宅の倉庫に巣を作って子どもを産んでいるからどうにかしてほしいといったものや、野良猫の鳴き声がうるさいなどとの苦情も多々あっている状況を把握しております。また、交通事故に遭って道路の上で亡くなる猫や個人の敷地内で野良猫が亡くなっている、そういった状況があるため片づけてほしいというような相談も多くあっている状況でございます。

村におきましては、野良猫が住みつく一番の原因は餌づけであると考えており、繁殖や近隣トラブルの原因となっておりますので、それを行っているという情報があれば、阿蘇保健所と連絡を取り合い、合同で指導をする等の取組を行っております。また、定期的に防災無線やホームページ等による注意喚起を行っている状況にあります。

次に、地域猫活動につきましてですが、地域猫活動は、野良猫の数を増やさないために、避妊去勢手術により繁殖を抑制し、餌を与える場所と時間、食べ残しの処理、トイレの設置、清掃等を地域で行うというものでございますので、地域住民の理解と協力が必要な取組だと考えており、有効な取組だと思っております。

村で登録する制度がないため、活動状況については把握ができておりません。熊本県では、町内会や自治会などによる地域猫活動に対し、補助金を交付するというような制度が用意されております。これは最大30万円まで補助されるというふうに聞いております。ただ、この活動につきましては、活動を始める前に保健所へ申請が必要になってくるということでございます。

活動組織の条件としては、活動目的を共有し、猫の頭数や個体情報を持続的に管理できる2名以上の成人のグループ（同一世帯は不可）であれば申請は可能というふうになっております。

避妊去勢手術に対することについてでございますが、費用につきまして確認しましたところ、県内の動物病院で避妊及び去勢をする手術をする場合、避妊で約2万円から3万円、去勢で約2万円前後の費用がかかるようです。この費用につきましては、議員がおっしゃられましたように、県のアニマルフレンズ熊本で無料で行っている飼い主のいない猫の避妊去勢手術支援事業や、公益財団法人どうぶつ基金で行っているさくらねこ無料不妊手術事業、また、近隣の自治体、この辺で言うと大津町、菊陽町、また合志市等でもされておるということですが、独自の補助事業等をされているような状況にあ

ります。

大津町の状況について確認しましたところ、昨年度の実績として、議員が言われましたように、1頭につき1万円の補助、補助対象者は町内在住の個人及び団体、年度内に申請者1人当たり上限を3頭としておりまして、令和6年度の予算の状況といたしまして、20万円予算が組まれていた中で、実績としまして20頭20万円を全額支払われているところでございます。

次に、菊陽町に確認したところ、1頭につき5,000円の補助をされているということで、補助対象者は町内に住所を有する個人及び町内で活動する団体で、こちらも年度内におきましては、申請者1人当たり上限が3頭というふうに聞いております。令和6年度の予算額は10万円で、実績として8頭あっておりますので、4万円支払いが行われている状況でございました。

県やどうぶつ基金で行われている無料で行える事業につきましては、予算の上限、申請から二、三か月かかるということ、また手術する病院が限られており、県内には先ほど尾崎議員がおっしゃられましたように、菊陽町に1か所しかございませんというところから、町の助成を利用される方も多いというふうに聞いております。

次に、被害軽減策の状況でございますが、被害軽減策といたしまして考えられるものとして、市販の猫よけスプレーや木酢液などの忌避剤を活用する、また香りの強いハーブなどの植物を置く、とげ付マットやネットで地域への侵入を防止する等がありますが、ご質問の中にありましたように、超音波装置も有効な被害軽減策だと認識しております。

令和2年に阿蘇地域動物愛護推進協議会より阿蘇郡市の市町村にこの超音波装置が配布されていたようで、本村にも1台所有がございました。配布された後に野良猫が殖えているという話があった集落に設置してございましたが、設置場所や台数不足などがあり、効果は限定的だったと聞いております。その後の利用はあっておりません。

近隣の自治体に確認したところ、阿蘇市、南小国町で借用実績があるということでした。阿蘇市は5台、南小国町では8台保有されており、年に数件申請があるとのことでした。置く場所によって効果が出にくいということもあるということでしたが、場所と適切な台数を設置することによって効果は出るとのことでした。貸出期間を1から2週間程度と設定されており、借用期間終了後に独自で購入されるというケースもあるというふうに聞いております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 尾崎議員からのご提案のありました野良猫の被害軽減に

つながる取組について、村の考えをお答えいたします。

まず、順番が前後しますけれども、超音波装置については、要望があれば貸出しを行って、利用状況を見て購入等も検討していきたいというふうに考えております。

また、避妊去勢手術への助成・支援につきましては、野良猫に関する相談状況を把握して進めることだと考えますが、西原村、村内の増加する野良猫への対策として有効であるというふうに考えておりまして、近隣自治体の取組を参考に、前向きにではなく、積極的に検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、どうぞ。

○4番議員（尾崎幸穂君）積極的という言葉、ありがとうございます。

この避妊去勢手術制度について、先ほどお伝えしました地域猫活動、これ、補助金が30万円出るんですが、これの30万円に関しては、去勢や不妊手術への使用はできない状況になっております。なので、ボランティアとして行っているこの活動、これではこの活動されている方に負担が大変のしかかることだと思います。

近隣自治体の状況も参考にしながら積極的に検討していきたいというお答えをいただきましたが、大津町や菊陽町、これに関しては、すみません、猫よけのことでしたね。すみません、猫よけに関してまず言います。

これが、よそでやっているんですけれども、うちで1台あるということは勉強不足で知らなかったもので、それは申し訳ないと思います。よその市町村でも効果があったということだったんですけれども、効果があるなしは置いた場所によって違うということだったので、ちょっとネットのほうで装置のほうを調べました。そこでの説明では、効果が得られるまで2週間ほどかかる。動物が一瞬通り過ぎるだけでは効果がなく、長く滞在する場所でないと効果がない。あと、置く場所によっては効果の範囲が1台では賄えないという状況がありました。このような状況を踏まえたと、今現状1台で、貸出期間は、村のほうでも1週間か2週間程度だと思いますが、ちょっとこれでは心もとないのではないかなと思います。この台数ではちょっと対応が難しい可能性も出てくるのではないかなと思います。

住民の皆さんの要望がない、要望がないというか知らない、こういう貸出制度があるということは知らないということがありますので、こういうものの周知徹底と、あとはちょっと台数を増やしていただけないかということが1点。

あとは、先ほどの避妊助成のやつです。これもちょっと大津町、菊陽町では年間予算20万円とか10万円程度という少額で運営されているので、本村で

もちょっと着手ができるのではないかなと思っております。アニマルフレンズに持っていけば無料じゃないかという声も聞きますが、本当にボランティアでやっていて、お仕事をされている中、ここからアニマルフレンズまで運ぶ、連れていく。そしてまた、後日、取りに行くという状況もあります。どうぶつ基金の件も、先ほど言いましたが、1件しかないということで、申請から二、三か月かかるということで、これも村独自での助成がすぐにでも必要ではないかと思えます。

答弁の中で、餌づけが野良猫の増加の一因であるというふうにされていましたが、本当に好意で餌をあげる方もいらっしゃいますが、自分が野良猫の被害に遭ったということで、体に有害な薬剤を混ぜた餌をまかれて、それを散歩中の犬が誤って食べてしまったという極めて危険な事例も報告があります。これは動物愛護だけでなく、公衆衛生や住民安全の観点からも重大な問題だと思いますので、制度設計や予算化に向けて検討はいただけないかという点をもう一度、見通しが分かる範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のまず初めの猫よけの装置につきましては、これ、近隣市町村に勉強させていただいて、数であったり効果であったりを聞いて検討させていただければと思います。

次に、近隣自治体、大津町、菊陽町ということで、大津町は多分満額20万円ということで、もしかしたらその20万円超えてまた出ている住民さんもおられるんじゃないかというふうに感じていますけれども、1発目に1万円じゃなくて、大津町と菊陽町の間を取ったりとか、そこら辺は少し財政のほうと協議をさせていただいて、できるだけ大津町に近づけるように、積極的に取り組んでまいります。以上です。

○議長（西口義充君）3回目、どうぞ。

○4番議員（尾崎幸穂君）猫というのは動物愛護法の対象であり、適切な管理と共生が求められている一方で、住民の生活環境を守ることも行政の大切な責務であると考えます。猫も守る、住民も守る、そして猫が好きな人も守る、嫌いな人も守るという点で共生、好きな人も嫌いな人も、本当の猫のほうも共生が大事なんではないかと思えます。

この地域猫への理解と共生を進めるには、人と動物の間による問題を対立ではなく協力によって解決していくという今の時代にふさわしい地域づくりの一步になると考えております。

ある地域では、この地域猫活動と申請を阿蘇のほうに出されました。認可を受けました。それでちょっと進めていくところもあります。多分、役場のほうにも何度かこういう制度はないのかというのはお問合せはあったと思い

ます。お問合せをして、村にはない、アニマルフレンズでということと言われています。そこでちょっと住民さんのには、村は何もしてくれないのかなという不信感もあると思いますので、どうか本村においても前向き、積極的に検討いただければと思い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 1時00分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

会議を始める前に、本日は報道等もたくさん入られております。報道者関係者には録画、録音を許可しますけれども、一般傍聴席の方は許可はいたしません。

では、午後の一般質問に入ります。

受領番号4番、1番議員、山下圭介君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 山下圭介君 登壇 質問）

○1番議員（山下圭介君）こんにちは。1番議員、山下圭介です。

本日は、たくさんの方が傍聴席へお越しいただいています。日頃より村政へ興味を持っていただきありがとうございます。そして、議会へ足を運んでいただきありがとうございます。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は1件、熊本地震から10年の節目。恩送り、恩返しの企画についてです。

熊本地震は、皆さんの記憶にも鮮明に残っていると思いますが、2016年4月に熊本県とその周辺地域で発生した一連の大規模な地震災害です。活断層、布田川断層を震源とし、当村にも甚大な被害をもたらしました。

特に4月16日未明の本震、マグニチュード7.3の揺れは多くの死傷者を出し、建物や住宅の倒壊、インフラの寸断、土砂災害や地滑りなど、大きな被害をもたらしました。多くの住民が避難所での生活を余儀なくされ、長期化したことで心身の負担も増大しました。

そんな熊本地震が来て、来年で10年です。時間の感じ方は人それぞれですが、私にとってはあっという間の10年でした。震災後、全国各地からたくさんの支援物資が届き、多くのボランティアの方が西原村を訪れ、様々な活動を行ってくれました。熊本地震から10年という節目を迎えるに当たり、これまで全国各地からいただいた温かいご支援に対し、改めて感謝の意を表したいと思います。

そこで、私たちが受けたご恩を、同じように困難に直面している地域へ恩

返しや恩送りという形でお返しできるような企画を検討することについて、村としての考えを伺います。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）それでは、山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本村でも甚大な被害を受けました平成28年熊本地震から、来年4月で早くも10年目を迎えます。この10年間は、本村にとりまして復旧、復興に駆け抜けた歳月でもありました。お亡くなりになられた9名の尊い命をはじめ、512棟の全壊家屋を含む全ての住家などの建築物、ライフラインや農家など、多岐にわたり甚大な被害を受けました。

しかしながら、本村は住民の皆さんをはじめ、全国各地よりボランティアの皆様、各自治体、各方面からのご支援、ご尽力により早期の復旧、復興をなし得ることができました。この場をお借りしまして、心より感謝を申し上げます。

山下議員がお尋ねの10年目を節目としましたイベントにつきましては、熊本県をはじめ周辺自治体でも様々な催しが予定されているようでございます。当村におきましても課長会議等で協議を始めておりまして、全ての部署が担当でございますが、取りまとめを山田商工観光課長にお願いしておりますので、現時点での企画について、詳細を商工観光課長より回答いたします。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）それでは、私のほうから山下議員のご質問にお答えいたします。

村長の答弁でもございましたように、熊本地震から10年の節目を迎えるに当たり、現時点での企画の素案についてご説明させていただきます。

まず、企画の趣旨としまして、平成28年4月14日前震、16日1時25分に発生した平成28年熊本地震におきまして、本村は震度7を観測した大規模災害により未曾有の被害を受けました。

そのような中、本村は数え切れない多くのご支援を受け、創造的復興を果たそうとしています。10年という歳月を経て、これまで支えていただいた皆様に感謝を伝えると同時に、共に復旧、復興に歩んだ地域の皆様と一緒に震災の記憶の風化を防ぎ、熊本地震を後世に伝承していきたいというふうに考えております。

熊本地震関連事業の企画として、追悼式典の開催、支援いただいた皆様に感謝を伝える催し、村内各地域での復興イベント、追悼キャンドル、防災座談会、回廊みんなの家、さらなる復興を祈る熊本地震復興祈念事業など、検討に入っております。

まず、追悼式典は、応急仮設住宅跡地である運動公園で、ご遺族の方や派遣職員、そして応援をいただいた方、またボランティアとして応援をいただいた皆様、事業者の皆様や地域を牽引していただいた方々と10年を迎え、お亡くなりになった方々の追悼と熊本地震に思いをはせる式典を開催したいと検討しております。

日程としては、本震が発生した4月16日は木曜日でございますので、皆様に参加しやすい直近の休日で開催できればというふうに考えております。

次に、支援いただいた皆様に感謝を伝える催しは、村内の各種団体や学校、各集落などで感謝を伝えるおもてなしができればと考えております。主にステージやマルシェ、出店などの企画をしたいというふうに考えております。

各地域で復興のイベントにつきましては、幾つかの集落から相談を受けたことで各集落単位の追悼式や恩返し企画、写真集や記録集などの作成、地域ごとの取組に対して、村の地域づくり補助金を通常の補助金とは別途活用いただくことで、地域でも創造的な取組ができるよう支援してまいります。これは総合政策課で対応予定としております。

追悼キャンドルは、震災が発生した時間にキャンドル灯火を計画いたします。深夜になりますので参加の呼びかけも今後要検討としております。

防災座談会は、当時を振り返り、検証し、さらなるコミュニティの構築や災害対応力の向上を目指す村づくりを進めていくために企画いたします。当時の避難所の責任者や各地域の自主避難所でのリーダーをされた方などと振り返ると同時に、災害について考える座談会や催しを計画いたします。これは防災担当課である総務課のほうで対応予定としております。

そのほか、回廊みんなの家につきましては、熊本地震後に整備されたみんなの家を見学し、コミュニティの核となる地域の集会所の意義を感じることができるようなルート設定を考えております。

日本財団からご支援を受けて整備された大切畑、風当、下小森のみんなの家、村の応急仮設住宅にあったみんなの家や談話室、また村外の仮設住宅にありましたみんなの家を活用した袴野、日向、星田、緑ヶ丘の集会施設、ほかにも、古閑、風当、布田、星田の自主防災組織活動施設など、多くの震災関連施設を、熊本地震から10年を機に、回廊みんなの家を整理したいと考えております。

そのほか、令和8年度、次年度に開催される様々な行事やイベント、また、村内団体が主催する大会等を関連事業と位置づけ、広く村内外に平成28年熊本地震の風化を防止する取組を進めてまいります。

今後の取組につきましては、各課や部会等で協議しながら詳細な計画作成に取り組んでまいります。関連で、今年度中に補正予算等も上程させていた

だきながら進めてまいります。

このほかにも、取組としてご提案等がございましたら、ご教示いただきながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目の質問をお願いします。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

当時を振り返る座談会などは、やはり震災を経験した当事者でしか分からないこともありますので、記録に残しながら風化させないように伝えていければと思います。

私も震災地震発生後は、消防団員として地域の防犯や片づけなどで活動をしていました。ボランティアセンターが開設すると、全国各地からボランティアの方が支援に駆けつけてくれたのを思い出します。

その中でも、地震から数日たって西原村商工会青年部の部長宛てに、沖縄県の西原町商工会青年部から電話がありました。毎日テレビで西原村、西原村と流れてきて、同じ西原という地名ということもあり、何かできることはないかという電話でした。取りあえず現状を確認したいということで、支援物資とともにすぐに駆けつけてくれ、西原村の状況を目の当たりにして涙を流してくれました。それから、震災で傷ついた子どもたちを沖縄へ招待したいと言っていたき、2度にわたって子どもたちを受け入れていただきました。

その後、西原村も復旧、復興が進み、今度は西原町の子どもたちを熊本へ招待しようということで、商工会青年部の事業で西原町の子どもたちを10名ほど招待した経緯があります。

そして、地震から4年半後の令和4年10月30日に友好団体協定を結んでいます。

西原町は、那覇空港から車で30分のところに位置し、立地もよく、現在、西原中学校でも修学旅行で沖縄に行っているということですので、今回、10年目の節目として、この機会に姉妹都市や友好都市へ発展させてはどうかと思います。

ちなみに、国内の自治体間同士でも姉妹都市関係を結ぶメリットとして、文化交流の活性化、地域文化の発信や学び、観光の促進など、経済的なメリットや災害時の相互支援などがあります。沖縄県西原町には、私も3回ほど行っていますが、西原のつながりによる親近感があります。人口は約3万5,000人、文化や歴史、文化財産が多い中に工業団地があり、熊本と沖縄では文化、歴史、風土が大きく異なり、交流を通してお互いの特色を学び合い、多様性や新たな価値観を学ぶことができます。

このような意見から、姉妹都市、友好都市について検討できないかお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問にお答えいたします。

沖縄県の西原町につきましては、二、三年前だったと思いますが、西原村商工会の青年部の皆さんのご紹介により、西原町の商工会の青年部の皆様とお話しする機会がございました。両町村の青年部の皆様の親交の深さが本当に感じられ、熊本地震の際は西原町から様々なご支援をはじめ、当村の子どもたちを沖縄県西原町にご招待いただき、地震で傷ついた心の癒やしであったり、笑顔の復興のためにご尽力いただいたことを伺いました。改めまして、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

この沖縄県西原町との交流につきましては、両町村商工会館での友好団体協定の締結をきっかけとして、前村長の任期中に姉妹都市締結の話があったというふうに伺っております。この両町村間の姉妹都市締結につきましては、沖縄県西原町は人口約3万5,000人ということでありまして、自治体規模で見ますと釣り合うかなと思うところもございしますが、一方で、西原町も西原村も人口が増えている自治体という共通する問題や課題で連携するところもあるんじゃないかというふうに思っております。

両町村の商工会青年部の皆様とお会いした際、「西原」同士で一緒に何かをしたい、取り組んでみたいという、もう本当に熱量がひしひしと伝わってきたことを記憶しています。

いずれにしても相手があることでございますが、今後、協定を結ばれておられます両商工会のお力添えをいただき、文化の交流、観光促進、災害時の相互協定など、沖縄県西原町と関係性の構築を図り、姉妹都市や友好都市の締結を前向きに積極的に検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○1番議員（山下圭介君）積極的な検討ありがとうございます。

何か大きなきっかけがないと姉妹都市などの関係に発展することはないと思います。この節目をきっかけに、全国でも数少ない「西原」とつく自治体と関係を深めていけたらいいなと思います。

続いて、3番の能登半島地震についてです。

近年、全国各地で災害が頻繁に起きています。能登半島地震被災地の復旧、復興が遅れていることもよく報道で耳にします。能登半島地震で被災した石川県穴水町とは、熊本地震のときの支援がきっかけで、今回の地震ではふるさと納税の代理受付を行うことができたと聞いています。まだまだ復興には

時間がかかる段階ですが、少しでも力になりたいという思いを持っている住民の方の声もよく聞きます。能登半島で被災した地域や各地で起きている災害へ関心を向けることにより防災意識にもつながります。能登半島全てを支援することはできませんので、自治体を絞り、支援してはいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問にお答えいたします。

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震から早くも1年8か月が経過しておりますが、地理的孤立、人不足、建物解体の遅れや、その後に発生しました記録的な梅雨前線豪雨など、復旧、復興に時間を要していると伺っているところでございます。

この奥能登と言われる自治体の一つに穴水町という町がございます。ホームページを見てみますと、人口が8月末現在で6,700人ということでございまして、西原村とほぼほぼ同じぐらいの自治体でございます。熊本地震の際は、西原村にいち早く穴水町から土木専門職1名を本村へ中長期派遣職員としてご支援いただき、また義援金も頂いております。

能登半島地震におきましては、発生直後の同月10日より環境省の要請を受けまして、災害廃棄物や災害業務の初期対応として、本村からも穴水町へ派遣しましたのを皮切りに、これまで奥能登の自治体に延べ12名の職員を行政支援、恩返しとして派遣しているところでございます。

また、全国でもいち早くふるさと納税の代理寄附を開始しておりまして、多額のご支援をいただきました。そのほかにも西原村、先ほど議員が申されましたとおり、西原村消防団第2分団のボランティア支援であったり、本村在住の住民さんが炊き出し等の支援に行かれたと伺っております。このような活動も、議員が申されましたとおり、恩返しの一つであるというふうに思っております。

こうしたお互いの災害を通した自治体間、民間ボランティアの行き来により交流が生まれ、距離は離れていますが、災害発生時の職員派遣であったり、物資・資材等の提供、また応急復旧などを目的に協定を結びましょうということで、来月10日に災害協定の締結を行う予定でございます。

話の中では、11月に開催されます西原村のふれあいまつりにおいて、穴水町の特産品物産販売も計画しているということでございます。商工・農業をはじめ、議会や消防、子どもたちなど、様々な分野で交流が深まればと期待しているところでございます。

今後におきましても引き続き被災地支援を行うとともに、全国各地で発生しています様々な災害に対し、こういった自治体間の輪を広げながら、柔軟

かつ迅速に支援をしていくことが大切だと考えているところでございます。
以上でございます。

○議長（西口義充君）最後に、まとめてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

私も熊本地震を経験していなければ、こういう思いにもならなかったと思います。貴重な経験として、これからまた活動していきたいと思います。

最後になりますが、先日も熊本豪雨により県内各地で被害が出ています。社会福祉協議会を中心にボランティアへ行くという話も耳にしました。水害の場合は、特に泥出しなど、重機が入らない住宅の床下など、手作業で行う作業が多く、人手も必要です。住民の皆さんの中でも協力できる方を募り、ボランティアバスを出して現地へ向かうなどの企画も有効だと思いますので、こちらも検討していただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）受領番号5番、2番議員、加藤博敏君、件数1件、発言を許します。

（2番議員 加藤博敏君 登壇 質問）

○2番議員（加藤博敏君）2番議員、加藤博敏です。通告書に従いまして質問を行います。

去る8月24日、西原村国際交流クラブ設立記念講演会を西原村総合体育館会議室において開催する旨のご案内を受け、参加いたしました。私の会社では、6年ほど前から外国人技能実習生を受け入れておりましたが、西原村国際交流クラブが本年5月29日に設立されたこと、また、これまで数年前から外国人向けに日本語教室を開催されていたことや、交流会等がボランティアの方々の協力の下、行われていたことなど、私自身全く知りませんでした。

そこで、外国人を雇用している立場の者として、この場で質問、要望を行います。

まず、今現在、外国人の方、村内居住者は何名おられるのか。また、どこの国出身の方が多いのか。二、三か国でもよいですから。また、これまでの取組についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）それでは、加藤議員のご質問にお答えいたします。

西原村にお住まいの在留外国人につきましては、平成25年の34名から、しばらくは横ばいで推移しておりましたが、熊本地震の発生後の平成30年に61名、平成31年には93名と急激に増加傾向となり、9月1日現在では210名の在留外国人の方々が、この西原村で生活されている状況でございます。

その在留外国人の国籍につきましては、特に東南アジア圏の方々が多く、在留外国人全体の約88%となっております。人数につきましては、ベトナムから115名、ミャンマーから23名、カンボジアから12名、フィリピンから12名などとなっております。最近では、特にミャンマー、カンボジアの出身者が増えている状況でございます。

また、在留資格ごとの人数でありますけれども、特定技能での在留が89名、技能実習での在留が55名、技術・人文知識・国際業務での在留が24名と、全体の約8割を占めているところでございます。

令和4年度までは技能習得・習熟・熟達することを目的とする技能実習での資格がほとんどでございましたが、ここ一、二年で、特定産業分野で相当程度の知識や技能を持ち、日本語試験に合格することで得られる特定技能での在留者が、技能実習での在留者を上回っている状況となっております。

また、特定技能や技能実習で村内に在留されている外国の方の就業状況につきましては、製造業、農業がほとんどを占めておりまして、そのほかは近隣市町村で就業されているものの、生活が西原村という方々もいらっしゃるということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目。

○2番議員（加藤博敏君）そのように、技能実習生、特定技能生が多くを占めておられるわけでありましてけれども、もう皆さん方もご存じのように、この方々は日本国内の事業所、仕事を行う上で、もう必要不可欠な人材であると思います。村内においても、今申されましたとおり、農業や、村に進出している企業や事業所などで働いておられるようであります。

今後につきましても、西原村で新工業団地も進出されます。それ以外にもTSMC第2工場ができれば、まだまだたくさんの企業が村内にも来て、そういう方が働き手の一人として増えていくのではないかと思います。

また、少子高齢化がかなり進んでおります。若年層の働き手不足も深刻化しておりますので、今、国でも一生懸命、少子化対策を取られておられますけれども、結果が出るまでは数十年かかるわけであります。

それと、外国労働者といいますか、外国人労働者の方、いわゆる3Kの仕事。危険、汚い、きつい。これらの業種を担われている方もたくさんおられます。今年の夏の猛暑の中でも、農家なり、建設管理業などで多くの外国人労働者のおかげで成り立っていると言っても過言ではありません。また、これから、今後も外国人労働者が国内においても村内においても増えてくるものと思われま。

先ほど申しましたが、私のところで雇用していた子たちは一生懸命真面目

に働いてくれています。人一倍、私の思い入れも強いものですから、そのほかの外国人の方たちも一緒になって楽しく生活していただければと思っておるところでありますし、日本での生活はよかったと言ってもらえるようにしなければと思うわけでございます。

そんな中で、一部の住民からは、外国人はちょっとごみ出しルールを守っていないんじゃないとか、交通ルールを守っていないんじゃないかと。夜、大勢で騒ぐなどと言われておるようでございますけれども、ちょっと誤解も多いのではないかと思います。それが7月の参議院選挙を境に強くなったと聞いております。

そこで、日本のルールや文化、言葉を学んでもらうために、そして異国の人たち同士、日本の人たちとの交流を図るためにも、本来であれば雇用主が責任を持ってもらわなければならないところですが、このボランティアで構成されております西原村国際交流クラブが発足されたわけでございます。そこで、村に対しましては、交流クラブの窓口を庁舎内に設置してもらえればと思います。村が主体になってもらいたいということでございます。

前回の6月議会におきまして、技能実習生が税金を滞納されて本国に戻られた場合はどうなるのかというような質問がございました。そのとき税務課長の対応としましては、いろいろ本国に対して公示送達を行うとかいう答弁でございまして、その中で、大体大企業の場合ではそういうことは少ないようであると。小規模企業や個人経営の方にちょっと多いんじゃないかというようなことを答弁されておられます。

私も派遣されている組合の職員に聞かしても、やはり大体が井勘定といえますか、毎月毎月日誌とか書類を提出しなければいけないんですけれども、そういうところが滞っているところほどちょっと問題があるというようなことを言われておりました。そういうような面におきまして、村で外国人の把握、雇用主が把握をして、そういうことがないようにしていくためにも、ぜひお願いしたいと思いますが、村長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） このような全国的な時代背景や状況の中におきまして、西原村におきましても、村内で生活される在留外国人の数も着実に増えてきておりまして、今後の多文化共生社会の実現に向け、村内の有志の方々により、西原村に住まわれている外国人の方々との交流、文化や習慣等の触れ合いの場として、地域日本語教室を一昨年から開催されるようになっております。あわせまして、日本語教育を運営しますサポーターの発掘であったり、研修などの人材の育成にも取り組んでまいりました。

これまでの地域日本語教室の活動といたしましては、村内一周ウォーキン

グへの参加であったり、交通安全・防災教室の開催、それから、外国の方々
と日本の方々が共存できる社会の実現のために、たくさんの催物であったり、
企画に取り組んでいただいております。

一昨年のふれあいまつりにおいては、日本語教室に参加されていましたベ
トナムの方々が、ベトナムの代表的な料理でありますフォーなどの出店をさ
れて、西原村民の方々とのにぎわいを見せ、大盛況であったというふうに覚
えております。

こういった活動を受けまして、先月、5月29日に西原村国際交流クラブが
設立されました。加藤議員が申されましたとおり、村内の事業所において
は、技能実習生の力は、村内の産業振興において必要不可欠な人材になってき
ているのも事実でございます。

今後は、村としましても最大限にクラブの活動を後押しするような形で、
持続可能な国際交流活動に向けて推進するとともに、村民の方々と技能実習
生を含んだ外国の方々が互いに協働し、共に安心して暮らすことのできる多
文化共生社会の実現に向け、近隣市町村とも連携を図りながら進めていき
たいというふうに考えております。

村としましては、この国際交流の窓口につきましては、これまでどおり総
合政策課でやっていきたいというふうに考えております。在留外国人の方々
の日常生活などのお困り事などの相談については、関係各課が連携して、そ
れぞれの課題解決に向けて取り組んでいければというふうに考えているとこ
ろでございます。

また、議員が申されました地域おこし協力隊の活用なども、これからの多
文化共生社会の実現に向けての選択肢の一つとして検討していきたいという
ふうに思っております。

先ほど議員が申されましたとおり、日本に来てよかった。西原村に来てよ
かったと思って帰っていけるような施策に取り組んでいきたいというふうに
思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目お願いします。

○2番議員（加藤博敏君）職員の方もお忙しい中でありますから、日常的なこ
と、あれやこれやから、全て職員の方に負担をかけるというわけじゃござい
ません。先ほど税の問題も言いましたけれども、まずは雇用主の方にしっか
りと対応してもらいたいと。そのほかできることはボランティアでやるとい
うような方針でいきたいと思っております。

また、熊本空港でも海外便は増便されております。観光面ということから
も、外国人の交流というものを深めていければと思っております。

特に、最近また参議院選挙でもそうですけれども、アフリカホームタウン

ということで、その自治体に非常に抗議の電話が鳴りっ放しだということでございますので、日本人との間で誤解がないようにしていきたいと、私もあともう1年、2年で辞めますので、少しでもこのボランティアでご協力できればと思っております。

最後でございますけれども、学校教育の中で差別の問題にも取り組んできておられると思います。このように外国人の差別というようなことがないように、今後ともよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 1時40分）

（午後 1時45分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

受領番号6番、5番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（5番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○5番議員（堀田直孝君）5番議員、堀田です。

それでは、通告書に基づき2件質問させていただきます。

いつも傍聴席に誰もおらずに、私たちがいろんな意見を述べても必ず賛成多数で否決されております。でも、本日はかなりの傍聴の方、村長の後援者の方もおられます。私の支援者の方もおられます。関係ない人もおられます。その中で、今日の質問で何が正しくて何が疑問なのか、そこを判断していただくというところではよい機会を与えていただきました。本当にありがとうございます。

それでは、2点ですけれども、質問の内容がかなり時間を食いますので単刀直入に質問させていただきます。

まずは、新工業団地造成状況についてであります。

令和7年6月第2回定例会で、新工業団地建設の反対の立場で進捗状況を注視したところ、造成の途中で鉄くずとかがら、造成地の横に置いてある。これは何かと質問したら、総合政策課長は、産業廃棄物ということで処分したと回答がありました。これに対して、処分利益、処分委託先、予算を聞いたところ、マニフェストがあると回答をいただきました。当時、即答ができなかったので、後日、議員に配るように伝えたところ、マニフェストは私だけ頂きましたが、本来では、ほかの議員にも配付すべきではないかと思えます。

そこで、そのマニフェストを一部読み上げさせていただきます。

第2工区、アスファルトがら47.99t、コンクリート鉄筋なしがら56.23t、コンクリート鉄筋入り8.48t、雑石13.21t、抜根212.91t、木くず307.98t。

令和7年第1回定例会で質問しました。工業団地の予算においては毎回増額補正をしている。高額な設計委託料を支払っても意味がないと。例えば、西工団第4号2工区造成工事、変更前契約金額8,729万6,000円、変更後の金額9,951万4,800円。1,221万8,800円の増。西工団第5号3工区造成工事、変更前契約金額1億199万2,000円、変更後の金額1億3,392万1,700円。3,192万9,700円の増。

これに対し松浦議員は、自分の経験上、設計上では出てくるが、地下にある抜根は予測できないと理解を示されております。議員が言われるとおり、抜根であれば問題がないと私も思います。でも、あるはずのないアスファルトがらコンクリートがらが出るのは、まさしく産業廃棄物が埋められていた証拠であります。

私は、地権者、または産業廃棄物を埋めた従業員からの通報で、そんな疑惑のある土地に工業団地造成はあり得ないと反対をし続けてまいりました。ところが、令和5年6月16日、令和5年第2回定例会において、中西議員より議員辞職勧告決議が提出され、その後、賛成多数により可決されました。内容は、令和4年12月の定例会開催時に、熊日新聞社への取材で「比較検討過程の説明はなく議会軽視だ。議会での論議がおろそかになっている」等の発言は、自己矛盾の発言であり、自己の責任を放棄した議会人として許されない行為である。また、事業推進の地権者説明会や用地交渉に参加しなかったとの理由で議会を混乱させたとのことでした。

さて、議員に用地交渉の権限はありますでしょうか。議員の仕事は、議決機能、監視機能、提案機能の3つしかありません。議員には用地交渉の権限はありません。当初の予算には賛成した者が、進捗状況の中でこれはいかんと判断することは議員としていけないものでしょうか。腑に落ちません。

そこで、買収予定地の地権者は、産業廃棄物が埋めてあったのを知っていたかお尋ねいたします。もし地権者の方が何らかの廃棄物が埋まっていたことを知って、これを村に売っていたならば、瑕疵があり、悪質であります。いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

現在、造成工事中の鳥子新工業団地につきましては、若干の遅れがあるものの、1工区以外につきましては、来年1月以降の引渡しに向け順次工事を進めているところでございます。

工事の変更に関しましては、突発的要因であったり、地理的要因によるもののほか、発注当初の時点では詳細に把握できず、工事の目的を達成する上

で、やむを得ず必要なものについては変更の対象として処理を行っているところでございます。

今回の工業団地造成事業における変更契約などの詳細及び経費のウエートの件につきましては、総合政策課長より説明をさせていただきます。

また、通告書には載っていませんでしたけれども、議員さんが用地交渉とか、そういうのをしなきゃいけないかというご質問なんですけれども、村のほうから用地交渉をしてくれということをお願いしたことはございません。あくまでも私の見解ではございますけれども、議員の皆さんが自主的に取り組まれたことであるというふうに感じています。

熊本地震の際も多く議員の皆様にご協力をいただきました。大切畑であったり、6集落全て議員の皆様、中には用地交渉と言っても過言でないほど入っていただき、住民と村と職員との間にお手伝いをいただきました。そういう面を見ても、議員さん独自の活動ということで私は捉えているところでございます。

先ほど申しましたとおり、詳細につきましては総合政策課長より説明をさせていただきます。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

暫時休憩します。

（午後 1時57分）

（午後 1時58分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

これまで、鳥子地区新工業団地関連で計12本の工事を発注いたしております。その中で、今日現在、変更契約を行った工事件数は計4本となっております。

この4本の主な変更理由といたしまして、先ほど堀田議員が申されました立ち木の伐採後の枝葉や根株等の掘削、掘削や運搬を含んだ産業廃棄物の処分関係の費用の増、流用土を規定に定められた盛土材として使用するための土質改良の追加、盛土材が不足するための土砂購入費用の増、今後の維持管理を見据えた工種の追加などということで変更させていただいております。

いずれの工事につきましても、現場が当初発注時点と状況が想定と異なるものであることと、発注後に法令等の根拠や施工基準等により実行する必要になったり、変更が必要になったものでございます。

あと、先ほど堀田議員が申されましたコンクリートがらとか、現場の事業

用地内につきましては、もともと農地でございました。農地の入り口に舗装がしてあったりとか、あそこの真ん中に農道があったりとか、そういった部分。あと、それぞれの農地の排水口だったりとかのコンクリート製品とか、そういったのがあったということで確認いたしておりますので、そちらの分の撤去費用という形だと思われます。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○5番議員（堀田直孝君）それでは、あそこの地権者の中に建設業の方がおられました。事業所D、今はないと思いますが。その元社長は、住民にあそこを掘ったら何でんかんでん出てくるぞと言いやらすと聞きました。瑕疵担保責任が発生しますよね。事業所Dに対しての瑕疵担保責任は追及しますか。

また、新工業団地の売買契約に、相手から瑕疵担保責任の追及があったらどう対応するのか。もう時間がありませんので全部いきます。

村長は私の質問に、この新工業団地は何らかの不備、瑕疵があったら私が責任を取るとおっしゃいました。本当に責任が取れるんでしょうか。簡単明瞭にお願いいたします。

すみません、時間が刻々とたちますので。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）通告内容からちょっと外れていまして、内容を把握していない状況ですけれども、瑕疵担保につきましては責任はあるかと思っております。

事業の責任も、長である私が取るとということで、前回話した内容と同様でございます。以上です。

○議長（西口義充君）よろしいですか。まとめてください。

○5番議員（堀田直孝君）本日は後ろのほうにかなりの人がおいでです。今日の回答次第では住民訴訟を起こすということでしたので、よろしくお願いたしたいと思います。

1問目の質問を終わりたいと思います。

これからが本来の私の質問事項です。

備蓄米とふるさと納税返礼品の関係ということでお尋ねいたします。

令和6年第4回定例会一般会計補正予算で、総務費、消防費、消防管理費、委託料に食料品備蓄管理料が上程されました。尾崎議員の質問で、これは災害時の全住民のおよそ2週間分、住民1人当たり1食200g、1週間約70tと、2週間で60tとして1,000俵とのことでした。私としては、そのときの経緯なんですけれども、議事録にあります、議事録の86ページからこういうことを言っております。

避難所の災害時の備蓄米であれば米だけでしょうか。避難所には赤ちゃん

も来ます。乳幼児も来ます。成人の方も来ます。病弱の老人も来ます。その中で米が1,000俵、赤ちゃんが食べられますか、飲めますか。乳幼児が食べられますか。病弱の方が食べられますか。本来備蓄品であれば、ミルクとか離乳食、栄養のついたゼリー、そういうのが必要ではないか。災害時経験しております。米があっても断水しています。火もありません。米が炊けましたでしょうか。自衛隊の支援が来てやっと米が食べました。これは無駄だと私は反対しました。

そうしたところが、前回の定例会において、備蓄米は3月時点でなくなった。これはどういうことでしょうか。第2回定例会総務委員会では、村長はこれは当たったですもんねと。全部ふる納の返礼品に回して5,000万円もうけましたとの発言。これを言いましたところ、本議会ではこの発言を撤回されましたが、村民の血税を使ったばかりではないかと私は憤りを感じました。

村長もパチンコとか、職員時代、もうされるのは当然、ギャンブルはお好きだったかと思いますが、村民の血税を私物化してはいかんと思います。

そこでお尋ねします。

西原村の米農家は何名、JAに何t出荷しているのか。

当時、会計管理者は、備蓄米は購入でなく、預けるという委託。委託というところで委託料と考えているが、なぜ需用費や備品購入でなく委託料で購入しているのか。村長、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えをいたします。

備蓄米の現在の状況につきましては、6月議会でお答えしましたとおり、全て放出済みでございます。この放出の経緯としまして、備蓄米の購入及び保管業務を食料保存委託契約期間である令和6年12月24日から令和7年3月31日までの間に委託契約を行った後、災害時における村への米の提供が、食糧保存委託契約によらずとも可能となる災害時における物資供給に関する協定を締結することができました。これによりまして、災害時の米の確保が可能となり、これを受けて購入した備蓄米を放出しております。

活用例としましては、ふるさと納税の返礼品として活用いたしました。

お問合せのありました農家数及び出荷量ですか、JA阿蘇の。すみません、農家数は覚えておりませんが、出荷数は恐らく50俵弱、48俵、JA阿蘇に行っていると思います。

それから、今年の米の総会、JA主催の総会に行ってきましたけれども、今年は西原村の目標値は57・8俵だったということを記憶しております。

あと、米の備蓄米であれば、需用費とか食糧費とか、そういうのではないかというお話でございます。米の購入費として委託料でやっていますけれど

も、米の購入費と保管業務を合わせた契約となっておりまして、こういった複数の業務、購入と配達、もみすりとか、そういう複合的なものは委託業務で行うということとなっておりますので、委託料で支払うこととされますことは、もう県に確認済みでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君） 2 回目。

○5 番議員（堀田直孝君） 地方団体歳入歳出科目の解説によりますと、これは、適正なのは役務費、通信運搬費、保管料、広告費、手数料などを書いてあります。ですから、保管料については役務費が適当じゃなかったのかと私は思っております。

需用費も、需用費である消耗品、備品との区別は備品。その性質、形状を変えることなく比較的長く使用し、かつ保存できる物品の購入を要する経費が備品購入であると。多分そこだと思います。

今、お答えになった西原村の生産、かなり農家数おります。私も米農家です。ただし、JAに出荷する人は、私は農協の庶務委員でもありますので、分かっとなんですけども、たった6名しかおられません。出荷は65俵から75俵。オンブズマンの方が調べた量は、ヒノヒカリ61、にこまる10、たったこれだけです。覚えとってください。コシヒカリはありません。

そして、その住民の方の情報開示請求によると、私もここに資料持っておりますが、食料保存契約書の（5）備品米の購入量に金額の提示がなく、契約書として成り立たないのではないかと私は推測いたします。契約書にもそういうふうに、ネット見てもらおうと分かりますが、この提示がないと契約書として成り立たないと。

契約期間が令和6年12月24日、先ほど申し上げられましたが、令和7年3月31日までの4か月も満たないのはなぜか。当初の説明では、少なくとも1年間保存したいと。それを回したいとおっしゃいました。そして、残った分については、ふるさと返礼品も一部は書いてありましたが、学校給食、子ども食堂、それに使いたいと。1粒も使っておりませんよね。

出荷報告書には、備蓄米、阿蘇産と書いている。そして、返礼品と記載されております。阿蘇産ってどこの産ですか。阿蘇郡もいっぱいあります。西原村産は含まれているんでしょうか。含まれてなかったら大変ですよ。ふるさと返礼品、地元産が含まれていない。違法行為ですよ。

そして、3月の出荷報告書には、事業所Aというのが出てくる。ここは西原村に対して申請も何もしとらん業者ですよ。そこが何か返礼品と記載されて事業所Aに事業所Bから流れているんでしょうか。

西原村のホームページで、ふるさと納税返礼品募集要項で「本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場が村内にある法人・団体または個人事業者であ

ること」となっています。「ただし、本村に関連する法人等で村長が認めた場合はこの限りではない」。認められておりますよね。その事業所Aはどのような理由で認められたのでしょうか。村長の特別な権限ですよね。お答えをお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）返礼品の要件としまして、本村の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つこととされております。

平成29年4月1日付総税市第28号及び平成30年4月1日付総税市第37号総務大臣通知並びに総務省告示第179号で国が定める基準に適合する「地場産品」であることとされております。

○5番議員（堀田直孝君）ちょっと意味分かりません。いいですか。

○議長（西口義充君）3回目お願いします。

○5番議員（堀田直孝君）3回目じゃないです。この答えに対してですから、私が言ったのは、契約書に購入料の金額が提示がなく、これは私は無効だと言っていますが、これ、本当に村長としては有効なのでしょうか、無効なのでしょうかというところの質問だったんです。

それと、このお米は阿蘇産のどこの米、西原村は、先ほど言いましたとおり、ヒノヒカリかにこまるしか植えていない。その回答をいただきたいということです。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 2時12分）

（午後 2時13分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）まず、食料保存委託契約書につきましては、委託料の支払いということで、2,999万7,000円、消費税込みとする金額が入っております。

続きまして、委託料につきましては、第3条に規定する委託料の範囲内ということで記しているところでございます。

それと、JA阿蘇から出荷された米であり、西原村産を含む熊本県産ということでうちは出しております、西原村だけの米だからふるさと納税で出せないというルールにはなっておりません。JA阿蘇の公表資料では、うちがやっているのは熊本県産でも構わないんですけれども、JA阿蘇の出荷証明つきのものをふるさと納税として出しているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）3回目お願いします。

○5番議員（堀田直孝君）先ほどの契約書、金額は提示されていますが、その金額に対して量、相手の言うがままですよね。そこが私はおかしいと言っている。2,900万円ほど金額は書いてありますが、その2,900万円に対する量が明記されていない。相手の業者の言うがままですよね。この金額ではうちは500俵しか買えませんと。だったら500俵ですよね。1,000俵ですと言ったら1,000俵ですよね。ここが私はおかしいという指摘です。

それと、事業所B、インターネットで見ると頭からふるさと納税返礼品の業者とPRされております。最初の質問では、農協に出荷している業者だからということで答えられましたが、今回の災害備蓄米の委託業者として選定されたが、これは最初からふるさと納税の返礼品業者と選定されていたのではないかと疑います。いいですか。この補正予算の議会承認が令和7年12月12日です。もう12月24日には、これは既に委託契約を完了していいです。しかし、1月16日からは返礼品として取崩しが始まっております。もうちゃんここに伝票があります。事業所Bは令和6年11月18日は返戻品業者として登録してありますよね。何でそんな前に登録してあるんでしょうか。

同12月27日には、ふるさと納税返礼品として広告がもう出されとるじゃないですか。1月16日には販売開始ですよ。違いますか。違うなら違うでいいです。

でも、こういうのは、例えば備蓄米が1年後に余ったよということでふる納の返礼品に回したいということでパッケージの印刷、ブレンド米でネーミングはどうするか。そういう打合せの期間を入れたら、この短期間でできるものでしょうか。私としては、これは明らかに事業所Bありきに仕組まれたシナリオですと私は思います。

この件についての説明も求めています。もう一点、村民の財産となった備蓄米を、ふるさと納税の返礼品として拠出するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、普通契約は5,000万円以上にされておりますよね。ただし、財産の処分は地方自治法96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない。財産の処分は予定価格の700万円以上となっている。これは条例違反ですよ。議会を無視していませんか。処分ですよ。1回村民の財産となった1,000俵の米を目的外のふるさと納税の返礼品として処分するのであれば、財産がなくなるとるから、この条例は無視できませんよね。

なおかつ、西原村財務規則第54条、歳出金の更正にも私は違反しとると思います。予算の流用を行ったんでしょうか。決算書を見る限り、総務費、消防費で支払われとって、その科目が変更されとらんですよね。そういうの

を鑑みますと、事業所Bからふるさと納税の返礼品として拋出された米に対して、事業所Cに対しての再度手数料の支払いをされているのではないかと。購入まで至ったら二重払いの疑惑が発生しますよ。私は疑惑を持っていますが、それについてはどう思われますか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、事業所Bの件なんですけれども、事業所B、事業所Cさんにつきましては、備蓄米を購入する前からふるさと納税として出しておりました。その後、出していった中、ふるさと納税と別に備蓄米という形で買わせていただいております。

その後、議員が申されましたとおり、備蓄米を1月末ぐらいから放出しておりまして、そこに関しては、精米だとか袋詰めとかの日を待ちを待ってくれとか、そういう話はなかったと記憶しております。

それから、二重払いという質問につきましては、二重払いはしておりません。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめてください。

○5番議員（堀田直孝君）まとめます。ここからが非常に大事なところで、私としては。

事業所Bから備蓄米6万4,260kg、俵数にして1,071俵を精米後、ふるさと納税の返礼品として精米5万4,000kg、俵数900俵を拋出しております。本来、備蓄米6万4,260kgを精米すると、ぬか等のロスが平均10%であります。これを単純計算すると、6万4,260kgの玄米は5万7,834kgであります。これを引くと3,834kgが不明になっております。金額にして161万280円が不明となっております。これはどこに行ったんでしょうか。私は、答えは多分ぬかとか、そういうのもうロスになつとるという答えが来るとは思っておりますが、吉井村長の行う行政、過去にも透明性を持ってといつも言われていますが、こちらからすると、関係法令、条例、規則を無視した、都合の悪い部分は何らかの言い訳をして隠す疑惑だらけの政策と思わざるを得ません。関係法令、これはあれですけれども、6月7日に吉井誠後援会の村政報告会がありました。そのときですよ。政治資金法に基づく団体の登録はされておらんだつたですよ。これも違法なんですよ。されたのは、公開されていますが、令和7年6月23日ですよ。受けた人が、これはおかしかろうということで慌ててされたと思うんですけれども、これはちょっとあれですけれども、本日聞けなかった部分に関しましては、明日から決算審議で本丸として質問させていただきます。ということでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西口義充君）受領番号7番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を

許します。

(9 番議員 桂 悦朗君 登壇 質問)

○9 番議員(桂 悦朗君) 9 番議員、桂でございます。

大変今、堀田議員が興奮されていろんなことを聞かれたと思いますが、私はちょっと冷静に質問をさせていただきたい。また、やはり議会ですから、本当のことを皆さん方には伝えてもらいたいというふうには思います。

9 番議員、桂です。ふるさと納税に関する 2 件についてお聞きしたいと思います。

まず、ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさと納税は、地方と都市部の税収格差を緩和するためを目的に 2008 年度に制度創設されております。それ以降、寄附金は各自治体の貴重な財源として定着しております。本来、ふるさと納税は、生まれ育った故郷やお世話になった自治体を応援する。また、災害に遭った自治体への支援などがこの制度の趣旨だと思います。本村で生まれ育った人たちが、関西、東海と関東方面に就職され、その後、移住された多くの住民の方がおられると思います。

今年 5 月に、愛知県で熊本県人会総会及び懇親会が行われ、県からは竹内副知事、熊本市からは大西市長、そして、各市町村からは首長、または幹部職員が来賓として参加されております。また、県下 39 市町村からは、地域特産品を寄贈され、県人会の会員の皆さんには、帰るときに手土産として運ばれたということです。

出席された名古屋在住の方にお話を聞きました。我が故郷である西原村からは 1 人の出席者もなく、また、地域特産品を寄贈もなかったということです。大変肩身の狭い思いをしましたということで、電話の先で言われました。西原村を PR するチャンスだったと思いますが、西原村の参加はなぜできなかったのか。また、特産品の寄贈をなぜしなかったのかということが 1 点です。

それと、故郷を離れて県外で生活される方々へ西原村をどのように PR しているのか、この 2 点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長(西口義充君) 村長。

(村長 吉井 誠君 登壇 答弁)

○村長(吉井 誠君) 桂議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、本来の趣旨につきましては、先ほど桂議員が申されたとおりでございます。西原村におきましても、村外や県外の方々に少しでも西原村のことやふるさと納税に関心を持っていただき、ひいては関係人口の増加につながるよう、様々な方法で周知を行っているところでございます。

西原村のホームページでの紹介をはじめ、紙媒体での配布、関東にしはら会をはじめ、各地域の県人会の会合での周知、また、関東圏であったり関西圏での新聞、雑誌等への広告、熊本県の関東・関西事務所等へのチラシなどの展示なども行っておりまして、限られたふるさと納税制度の経費の中で最大限の周知をさせていただいております。

桂議員が申されました、なぜ行かなかったのかとか、特産品を出さなかったのかという問合せなんですけれども、恐らく今年は京都府と大阪府の県人会に招待があつて行かせていただきました。関東であったり、これまで行ったところとか、西原村の、議員が申されましたとおり、出身の方が役員をされていたりとか、西原村に企業さんが来られているところは招待があつたりとかするんですけれども、今まで愛知県でしたっけ、愛知県からは招待というか、案内も来ていないような状況でございまして、できれば桂議員さんの知人の方であればご紹介をいただければ、私がスケジュール上、空ければ積極的に行きたいと思います。行けなければ、副村長であったり、今年から商工観光課を設けておりますので、商工観光課の職員でPRなりとか、特産物を持って出向いていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西口義充君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）ここにちょっとファックスで送ってきてもらっているんですが、これ、さっき39の市町村からと言いましたよね。ほとんどのところ、要するに6市町村だけが寄贈されていないと。だから、6市町村だけ何も連絡をしていないということはないと思うんですよね。だから、どこかに多分連絡は来とるんじゃないかな。去年も来ていないということで、私が行ったけれども、2年とも来られていないということ言われたので、それはちょっと問合せしてもらって、やはりそういうふうにして熊本県のだから西原村も来ているんだなと思って行っておられるわけですから、その人も、来てもらったらやっぱりいろんな人と話ができるし、いろんなPRができますよと。そうすると熊本県下から来ておられるので、そういう人たちと話をするとということがやっぱり一番PRになるんじゃないかということ言われたんですよね。だから、そこらあたりをもうちょっと考えてもらって、今、ふるさと納税といったら、何か物のやり取りをやっているのが今のふるさと納税じゃないですか。それで、なら今後、いろんな問題が出たときに、それができるのかな。やっぱりそういうのを考えながらやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

また、今後は西原村の事業計画などが、皆様方にこういうことをやりたいんだ、こういうことをやろうと思っておりますということをやっぱり伝えたい

とPRできないと思うんですよね。それでPRしてもらって、そして特産品はブランド化をする。やっぱりそれをやっていかないと、西原村に、じゃ、どれぐらいのものを今出しているのか。要するに、一番多かったのは多分米だろうと思うんです。ほかに、じゃ、どういう特産品があって、どれぐらい出されているのか。それも今度ちょっと答弁をしてもらいたいんですが、いいですか。

それと、2024年度のふるさと納税制度による寄附総額は、全国で1兆2,728億円となり、5年連続で過去最高を更新したと総務省から発表されております。では、本村の状況を見ますと、熊本地震前の寄附件数、これは多くて23件なんですよね。一番多かったのが2014年の645万円。ところが、2016年の地震後は、全国から支援をしていただいたおかげで、2017年度には1億6,000万円を超えています。そして寄附件数が8,000件を超したと。その後は年々増加し、2019年度の寄附額が5億円を超しています。そして寄附件数3万7,000件、西原村の復興、復旧のために多くの方から寄附を頂いております。その後の寄附額は4億円前後で、寄附件数も2万件から3万件。多くの人に寄附を頂いております。じゃ、2024年度は、寄附額が5億3,000万円と過去最高となったのですが、前年度より1億円以上増加しております。その要因は何だったのか。

また、ふるさと納税に関する担当者は、現在何人で担当されているのか。5億円を超す、それだけ営業をしてもらったのに担当者何人で対応しているのか。

また、苦情やトラブルも多くなっているんじゃないかなと思うんですが、どのような対応をしているのか。その3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 2時25分）

（午後 2時27分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の増加要因ということで、令和5年から令和6年にかけてふるさと納税額が増えております。その主な要因といたしましては、お米に対する寄附額が増加したということが主な要因でございます。あと、全体的にも寄附額が上がっている商品もございますけれども、お米のほうがもう基本的には割合を占めております。以上でございます。

それと、職員数ということでご質問があったかと思います。

職員数につきましては、今現在、担当が1名ということと、あと兼務で係長が1名の計2名というところで、今、担当させていただいておるというところでございます。

あと、3番目のふるさと納税に関する苦情関係ということで、こちらのほうにつきましては、それぞれのポータルサイトのほうで今契約をしております、基本的にはポータルサイトが窓口となっております。

苦情処理関係につきましても、基本的にはポータルサイトで苦情の処理をして、それで、そこで問題が解決しない場合というところでは、市町村に下りてくるというようなところでもございますけれども、今現在のところ、市町村まで下りてきているのは、年にもう本当数件というところで確認をしています。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）サイト側からすると、自分たちに都合の悪いことは多分上げてこないと思うんですよ。苦情とかトラブル。そこらあたりをやはり自分たちも把握していないと、実際言うて恥をかくのは村なんです。こういうことがあったというのを、要するに、それはいろんなところでそういうふうな評判が立つとかね。これを流されるとかなると、やはり西原村にかかってくると思うんですよ。何か見ていたら、サイト側に何か全部おっしゃっているのかな、そういうふうにはしか見えないんですよ。そうじゃなくて、私は、もう2人しかいないというので、本来であれば5億円、これ入ってくるわけですよ。そのうちの半分にしても2億5,000万円は村に入ってくるわけでしょう。それを2人でしょう。言えば、2人でそれを対応しながら、要するにやっとするわけですよ。そしたら、一番いいのはその業者さんじゃないかなというふうに先ほど堀田議員も言われたけれども、そういうふうに見えるんですよ。

問題があるのはやはり西原村。やっぱり自分ところを考えながらやっていると、そして商品なんかでも、要するに全部ポータルサイトというか、業者さんに全部任せっきりという感じに見えるんですよ。だから、そういうので、じゃ、村は金が入ってきた、金が入ってきたと、それは違うんですよ。何かちょっと違った方向に今行っていないかなというふうに思います。

基金の半分が経費等に消え、自治体に半分しか残らない現状を、国も今、問題視しているところでございます。10月からは自治体にポイントを付与する仲介サイト、利用を禁止すると。来年9月からは経費の支出先、金額、目的などを自治体に公表させる方針というふうになっていますよね。これ、自治税務局市町村税務課は、1つ目が広報目的基準の明確化、2つ目が付加価

値基準における算出方法の明確化ですね。それと、返礼品等の調達費用の妥当性確保、募集費の透明性、それと返礼品確認事務の効率化と、この5つを見直し、来年の10月に適用するとしております。

ふるさと納税は、魅力ある返礼品を実施する。2,000円で入手できるということで利用者にお得な制度として浸透しており、自治体間での熾烈な寄附争奪戦になっているというふうに、だからいろんなことをやっているんじゃないかなというふうに思っております。

返礼品の産地偽装や3割ルール違反、また、返礼品の調達や決済、送付などに必要な経費50%ルール違反等で取消しとなった自治体も徐々に増えてきております。これ、取り消されたら0なんですね。そうなるんです。ということは、その自治体も大変ですけども、やっぱり今まで寄附していた人たちも、そういうふうに見るわけですね。あそこの県は、あそこのまちはとか。そういうところも気づけていかなくちやならないと思います。

この件に関しては、どの自治体も仲介サイト事業者に何か丸投げ状態じゃないかなと、私はそういうふうに感じています。

今のふるさと納税制度は、寄附獲得のためには何でもありじゃという状況であると。何でもやっているという。いろんなところを見たら、本当にこんなのあるのかなというのが出ています。でも、それもやっぱりポータルサイトに出されているからそういうふうに出ているんです。

ふるさと納税の指定基準ですよ。募集適正基準、それと地場産品基準に違反した2市3町が指定取消処分を受けていますが、返礼品の産地偽装などのトラブル、それも後を絶たないと。本村では仲介サイト事業者に対して指定基準ですよ、違反しないようチェック体制はできているか、誰がチェックしているのか、対策・対応はできているか、答弁を求めます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）まずもって任せっきりではないかという話に関しましては、サイトで商品が悪かったりとか、不良品が多かったりとかいうご意見等に関しては、集計したやつを担当がいただいております、あんまりひどいところは、実際お店に訪問して是正とか、あんまりひどいときは1回納期が遅れ過ぎたりとか、物が悪かったりとかしたら、一定期間その物を出さないでくださいと、改善できるまでという、比較的細やかな指導とか把握はしているというふうに認識をしています。

それから、チェック体制ということでございます。

返礼品を出品される事業者及び返礼品に対する審査の強化や全事業者からの誓約書の提出であったり、制度の運用段階でのトラブルの未然防止に向けては、さらに、議員が申されましたとおり制度が変わりますので、こちらも

勉強して、偽造品とか不良品等がないように、役場とその業者さんの誓約書とかを強化して、違反等がないように努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）最後、まとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）取消しを受けた自治体の例としては、人気返礼品の争奪加熱で調達に間に合わず、別の事業者より同等の返礼品を調達したということで高くなった。それで3割を超したと。そういう違反例。また、仕入れ業者による産地偽装、職員が業者と定期的に飲食をしているとか、担当者が返礼品業者に賄賂を請求すると。そういうふうなこともあるということなんですよ。

だから、返礼品の米につきましては、生産者に買取り費用にプラス礼金を出す。そしたら3割ルール違反になった。だから、こういうのをやっぱきちんと把握していかないと、そして、ましてやそういうふうにならないようにしていかないといけないと。それが担当者が2人ということですから、2人でそういうところまでできるのかなと。それを心配しています。

それと、本来のふるさと納税は、先ほども言いましたけれども、都市部から地方自治体への税の配分システムであるということを忘れてはならないというふうに思います。

県税はショッピングサイトになっているのではないかと。元の趣旨に立ち返ることがもう必要じゃないかな。だから、よくすれば、よくで違反することもあるわけですから、そういうところを気づけてもらいたいなというふうに思っております。

それでは、次のふるさと納税返礼品についてお聞きしたいというふうに思います。

2024年度の全国返礼品の調達や梱包や送付などに使われた経費は、総額、大体半分近い5,900億円で、うち仲介サイト運営業者に支払われた額は約1,660億円、大体28%を支払っていると。西原村のふるさと納税額は、過去最高の5億3,200万円で、寄附件数2万6,670件になっています。返礼品の調達費用や梱包費や送付料、また手数料にかかった経費総額はどれだけになったか。また寄附額の何%になったのか。それが1点目です。

それと、寄附されたお金が担当者から仲介業者、仲介サイト事業者を通して返礼品として寄附していただいているそのシステム、物流システム。どういうふうに物流システムになっているのか。

また、本村の返礼品の調達や梱包、送付などの経費、また仲介サイト事業者への支払い額はどれぐらいになっているのか。この3点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税によって集められた寄附金額について、令和6年度では、全国で先ほど言われましたとおり、1兆2,727億円となっております。集められた寄附金は各自治体の運営に利用されますが、この中からふるさと納税の運営に係る費用も支出されているところでございます。

代表的なものは、ふるさと納税の返礼品を用意する費用に充てられ、これを返礼品の調達割合と申します。令和元年6月より、返礼品の調達割合は30%以下にすること、また、そのほかの費用を合わせたふるさと納税の経費総額費用を50%以下にすることがルールとして厳格化されております。

昨年度におけます西原村のふるさと納税関係の経費についての詳細につきましては、総合政策課長よりご説明申し上げます。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の決算ベースで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、令和6年度のふるさと納税の寄附額の総額ということで、5億3,188万2,529円となっております。そのうちふるさと納税の関係経費ということで、まず返礼品の調達に係る費用として1億3,033万760円、寄附総額に対する割合としては24.5%。

続きまして、返礼品の送付に係る費用として5,097万2,481円。こちらは寄附総額に対する割合としては9.58%となります。

次に、広報、広告やPRです。こちらのほうに係る費用として505万6,207円、寄附総額に対する割合としては0.95%。

続きまして、決済等に係る費用及び事務に係る費用として7,296万3,924円、寄附総額に対する割合といたしまして13.72%、全体として経費総額は2億5,932万3,372円となり、寄附総額に対する割合といたしましては48.76%となっております。

西原村では、返礼品の調達や発送につきましては、契約しておりますポータルサイトごとに仕入れや発送業務を委託しているため、それぞれの事業者ごとに契約を行っております。また、決済等に係る事業者につきましては、それぞれのポータルサイトで指定された業者と契約を行っているという状況でございます。

今回の令和6年度の費用に関しては以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、課長が言われたんですが、ちょっと抜けているんじゃないかなというふうに思います。

12の委託料、コンサルティング業務委託料、これが含まれていますよね。

それと、これが最後のあれだったんですが、3月の定例会で坂本議員が、令和7年度の予算の中で商工費、商工業振興費、役務費のインターネット販売促進業務手当、これについて答弁されているんですが、ほかの自治体もインターネット上の村内の農産物や特産品など、これまでの店頭販売だけでなく、今後の情勢を見込んでインターネットを介して取引が行われた販売については、取扱販売実績に応じて支援を行いたい。また、ECサイトもふるさと納税サイトも含めたインターネット上のサイトを予定しているという答弁をされているんですよね。となると、この商工業振興費の役務費ですね。これについては含まれるんじゃないですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

最近は、よく自治体から法人DMOとかいう言葉は聞かれると思いますけれども、これは地域のブランディング、お宝探しとか、地域の持っている資源を商品化したりとか、ブランディングしたりとか、そういうブランディングコンサルを行う法人ということで、最近よく聞くわけなんですけれども、こういう費用に関してはふるさと納税の経費に入れているところはないというふうに聞いております。以上でございます。

○9番議員（桂 悦朗君）いや、でも答弁の中では、ふるさと納税にも含むような答弁を課長はしているんですよ。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）それも一つなんですけれども、だからといって入れないといけないとか、そういうのは今までほかの自治体を見て確認はしていません。以上です。

○9番議員（桂 悦朗君）それは、これを入れれば50%超すんですよね。管理費としてこれ入れれば50%超してしまうんです。ということは、50%ルール違反になるということなんですよ。

だから、今回、私もいろいろちょっと調べて、その件もこの質問の中でもそういうふうな答弁もしているし、その中でそういうふうなのが出ていると。これも含まれたら50%を超えということですから、指定基準に違反するよということです。

また、ほかの自治体も、インターネット上のサイトでバリエーション拡大を図るなどして返礼品競争が激化しているというふうに思います。国民も商品を買うような感覚で寄附をする例が今多いようです。本村の財産である備蓄米をふるさと納税返礼品として提供されていますが、先ほど堀田議員がいろいろ質問されております。その中で、先ほど村長の答弁では、熊本産のだ

ったらいいいということであればもう何でもありなんですよ。本来であればですよ、西原村の米をとということで寄附されている方も多いと思うんですよ。それを、西原村の米は一つも入っていない。それを返礼品として出しとって、そして書いてあるのは西原村が出しているような形で取っとるじゃないですか。それは完全に偽装ですよ。それを、私たちは偽装していませんというのはちょっと違うんじゃないかな。それが偽装ということになればですよ、これ指定基準の違反ですよ。この点についてどう思われますか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）説明のとおり、近隣の市町村で生産されたものと混在している場合は出品可能となっており、制度上は問題ないというふうに考えております。

例を挙げれば、馬刺し。西原村で育っています。よそで屠殺されているかと思うんですけれども、共通返礼品とかいう、西原村とは全く関係ないところで馬刺しが売れたりとかします。この米は、J A阿蘇に1俵も出していないければ、それはアウトということなんですけれども、一応組合もあって、農家さんも出しておられますので、産地偽装とか、そういう違反するようなルールの下で販売しているわけではございません。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目。次です。

○9番議員（桂 悦朗君）米が入っておるか、入っていないか、何も書いていないんですよ、米に。これはどこどこ産って、米に1粒1粒書いてあるわけじゃないですよ。だから、いや、うちの入っと思いますよ、皆さん方、去年ですよ、去年、米が物すごく出ているんです。一番多いのは米だそうです。その次が肉。その米を、先ほど堀田議員も言われたけれども、じゃ、どれぐらい西原村で作っとるのか。それだけ出せるような量はあるのかと。どう思いますか。ないでしょう。（「はい」の声）

いやいや、ちょっと待って、ちょっと待って。それはないと思います。だから、そういうところから、いや、うちのも混じっていますよと言われても実際混じっていません。それは聞いています。混じっていないと。だから言っているんです。

だから、やはり皆さん方が、要するにどれぐらいの米がここに、西原村にあるのか。そしてどれぐらい取れたって、どれぐらい出している。そうすると、それを、要するに今度はその人たちがどこにそれを出しているのかというところまで調べんといかんということですね。実際言うたら、何か道の駅か何かに西原産米は出しているということを言ってあります。そういうところまで調査して、きちんと物をやっぱ見とってほしいな。でないと、調査されたときに、いや、おたくはこうですよと言われたときにどうするのか

など。そこらあたりまで考えとってもらいたいなというふうに思います。いいですか。首ひねらんで。そこまでやっぱり慎重にやらないといけないですよということですよ。

それと、実際言うて、村長が備蓄米を何に使うかといったら、学校とか、そういうところに使いますよと言って、全く出していないじゃないですか。実際言うて、今度給食費上げていますよね。40円か何か上げたよね。実際言うて米を出せば上げなくていいんですよ。だから、そういうところまで考えて備蓄米は使うですよと言ったから議会では通ったと思うとですよ。これ、最初備蓄米をしたときに議会が通さなかったら、こういう問題なかったと思います。それだけやっぱり考えてやってもらいたいな。

そのときも言いましたよね。何でその前に議論ばせんだったかと。議会、本会議にぼんと出して、はい、これをお願いしますと。何でそういうことやったのかな。やはりもうちょっと議会にこういうことやりたいということを出してもらって、それで議論をしてどうするのかということ、やっぱり闘って初めて次のところへ進んでいくんですよ。そこらあたりまでやってもらいたい。いいですか。

最後に、もう締めますけれども、本来のふるさと納税の在り方が少しずつ変化しているのは、皆さん、ご承知のとおりだと思います。返礼品競争が過熱し、ふるさと納税バブルと表現されるようになっていった。寄附する側もふるさとを応援するという意識を超え、買いたい、商品を買いたいという意識のほうは今が強いんじゃないかな。それだけ今変化してきています。

自治体側も寄附額を上げ、税収を上げることに目がいつてはいないかな。指定基準違反が多くなってきているのは、そういうところから多くなってきているんじゃないかなというふうに思います。

だから、自分たちは違反しないと思っても、実際は違反しとった。そしたら、違反しとったら、それがもう明確化になったら、要するにそこはもう差止めで食うわけですよ。そうならないようにするのが、やっぱり私たち議員もそこを見とかないかなというふうに思っています。

そのような中、指定取消しとなった自治体も徐々に増えてきていると先ほどから言っていますけれども、そこには、法令を守るという意識と、それを管理する担当者が不足している。そういうこともあるというふうに思います。

また、総務省から指定取消しを受けた過程の中に、住民の代表として、その立場にある議会は、その違反行為を監視できたのかなと。もう黙認せざるを得なかったのかなという状況にもあると思います。西原村はどうかと。

本来であれば、村長が提案したのに、いかんのはいかんということであれば、お互いがそこで話し合って、どうしたらいいのかということで前進する

と思うとです。それを勝手に、もう私が出したから、これでお願ひしますと出されたら、半分賛成すればそれで通ります。それが議会なんですね。これまで西原村を応援して寄附していただいた方々の思いを大切にに使わせていただきたいものです。

今後も地元の特産品を大切にPRしていき、ふるさと納税を応援していきたいと思っておりますが、きちんとした形で今後取り組んでもらいたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 3時07分）

（午後 3時23分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

日程第2、認定第1号、令和6年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）皆さん、こんにちは。認定第1号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

認定第1号、令和6年度西原村一般会計歳入歳出決算書、次のページをお開きください。

歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1 村税11億1,712万4,000円、11億5,628万8,669円、11億3,614万3,806円、81万4,181円、1,933万682円。

款2 地方譲与税5,194万5,000円、5,194万5,000円、5,194万5,000円、0円、0円。

款3 利子割交付金25万6,000円、25万6,000円、25万6,000円、0円、0円。

款4 配当割交付金306万6,000円、306万6,000円、306万6,000円、0円、0円。

款5 株式等譲渡所得割交付金518万8,000円、518万8,000円、518万8,000円、0円、0円。

款6 地方消費税交付金1億7,841万3,000円、1億7,841万3,000円、1億7,841万3,000円、0円、0円。

次のページをお願いいたします。

款 7 ゴルフ場利用税交付金3,465万6,000円、3,465万6,363円、3,465万6,363円、0円、0円。

款 8 法人事業税交付金1,635万4,000円、1,635万4,000円、1,635万4,000円、0円、0円。

款 9 環境性能割交付金495万3,000円、495万3,000円、495万3,000円、0円、0円。

款10地方特例交付金4,284万9,000円、4,284万9,000円、4,284万9,000円、0円、0円。

款11地方交付税22億7,597万3,000円、22億7,597万3,000円、22億7,597万3,000円、0円、0円。

款12交通安全対策特別交付金1,000円、0円、0円、0円、0円。

款13分担金及び負担金2,990万円、2,912万5,209円、2,907万1,209円、0円、5万4,000円。

款14使用料及び手数料3,766万3,000円、3,997万8,792円、3,879万5,455円、0円、118万3,337円。

次のページをお開きください。

款15国庫支出金10億2,610万8,000円、8億7,597万6,998円、8億7,597万6,998円、0円、0円。

款16県支出金5億2,550万3,000円、4億7,556万9,221円、4億7,556万9,221円、0円、0円。

款17財産収入5,477万7,000円、5,478万7,178円、5,478万7,178円、0円、0円。

款18寄附金5億3,296万2,000円、5億3,744万2,995円、5億3,744万2,995円、0円、0円。

款19繰入金4億6,310万4,000円、4億6,310万7,027円、4億6,310万7,027円、0円、0円。

款20繰越金4億2,653万4,000円、4億2,653万4,584円、4億2,653万4,584円、0円、0円。

款21諸収入6,677万8,000円、6,410万711円、6,410万711円、0円、0円。

次のページをお願いいたします。

款22村債4億4,280万円、3億4,180万円、3億4,180万円、0円、0円。

歳入合計73億3,690万7,000円、70億7,836万4,747円、70億5,698万2,547円、81万4,181円、2,056万8,019円。

次のページをお開きください。歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で朗読いたします。

款 1 議会費6,824万4,000円、6,701万3,765円、0円、123万235円。

款 2 総務費14億6,837万6,000円、13億3,846万7,485円、4,778万5,000円、8,212万3,515円。

款 3 民生費13億6,501万8,000円、12億4,367万6,848円、4,745万8,000円、7,388万3,152円。

款 4 衛生費 3 億4,995万8,000円、3 億4,121万3,841円、0円、874万4,159円。

款 5 農林水産業費 4 億7,956万円、4 億4,511万9,068円、2,637万5,000円、806万5,932円。

次のページをお願いします。

款 6 商工費 3 億8,863万8,000円、3 億7,200万978円、0円、1,663万7,022円。

款 7 土木費 3 億7,311万5,000円、3 億1,247万2,913円、5,471万5,000円、592万7,087円。

款 8 消防費 2 億8,884万1,000円、2 億8,026万6,227円、0円、857万4,773円。

款 9 教育費 4 億104万2,000円、3 億7,836万4,954円、352万円、1,915万7,046円。

款10災害復旧費 8 億4,485万円、6 億7,868万7,389円、1 億5,279万7,000円、1,336万5,611円。

次のページをお開きください。

款11公債費12億1,617万4,000円、12億1,597万1,927円、0円、20万2,073円。

款12諸支出金1,000円、0円、0円、1,000円。

款13予備費9,309万円、0円、0円、9,309万円。

歳出合計73億3,690万7,000円、66億7,325万5,395円、3 億3,265万円、3 億3,100万1,605円。

次のページをお開きください。

歳入70億5,698万2,547円、歳出66億7,325万5,395円、歳入歳出差引残額 3 億8,372万7,152円、うち基金繰入金 0 円、翌年度繰越金 3 億8,372万7,152円。

令和 7 年 9 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。説明は以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）以上で認定第 1 号の説明は終わりました。

これから代表監査委員の河上國秀君に令和 6 年度の決算について審査報告

を求めます。

(代表監査委員 河上國秀君 登壇 説明)

○代表監査委員（河上國秀君）皆さん、こんにちは。監査委員の河上でございます。

ただいまから決算審査意見書について報告いたします。

ファイルの令和6年度西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書をご覧ください。

令和6年度西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書、西原村監査委員。

なお、説明に当たりましては、要点を絞って簡潔に説明させていただきます。

開けていただきまして、西監第31号、令和7年8月25日、西原村長吉井誠様。西原村監査委員河上國秀、同じく松浦哲也。

令和6年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5号並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和7年7月10日付で審査を求められた令和6年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況について、その審査を終えたので意見書を提出します。

次のページの1ページ、2ページ目は目次となっておりますので、3ページを開けてください。

審査について。

1、審査対象。令和6年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算、住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業会計決算、工業用水道事業会計決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況、以上について審査を実施しました。

2、決算書の調整並びに提出時期（地方自治法第233条第1項）。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は法定の期限内に提出をされていきました。

3、審査の期間。令和7年7月11日から同7月28日までの18日間のうち実日数5日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて審査を実施しました。

（1）決算書その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。

- (2) 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。
- (3) 予算現額及び支出済額は歳出整理簿と整合しているか。
- (4) 収入支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。
- (5) 財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。
- (6) 財政運営は健全かつ適正になされているか。

(7) 予算の執行に当たり、競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を挙げて経費的に効率的に執行されているか等に主眼を置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、各関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの主管課等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり慎重に審査をした。

4 ページを開けてください。

審査の結果。

令和6年度一般会計、特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認した。

また、予算執行、収入支出の事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めた。

第1表は歳入歳出の決算額であります。

次の5ページから60ページの一般会計、特別会計、企業会計については、審査のまとめで報告しますので、省略させていただきます。

61ページの西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書を開けていただきたいと思います。

第1、審査について。

地方自治法第241条第1項の規定による定額資金を運用するための基金運用状況調書について、計数は正確であるか、法令、条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票及び証憑類、預金証書等詳細に審査した結果は下記のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。

定額の資金を運用するための4基金の運用状況調書はいずれも正確で、それぞれの目的に従って正確かつ効率的に運用され、計数及び証憑類、預金貸付証書などと合致していることを認めた。

今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望みます。

第3、監査意見。

1、土地開発基金は今後の計画による運用を望みます。

2、奨学基金の運用は現在はありませんが、昨今の急激な物価高騰による生活実態の変化により利用者増も想定されます。村民への周知を行うとともに

に有効な運用と着実な償還運用を望みます。

3、スポーツ大会等出場費助成基金の今年度の運用があり、村民のスポーツ振興と健康管理等を含めた啓発に寄与されるよう、今後も有効運用を望みます。

以上の基金について意見を述べましたが、詳細は62ページ、表のとおりであります。

最後になりますが、審査のまとめです。63ページから68ページをお願いします。

令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めた。

財政面については、工業団地造成事業が実施されているが、単費予算であるため村財政への影響もあり、造成完了後の企業との売買契約の締結が待たれる。自主財源が27億4,998万3,000円で構成比39%、依存財源43億700万円で構成比61%と厳しい財政状況の中であるが、実質収支額として2億8,576万9,000円が確保できたということは評価する。

令和6年度の一般会計は、前年度と比較し総括的に述べると次のとおりである。

歳入歳出決算額は、総合体育館及び総合運動公園の完成による減少、災害復旧事業の減少等により、昨年度より5億円ほど少ない70億円強の歳入歳出となっている。実質収支では、前年度の2億9,000万円と比較するとほぼ同額である。財政調整基金は1億5,000万円積み立て、取崩しは1億8,600万円で、実質単年度収支は4,400万円減の赤字となったが、前年度より1億5,300万円増の黒字となっている。

歳入決算額では、対前年度比5億2,100万円、6.9%減となっている。要因としては、国庫支出金2億8,500万円、24.6%減、県支出金4,600万円、9.0%減、村債4億3,500万円、56%減となっている。村債発行については、総額3億4,100万円を借り入れている。そのほとんどが緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債となっている。村債には交付税措置がある起債が含まれているが、今後もさらなる措置が講じられることを要望する。

歳出では、対前年度比4億7,900万円、6.7%減となっている。要因としては、普通建設費が8億7,600万円、58.8%減、積立金が3億9,600万円、65%減となっており、歳入歳出ともに総合運動公園整備事業の完了が大きな原因となっている。

国民健康保険特別会計の歳入決算額については、対前年度比7,300万円の減額となり、税収は700万円減となった。これは国保加入者の所得変動による。

実質収支として3,700万円、対前年度比53.6%減、前年度収支4,300万円の赤字を計上している。今後も医療費の抑制を進めるには生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力されたい。村民の方々が日頃から食生活や運動等について留意され、地域で行動する体制づくりを今後さらに進めてもらいたい。

介護保険特別会計は23万円、0.1%増となった。実質収支2億4,600万円、単年度収支については600万円の黒字となっている。介護予防事業については、各集落でサロンやスーパーサロンが高齢者等を中心に熱心に取り組まれていて、介護給付費の増加抑制に貢献されている。今後、高齢者の増加が予想されるので、給付費の急激な上昇を抑えるために予防重視型の施策推進に取り組んでいただきたい。

後期高齢者医療特別会計は、保険料として8,600万円、前年度と比較すると1,100万円、15.6%増えている。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっている。現在の被保険者数は1,168名である。今後も医療費抑制を図っていただきたい。

村税、保険料の滞納については、滞納状況を常に把握し、収納作業は関係職員の連携を密に早期完納に向けて努力され、公平負担が図られるよう望みます。

工業団地造成事業特別会計については、鳥子新工業団地に6区画の造成工事及び調整池の工事が進んでいる状況である。工業団地造成完了後、企業への売買契約の締結がなされるが、今後、村への税収増加並びに雇用創出へ結びつけていただきたい。

住宅用地造成事業特別会計については、河原地区の少子化対策事業での宅地造成事業は一旦終了となるが、少子化対策及び子育て世代の移住定住対策に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

企業会計の中央簡易水道事業会計については、公営企業会計移行に伴い、同等の比較はできないが、前年に比べて水道事業収益額が1,400万円の増となっている。財政面では、当年度利益剰余金が3,400万円となっている。現在の給水人口4,695人から将来的に加入者増が予想されるので、管路の更新等が見込まれるため長期的な収支予測を立て、将来も安定的な供給に努めていただきたい。

工業用水道事業については、水道事業収益2,500万円、水道事業費1,700万円、資本的支出について建設改良費9,400万円が支出されている。鳥子新工業団地への工業用水の配水が予想されるが、配水管の設備更新等計画的に進めていただきたい。

ふるさと納税については、指定寄附、指定なしを含めて、全国より寄附額

約4億4,600万円を頂いている。それぞれの事業内容で充当されているが、使途について広報紙等で見える化をすることが望ましい。

一般会計歳出において委託料で購入、保管契約した備蓄米については、会計上及び事務処理上の問題はないが、備蓄米の使途に関しては反省すべき点がある。今後丁寧な事務執行に努めていただきたい。

来年は熊本地震発生から10年を迎える。震災ミュージアム建設計画が進められているが、震災の経験と教訓を後世に伝える施設を期待したい。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業が熊本県で計画されているが、肥後大津駅から阿蘇くまもと空港間が空港アクセス鉄道として鉄道整備の具体化に向けた調査・検討等が始まる。事業の目的は、定時性、速達性、大量輸送性、空港の機能強化と利便性向上を図るとある。令和8年までの準備期間を終えて、令和9年から整備着手の予定である。

TSMCの波及効果及び空港アクセス鉄道の実現は、近隣の西原村にとって絶好のチャンスと捉え、阿蘇くまもと空港への公共交通の実現や阿蘇への新たなアクセスルート、観光ルートを形成し、最大限生かしていただきたい。

第6次西原村総合計画に「ひとが育み ひとと輝く 誇りあるふるさと西原村」と目指す将来像を掲げてあるように、10年後、20年後の村民の皆さんが住んでよかったと実感できる西原村の実現に向け、村長を先頭に職員一丸となって、西原村発展のために精進されることを願い、決算報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西口義充君）以上で令和6年度決算についての審査報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は18日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 4時08分 散 会

第 3 号 (9 月 1 8 日)

令和 7 年第 3 回西原村議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 1 8 日、令和 7 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 7 年 9 月 1 8 日 (木曜日) 議事日程第 3 号

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 6 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 6 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 6 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 6 年度西原村中央簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 6 年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 9 | 報告第 5 号 | 令和 6 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 10 | 承認第 5 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 7 号) 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号) について」 |
| 日程第 11 | 議案第 46 号 | 字の区域の変更について |
| 日程第 12 | 議案第 47 号 | 西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君
代表監査委員	河 上 國 秀 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第1号、令和6年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。

西原村申合せ事項、西原村議会会議規則第55条、質疑の回数、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えないとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

認定第1号の質疑におきましては、歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

まず、歳入について質疑ございませんか。

7番議員、中西君。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

固定資産税、増加だったと思っていますけれども、戸数というのは大分増えたのか。今まで、農地であったり、雑種地だったところが宅地として単価が上がったと思っています。新規に宅地として大分増えてきているのか、ちょっとそこら辺の確認をお願いします。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

最近ですと、毎年、新築の住宅等が約100軒ずつぐらいは増えてきているという状況でございます。もちろん建て替えも一部はございますけれども、やはり農地が宅地に変わったりとか、山林の一部が宅地に変わったりとか、そういうこともございます。例えば、土地についてどれだけが宅地に変わったかという把握まではしてはございませんけれども、ここ近年ですと、やはり新たな転入者等もございますし、それでの事業所、住宅の増加によって固定資産税のほうも土地の分、家屋の部分はどんどん増えてきているという状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）すみません。質疑のときは、資料のページを言っていたいて、それから質問してください。お願いします。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようでしたら、歳出に移ってよろしいですか。
歳出、質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、ここで歳入歳出についての一括質疑をお受けしますけれども、いいですか、質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

ページは148です。ちょっとノートに書いているのでどっちかが分からないですけれども、基腐病がございますけれども、これ35万円というふうに書いてありますけれども、この金額とこれから金額が700万円とか上がってきたと思うんですけれども、これが今現在どういうふうになっているのか、また、農薬を散布されて何か分かったこととかあれば、そちらのほうをお願いいたします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

決算書ページ148ページ、農業振興費の需用費の中にございます基腐病発生圃場薬剤費というところで、35万3,680円となつてございます。これにつきましては、基腐病の発生圃場に対しまして、分解促進剤及び圃場の砂が飛ばないように、または雨で流されないように、牧草の種子の補助を行つてございます。昨年発生いたしました圃場が5筆ございますので、そこに対して行つた補助というところでございます。決算書には出てきておりませんが、昨年12月の議会におきまして追加提案させていただきました基腐病緊急対策の1,200万円に対しましては繰越しを行ひまして、今現在、1回目の散布分の給付が終わつて、今2回目、3回目の受付を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。もう1回目が行われたということで、今年度事業というふうにはなりますけれども、これで何か結果というか、そういうものはまだ収穫があつてないんで見えていないかと思ひますけれども、これ、皆さんどういふふうな使い方、ちゃんと皆さんが使われているのか。そういうものは何か農家の方とお話しされていますでしょうか。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）ただいまのご質問にお答えいたします。

窓口に來られた農家さんとお話をさせていただくと、やはり1回目の散布時に薬剤の濃度が濃くて、皮膚がただれたり、中には入院された方もちよつ

と見受けられたぐらい、ちょっと強い薬剤となっていました。それと、この夏場の暑さで、やはり農家の方が大変ご苦労されていまして、2回目、3回目はどうかというお声もお聞きしたところでございます。中には、夏場の作業となりますので、ドローン散布でされた方もいると伺っております。それと、薬剤の消毒については3回が基本でございますけれども、早く収穫される方は2回目までしか時期的にもできないという方が、どうしても2回しかできないという方も中にはいらっしゃるような感じでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。いろいろあるかもしれませんが、本村としましては、これを0を目指して、ぜひ力いっぱい頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番、加藤です。

65ページ、工事請負費、これは保育園のキャノピー解体等の工事となっておりますけれども、不用額ということで、もうやられないのかと。保護者の方から要望はなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（西口義充君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

にしはら保育園の園舎入り口の屋根、キャノピーですけれども、これについては、保育園が設立してから20年以上が経過しており、劣化が見られたことから、改修ということで、令和5年12月定例会において予算を計上させていただきました。しかし、既存のキャノピーの解体、新築の本体工事、仮設通路設置等含めた費用が高いというご指摘があったことから、引き続き、形状の見直しや素材の変更、そして、地元業者様からもご意見をお聞きしながら複数にご提案をいただきましたが、昨今の物価高、資材費高騰、人件費高騰も相まって、コストを抑えた設計が難しい状況でございました。そこで、劣化調査等でいつ壊れるか分からないという指摘もございましたので、保育園利用者の安全性を最優先に、令和6年度においては、一旦解体のみ先に進めさせていただきました。

なお、今後の予定についてですが、昨年、解体後に、保護者の方に「キャノピーが必要か」といったアンケートの実施をさせていただきまして、結果としましては、「あったほうがいい」という方が50.4%。「なくてもいい」49.5%と、ほぼ半数ずつのご意見でもございました。

実態としましては、週の初めや週の終わりにはお布団の持ち帰りがござい

ますし、また、荷物が多くなる場合や、また、赤ちゃんを連れた保護者さん
もいらっしゃいますので、雨の強い日などはあったほうがいいというご意見
があった反面、既存のキャノピーは柱が結構大きかったということもござい
ましたので、それがなくなったことで、子どもが隠れて見にくい状況であっ
たということで、解体してよかったといった状況でもございました。

こういった意見を踏まえまして、園舎全体としても、キャノピー以外でも
劣化が進んでいるところもございまして、施設の中でほかの老朽化したとこ
ろも含めながら、今後も総合的に優先順位をつけて必要性を考えていきたい
というふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

1 番、山下議員。

○1 番議員（山下圭介君）タブレット92ページ、紙ベースで182ページの需用費、
不用額236万508円についてなんですが、3月定例会にて236万円を補正予算で
組んであったのですが、なぜそのまま不用額になったのかをお願いします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）山下議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、3月補正で増額補正させていただきました学習用タ
ブレット端末の修繕費が未執行のまま、そのまま不用額になっているもので
ございます。大変申し訳ございません。タブレット端末の修繕につきましては、
発注から納品までに1か月から2か月、時間を要します。3月中旬の議
会終了後にタブレットの修繕を発注しましても、年度内の修繕完了が困難で
あったことは事前に予測されたことでございます。それにもかかわらず増額
補正を行ったことにつきましては、計画の甘さがあったということを深く反
省しております。

今後につきましては、予算の要求段階で執行計画をより綿密に精査するこ
ととし、特に年度末の補正予算は最後になりますので、発注から納品、支払
いまでの期間を十分に精査いたしまして、確実な執行が見込める予算のみを
計上するよう徹底いたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

2 番、加藤議員。

○2 番議員（加藤博敏君）2 番、加藤です。

タブレット53ページの委託料、地籍調査事業業務委託料ということになっ
ておりますけれども、どこから始められるのかということをお尋ねしたいと
思います。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの加藤議員のご質問にお答えしたいと思

ます。

地籍調査事業におきましては、熊本地震後に地殻の変動等におきまして、やはりずれがかなりございます。それで、座標の補正等が行えるところは国土地理院とか国交省のほうで座標の補正等を行っておりますけれども、どうしても補正ができないところというのは調査をして、今ずっとどれだけずれてどういう補正がかけられるのか、また再度立会いを行って新たな座標を設定しなければいけないのかというところを進めているところでございます。

令和6年度におきましては、当初は平成12年度に立会い等を行った地区においてどれだけのずれがあっているのかというところを調査したところでございます。それを今後も続けていきまして、大体今の見込みでいきますならば、この地震の補正を全部終わらせるのが今から数えて大体20年ぐらいかかるんじゃないかというふうに思われているところです。さらに、大字鳥子地区の一部が本来の地籍調査がまだ未実施のところがございますので、そちらのほうも地震の補正等を行った後に、そういう本来の地籍調査事業をさらに進めていくということになれば、あくまでも今後の見通しなんですけれども、今から数えて30年近くはかかるんじゃないかというふうに思っているところです。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

ページ数90ページ、地域振興費の災害ミュージアム拠点整備事業設計委託料390万5,000円とページ118ページ、社会福祉施設管理費、繰越しされておりますが、社会福祉センター基本設計委託料744万9,000円。

まず、震災ミュージアム、これは説明、委員会であったかと思いますが、災害ミュージアムは文化財展示施設と併設するということで、文化財施設の委託料もあるはず。二重計上ですよ。非常に無駄な支出であり、計画性がないと思います。福祉センターにおいてももう一回リセットすると、ゼロベースにすると村長おっしゃいましたが、ここで744万9,000円もあっていますよね、非常に無駄遣いじゃないでしょうか。これだけの予算を村民の血税で払うと、どれだけ苦勞して払わなきゃいけないんでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この2つの件に関しましては、基本設計等々、支出をしております。基本設計ができて、議会を含めて皆さんに協議をしたところ、建設費が高騰によりこれだけ高くなるんだったら、もう一回見直そうかとかいうご意見もあっております。これが全く0になるとは思っておりませ

ん。今後、例えばプレハブに変えるとか、いろんな安い方法で検討するといったときは、基本的な面積であったりとか位置とか、そういうやつは使えると思っていますので、ある程度進んでいかないと次の段階に決まっていけないこともあるかと思います。そういう面も含めて、税金を使わせていただいで設計とか基本設計をさせていただくに当たりは、今後、また十二分に注意しながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）202ページの文化財調査委託料に繰越しされております352万円、これちょっと説明がないんですけれども、これは何でしょうか。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）堀田議員の質問にお答えいたします。

今年度の予算執行がありませんでしたので、説明欄のほうは記載しておりませんでしたが、繰越事業として、文化財展示施設設計業務委託料を繰越しさせていただいております。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）ということは、90ページで、震災ミュージアムでもう350万円払って、ここでまた繰り越して350万円。同じ施設ですよ、どういことでしょうか。これ必要ないんじゃないでしょうか、繰越しは。震災ミュージアムでつくっていれば。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この費用につきましては、説明があったかと思うんですけれども、整理をした後、保育園を一部修理してそこに物を置くのか、またはプレハブを設置してそこに保管するのかということで、繰越しということで計上させていただいております。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）ちょっと腑に落ちませんけれども、今後、繰り越されたということであれば、ここも注視して見ておきますので、適正なる執行をよろしくお願いします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。ほかに質疑ございませんか。
6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

ページは105ページになります。総合体育館で汚水処理、清掃業務等、いろいろ経費がかかっておりますけれども、これ、収入と運営費を差し引いたらどれぐらいになりますでしょうか。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

運動公園の施設管理費の全体費用が4,964万円かかっております。それに対して、収入のほうで運動公園施設使用料が626万2,000円というところになっております。差引き4,200万円ほど赤字といいますか、収入のほうが少ないというところになっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。ただ数字だけではちょっと見えない部分というものがこれを建てられたときに言われましたんで、健康増進イベントなんかをいろいろしていただきたいと思っておりますけれども、これからの計画やそういう課をまたいだイベント等、何かされる予定というのはございますでしょうか。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）お答えいたします。

現在のところ、多くの村内、村外の大会だったりとかをさせていただいてるところでございます。また、健康増進のためにもトレーニングジムもございますし、子どもたちの団体とかたくさんございますので、フルに活用して健康増進、また子どもたちの健全育成のためにも活用していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）資料のページとタブレットのページがちょっと違っておりますけれども、タブレットのページ、言っていただいていいですか。ほかに質疑ございませんか。

9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

タブレットの81ページ、これで言ったら158ページ、昨日一般質問したんですが、これの中の需用費2,699万6,665円。これについて、予算のときは1,600万円だったと思うんですね。それにはインターネット販売促進事業手数料ということになったと思います。ここで今度は変わっているんですよね、特産品開発及び販路開拓業務手数料、これの内訳をお願いしたいです。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の当初予算の要求時点では、こちらの決算書に書いていますとおり、特産品開発及び販路開拓業務委託手数料というところでご説明させていただいております。3月の専決だと思います、そちらのほうで増額補正をさせていただいておって、そのときの説明はインターネット販売促進手数料ということでさせていただきました。内容的には基本的には変わりはありません。以上でございます。（「説明せえと言うた。これの内訳ば言うてくれって」の声）こちらの事業につきましては、インターネット普及によりま

して、ネット上での販売サイトのコンテンツが増加していることに伴いまして、また、全国各地の商品を気軽に購入できるなど、全国の消費活動の需要の増やマーケットの拡大に対応するため、西原村内の商品につきまして商品の紹介、開発と、あと特産品の開発や販売方法など、全国的な需要に合わせた形で販売することについての提案や助言と併せて、新たな販路拡大を見据えた誘導や助言を行い、これからの安定的な流通が行えるようにするために、手数料として支払っているものでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）昨日の話では、返礼品には、これ、当たらないということではなかったと思うんですね。私は、これそちらへ含まれているんじゃないかなということでは昨日お話をしているんですが、そのとき、含まれていないって言われたんですが、今話を聞くと、それ、含まれているんじゃないですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

その前に、昨日より産地偽装とかそういう話がございまして、まずもってポータルサイトでは熊本県産、西原村産等含むと表示しておりまして、産地偽装は全くございません。本当に一部の議員さん、住民さんから、そういう産地偽装という疑い、虚偽の情報とかそういう声が上がりましたことはもう本当に残念でなく、農家の皆さん、J A阿蘇の皆さん、経済連の方々、それから卸問屋の方々に対し、本当におわびを申し上げたいと思います。

桂議員のご質問にお答えします。

このサイトにつきましては、ふるさと納税に出す前の特産品の開発・発見、マッチング、ブランディング等の費用でありまして、完成した後のものを出したら、後からの経費に関してはふる納等の経費に係るかと思っておりますけれども、こういう商品開発とか商品発見、ブランディング等には係りません。最近では、昨日も申しましたが、DMOと言われる観光地域づくりを推進する組織に補助金を充てて、そこで地域地域で商品を開発しているところがもうたくさんございますけれども、そこに対してふる納の経費にしないといった例はもう一件もございません。以上でございます。

○議長（西口義充君）9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、これ、令和6年度の予算のとき1,600万円あげとるんですよね。ここはまた1,000万円ぐらい増えとるわけですよね。それは何でそうなったのか、要するに、インターネットで1,600万円出しとって、今度、商品開発とかそういうので1,000万円ぐらい増やしている。これ、全くそういうものに当てはまるというふうに思うとですよね。だけん、調査すれ

ば、開発とかそういうのに充てるということは、そこに当てはまるんじゃないかなというふうに思って、昨日も質問しています。だから、そういうところもやっぱりきちんとしていないと、先ほど言ったように、50%ルール、そういうのも常にやっぱり考えとかなくちゃならないと思うとですよ。だから、そういう面では、ちょっとこの件については当てはまるのかなと、私はもうそう思っています。

それと、さっき産地偽装がどうのこうのと言われましたけれども、実際、物を出すのに対して、そのうちの50%が西原村の物か、西原村の物でなくても西原村で加工したとか、要するに物が50%以上やっぱり西原村で関わっていないと、それは間違っていますよということで言われているとですよ。そこらあたりは、今、副村長が首をひねられましたので、副村長、どう思われますか。

○議長（西口義充君）副村長。

○副村長（田島由紀君）桂議員の質問にお答えします。

今日、報道でもなされましたけれども、昨日のご発言の関係につきましては、国・県の見解としては問題ないということで回答をいただいております。以上です。

○議長（西口義充君）9番議員、4回目は駄目ですよ。3回まででって言っているでしょう。

村長。

○村長（吉井 誠君）その50%混ざっていないというのはどこに書いてあるのかちょっと分からないんですけれども、私の見解というか国の指針によりますと、令和5年総務省告示の産地基準についてということで、4号によりますと、「返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること」と定義されておりまして、今回のお米はJ A阿蘇で集荷された米であり、その中に西原村の米も出荷しておりますので、出荷していることを確認しております。また、流通上、ほかの阿蘇郡内の市町村のものと混在して出荷されているため、先ほど申しました総務省告示の流通構造上、混在することが避けられない場合に限るに該当することから、返礼品として出品可能となっており、また、返礼品として総務省からの承認も受けております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）堀田です。

今、村長は明確に答えられました。じゃ、3回ということなんで、3回で

すから、ちょっと立て続けに質問させていただきます。

これはもうタブレット90、ページ178ですけれども、備蓄米の契約は動産ですよね。これは昨日言いました、処分も、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、地方自治法96条第1項8号の規定により議会に付さなければならないのは700万円以上と言いました。動産の購入、契約も700万円。これ2,900万円ですよね。どうして議会に出されなかったのか。これが1つですね。

それと、今、米の産地なんですけれども、これはもう産業課長にちょっとお尋ねしたいんですけれども。西原村全体の米の総面積、そして、JAに何名の方が出荷して、何の品種を出荷されているか。これは産業課長です。

昨日のテレビ報道をちょっと見ておりますが、それを抜粋しますと、総務省も、地場産品として返礼品を提供する場合、その自治体で生産されているものとなっていますね。また、村長はJA阿蘇産の米、出荷証明があるということで問題ないと。出荷証明の内容、どういうのが記載されているのか。

それと、村長は、企業との協定により災害時の確保が可能として備蓄米を放出したとなりますが、その書類には、こっち手に入れておりますが、協定書とは全く書いていないんですね。書いていないでしょう。こっちにあるのは、災害時における備蓄米の供給等に関する事項ってしか書いてありません。ほかに協定書ありますか。取りあえず1回目です。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）1問目に対して、私のほうからご説明させていただきます。

今回の備蓄米については売払いではないため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条には該当しないと判断させていただいておるところでございます。（「委託費で購入したって言った」の声）当初の食料保存委託契約につきましては、米の購入だけでなく、保管業務も含めての委託契約としたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条には該当しないと判断させていただいたものでございます。以上でございます。（「議長、暫時休憩、いいですか」の声）

○議長（西口義充君）暫時休憩。

（午前10時41分）

（午前10時42分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

総務課長。

今、確認ですか。

暫時休憩します。

(午前10時42分)

(午前10時43分)

○議長（西口義充君）会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

委託業務は、米の購入費と保管業務を合わせた契約となっており、こうした委託業務契約は会計上問題ないというふうに思っております。物品購入とその輸送、あるいは物品購入とその宣伝費など、需用費と役務費などの複数の種類の支出を併せた契約については委託料で支払うこととされております。県に確認済みでございます。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

J A阿蘇のほうに確認しましたところ、令和6年度の米の集荷実績につきましては、西原村から6名の出荷者で、量といたしましては35俵の実績があるということで伺っております。ちなみに、本年度は、米の集荷につきましては、阿蘇全体で160万俵、西原村からは58俵の集荷目標が立てられております。現在におきましては、120万俵の集荷があつておるということで伺っております。

次の主な品種につきましては、ヒノヒカリ、くまさんの輝き、にこまる、森のくまさんが主に作付されているようでございます。当村の水田台帳から主食用米の作付の集計ができました面積につきましては、令和6年度が69ha、約200名、令和7年度の作付が79ha、約220名となっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

(午前10時46分)

(午前10時48分)

○議長（西口義充君）会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）出荷証明につきましては、主食、ウルチ米、コシヒカリ、1等、フレコンということです。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）昨日のテレビのインタビューでは、西原村産が一粒でも含まれとつたら問題ないということでしたね。先ほどの産業課長の説明

に1か所だけ違っておったんですね、私が。西原村は、にこまるとヒノヒカリだけです、出荷は。コシヒカリは一切ありません。そして、くまさんの輝き、令和6年はないですね、私が調べたところに。令和7年ばを言いよるんですね。ということは、今、出荷証明、コシヒカリとおっしゃったんですね。コシヒカリは西原村から一粒も出とらんわけですよ。そして、昨日のインタビューでは、一粒でもあったら問題ないけれども、なかったら、村長自らアウトと言いましたよね。私がここに手に入っとる書類でも、総務課長が写真に写しておりますが、ここにちゃんと総務課長の検査書類にはコシヒカリって書いてある。ということは、もう西原村産が一粒も入っていないって証明ですよ、今、出荷証明と、このことで、まだ。

先ほど、昨日もマスコミさんに、私たち2人の議員は納得されとらんですもんねというような意見を出されとるみたいですが、私は村長のほうが理解されとらんとじゃなかろうかと思いますが。自分でいいように条文を、先ほどの桂議員の質問に対しても説明されておりますが、実際、映像で出ておりますよね、アウトって。一粒も入とらんという証拠ができましたよね、ここで。さあ、どう思われますか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員が申されましたのは備蓄米です。ふるさと納税で出している米は、複合米でございます。備蓄米とふるさと納税で出す米は、ふるさと納税は県産ブレンド米と言いついてまして、複数原料米、未検査米という表示で出荷されていると聞いております。備蓄米として購入したのはコシヒカリでございます。それから、JA阿蘇取扱いの米、ヒノヒカリやにこまるなどに混ざって返礼品用として出荷されておまして、西原村産を含む熊本県産であることは間違いございません。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）返礼品も、西原村産を含むって、入とらんじゃなかですか。先ほど、出荷証明でコシヒカリって言ったじゃないですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）備蓄米に関してはです。ほかの出荷証明、例えばふる納の出荷証明に関しましては、ほかにはウルチ米、くまさんの輝きとかにこまるとかひとめぼれとかというのが来ております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）もう私が今質問したのにたじたじ答えられていますが、備蓄米をそのまま全て出しとるわけですよ、返礼品に。備蓄米はコシヒカリだったんですよ。それを返礼品に全て回しよんなら、入とるわけなか

じゃなかですか。西原村産、先ほど産業課長言いましたよね、西原村、たった五十何俵しか出しとらんとですよ。その五十何俵は、全部萌の里でしょう。そこまで調べとつですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この米が一粒とか、多分そういう概念ではなくて、混ざったという解釈によって、県とか国とかは承認いただいているものというふうに認識してまして、この米が例えばどこに行っているとか、そういう証明ができないと出せないという性質の制度ではないというふうに認識しております。コシヒカリを全部出したと申しましたけれども、混ぜて出したというふうに申していますので、問題はないというふうに認識しております。以上です。

○5番議員（堀田直孝君）議長、いいですか。

○議長（西口義充君）もう3回です。

○5番議員（堀田直孝君）こういう質問するときに、村長の得意な答弁ですけども……

○議長（西口義充君）堀田議員、議長に許可を求めとんと駄目ですよ。

○5番議員（堀田直孝君）いいですか、議長。いいですか。

○議長（西口義充君）はい、許可します。

○5番議員（堀田直孝君）議長に許していただきましたんで、4回目となりますが、質問させていただきます。

いろんな質問をしたときに、村長は卵が先か鶏が先かというのを口癖のように言われますが、卵が腐ったつたら鶏は生まれません。それと、今回も県庁のほうに聞きましたとおっしゃいましたが、私も県庁のほうには知り合いいっぱいおります。それは県庁のどこに聞かれたんですか。担当者、何係ですか。そこまでは答えてください。こちらのほうも確認します。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）市町村課にお伺いしました。担当名までは、ここで控えさせていただきます。

○5番議員（堀田直孝君）担当者名じゃないけれども、担当係はわかるでしょう。

○村長（吉井 誠君）税制班です。

○5番議員（堀田直孝君）分かりました。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

タブレットは37です、ページ数は72です。この委託料に損害賠償の38万

7,200円。これは本田弁護士に対します弁護士費用、これが8回、口頭弁論で審査がっております。その結果、この前に着手料がありますけれども、着手料が19万3,600円、いや、これはないです、これは令和5年度分ですから。合わせて、今回、令和6年度分の弁護士費用に払われた裁判費用、これ合計しますと58万800円。間違いないですか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

内容で間違いないと思われます。以上でございます。

○議長（西口義充君）8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）この裁判が、8回の審議がっております。これに対しましての職員が本田弁護士との接触、説明した時間の経過は何時間でしようか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

対応した時間全てについては完全に把握し切れてはございませんが、関係職員において、現時点で記録ないし記憶しております時間については、顧問弁護士事務所での協議時間が合計18時間、訴訟に関する認否書面の作成及び準備書類の作成で約60時間、顧問弁護士との訴訟委任契約や補償等の支払事務契約で約2時間、おおよそでございます、約大体80時間ほどでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）山下議員。

○8番議員（山下一義君）ということは、職員がこの訴訟に対しますロス時間が80時間となるわけであります。結果としましては棄却、皆さんもご承知と思いますけれども、棄却という裁判所からの判定が1月27日に出ております。この棄却という言葉は皆さんご存じでしょうか。国語辞典で繰りますと、これは裁判所が取り上げず捨てることが1、2番目に、裁判所が申立てを退けることとなっております。これが棄却の、国語辞典ではそういうふうに私も調べております。ですから、この裁判が、皆さんの税金を、村の大事な血税を58万円使っております。そういうところもゆうすいではもちろん書きますけれども、ここの広報紙に書く必要はあるかないかを議長と相談して私たちもしなくてはならないと決めておりますので、役場職員の広報でも、これは血税を使っておりますから、ぜひここに投稿してもらうことをお願いいたします。以上です。

○議長（西口義充君）答弁求めなくていいですね。ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）商工費、商工業振興費、ページ158ページ、役務費2,699

万6,665円の支出があっております。説明には、特産品開発及び販開拓業務手数料となっておりますが、これは何に基づいてどこに支払ったのか。手数料なので、毎月支払っているはずです。内容を示してください。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

内容につきましてはさ、先ほど、桂議員の質問の中でお話しさせていただきました。支払いにつきましては、インターネット経由で販売された商品ごとの販売実績に応じて支払いをしております。支払い方法につきましては毎月の実績に応じて支払います。業者につきましては、こういう場ですので、業者名については控えさせていただければと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）業者名は控えるということですが、何社ぐらいは答えられると思います。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）西原村全体として契約をさせていただいておりますので、業者が1社でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）役務費で出されておりますが、これもやはり経費算入ですよ、ふるさと返礼の。今の回答であれば。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ECサイトでの実績により委託料とした件につきましては、施策を始めた当時にも議員の皆さんに説明をさせていただいておりますが、委託料で年間固定費用を支払うよりも、より効果のあるECサイトでの販売料など、成果に対する対価を支払うことで、委託業者の業務促進、意欲向上につながり、村のリスクを減らすために、例えば、商業を営むお店に対し、商品開発やマーケティングを行っても、成果が出なければなら何もならない、リスクが伴うため、手数料での支出ということで、議員各位より、当時、ご理解をいただいたというふうに記憶をしています。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）リスクを少なくするとおっしゃったんですけれども、どういうリスクがあるんでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）当時、説明させていただいた記憶は、例えば1,000万円組みました、何かをやってくださいって言ったときに、訪問しただけでやつつけ仕事になって、効果が出ても出なくても1,000万円は1,000万円ということで、より、販売額に依ると、その業者も頑張るんじゃないかということで、

皆さんからご理解を得たものと記憶をしています。以上です。

○議長（西口義充君）4回目になりますので。

○5番議員（堀田直孝君）駄目ですか。いいですよ、駄目なら。

○議長（西口義充君）いや、議長に申出をしてください、やるときは。

○5番議員（堀田直孝君）ちょっと懸念するところが、昨日、桂議員の質問で、担当者は1人、係長兼務、1.5。何億円という事業をされておりますが、その中で、業者に任せっ放し、向こうからの請求、監視システムがないと、そういうところの監視、そういうのが非常に向こうの言いっ放しじゃなかろうかと。先ほど、副議長も血税、私のことを言われましたが、血税を使つとる以上は、やはりそのあたりの監視体制をどのようにして監視、管理されておるのか、よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）監視体制につきましては、昨日も話をさせていただきましたとおり、業者から、実際はユーザー様からサイトのほうに苦情とかおしかりのお言葉をメールであつたり、コールセンター等に寄せられてきまして、それをまとめたものをこちらで見えています。特に厳しいご意見とか件数が多いものに関しましては、指導というか、お伺いして改善策を図っております。どういう点が監視の目が届いていないと言われているのかはちょっと分からないんですけれども、一応、統計とか評判とか、そういうのは敏感に判断しているところでございます。あまりにもひどい場合はすぐさま係長、課長と一緒にユーザーさんのところにおわびに行ったりとか、またはお電話、それかお手紙をして対応しているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

ページ数は160ページになりますけれども、委託料、第一工業団地の委託料で86万5,000円、これは草刈りと思いますけれども、使っておられますけれども、外3件とあります、その分ですけれども、いいですね。第一工業団地の調整池です、これは。草刈りは私も確認いたしました。あそこに木が残っております。何本かは木を切られました、大きいやつは。手前のほうの杉の木とか、先のほうにはクスノキもありました、大きいのが。これは切られました。でも、下り口の向かって左側のほうに、まだ拳程度の木が残っております。これはどうして切られなかったのか、お答えください。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）恐らく一旦切ったんじゃないかと。（「いや、残っていた」の声）切っていないですか。（「はい」の声）当時は、高い木は、新し

く工場ができていますので、工場に、もし風倒木、台風とかで倒れて影響がないようにということで切ってもらっていますので、もしかしたら新しい工場というか、お店が入り口のところにできています。それに影響がない範囲で切って、そうでないやつが残ったというふうに推測されます。以上です。

○議長（西口義充君） 8 番、山下議員。

○8 番議員（山下一義君） ですから、木は絶対にこれは大きくなります、年々。ですから、小さいうちにああいうのは処分してほしかったと思いますから、これは私も皆さんに忠告といえなんですけれども、あれはやっぱり大きくなる前に、大きくなればお金もかかります。ですから、小さいうちにああいうのは根を摘んでおけば、こういうふうなお金も要らないと思いますので、今後、そういうふうな調整池には木はあるものじゃありませんので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございませんか。

7 番、中西議員。

○7 番議員（中西義信君） 7 番、中西です。

審査意見書を見まして、公用車関係の在庫で50cc、原付かな、3 台がもう廃車、0 になったように書いてありましたけれども。審査意見書の33ページ。そこに、黒三角3 台で0 になっているんです。

○議長（西口義充君） 中西議員、タブレットのページ数をいいですか。

○7 番議員（中西義信君） 33ページ、審査意見書の33ページ。

どういう理由かと。事前説明の中に、いろんな活動をするに当たっては、ぱっと動きやすいミニバイクあたりがあったらいいんじゃないかと。地震とかあったときも、そういうなのが動きがよかったんではなかったかと私は記憶していますけれども、0 になったということをちょっと説明をお願いします。

○議長（西口義充君） 総務課長。

○総務課長（堀田隆二君） 中西議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに原付、平成28年の熊本地震のとき、機動性があって、これを使って現地のほうに行くという形で使わせていただいております。その後、職員のほうでこの原付を使うという頻度が極端になくなってきまして、うちとしては、そのまま管理をずっと何年も何年もしていた経緯がございまして、その中に、能登のほうの地震がありまして、有効的にやっぱりこれ使っていたほうがいいんじゃないかというような話が村のほうにもございましたものですから、今現在、村のほうの所有である用途を廃止して、輪島市のほうに3 台寄贈して、輪島市のほうで有効活用していただいているというような形でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君） 7 番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）有効に使っていただいているならよかったと思います。やっぱり本村においても、1台ぐらいはあったほうが、もしものぱつと動くのには必要ではないかと思っていますから、能登のほうで頑張っておるなら、それでいいと思います。すみませんでした。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）4番、尾崎です。

紙ベースでいくと89、90、タブレットでいくと46ページ、下のほうの需用費、送水ポンプ、揚水ポンプ、受水槽圧力ポンプ制御盤等の修理代、こちら落雷での修理となっておりますが、落雷を、避雷針ではないですけれども、抑制する何かはついていないのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）尾崎議員の質問にお答えします。

言われましたとおり、今回の修繕代、全て落雷によるものでございます。これ、前年度でございますが、本年度も既に落雷による被害というのは起きている状態でございます。避雷針、ついております。そちらのほうも、雷の放出先、そちらのほうも改善しながら、また機械のほうにも雷が落ちたときに対応できるようなものというのを設置しながら対応しているところではございますが、なかなか雷の頻度が多ございまして、昨日のニュースの中でも、本年度に関しましては1.6倍ぐらい雷が起きているというような事例もございますので、昨今の天気の状態というものにやはり変化が大分出てきているんじゃないかなというふうに思います。対応というのは、なかなか自然災害でございますので難しい部分はございますが、できる分の対応というのをさせていただきながら対応しているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前11時17分）

（午前11時30分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、令和6年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(西口義充君) 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり承認されました。

日程第2、認定第2号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 林田浩之君 登壇 説明)

○会計管理者(林田浩之君) それでは、認定第2号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

認定第2号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

次のページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額9億4,529万1,000円、調定額9億5,993万7,694円、収入済額9億3,895万7,933円、不納欠損額509万3,940円、収入未済額1,588万5,821円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。次のページをお願いいたします。

歳出合計を朗読いたします。

歳出合計、予算現額9億4,529万1,000円、支出済額9億95万8,633円、翌年度繰越額0円、不用額4,433万2,367円。

次のページをお開きください。

歳入9億3,895万7,933円、歳出9億95万8,633円、歳入歳出差引残額3,799万9,300円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3,799万9,300円。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

説明は以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第3号、令和6年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 林田浩之君 登壇 説明)

○会計管理者(林田浩之君) それでは、認定第3号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

認定第3号、令和6年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

次のページをお開きください。

歳入でございます。

次のページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計9億7,592万1,000円、調定額9億7,899万2,183円、収入済額9億7,683万1,783円、不納欠損額20万5,800円、収入未済額195万4,600円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

次のページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、9億7,592万1,000円、支出済額7億3,066万3,331円、翌年度繰越額0円、不用額2億4,525万7,669円。

次のページをお開きください。

歳入9億7,683万1,783円、歳出7億3,066万3,331円、歳入歳出差引残額2億4,616万8,452円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2億4,616万8,452円。

令和7年9月17日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

説明は以上でございます。認定方よろしくお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

7 番、中西議員。

○7 番議員（中西義信君）7 番、中西です。

介護ですけれども、人間健康が一番ですけれども、やっぱりどうしても病気になるたら、いろいろこういう手当てが必要なことが起こると思います。私は67歳ですけれども、50代とか若年齢の方でも結構何人かおられるのかなと思って。介護の年齢層といいますか、分かればお願いします。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）中西議員の質問にお答えいたします。

若年層の介護保険の認定者数ということでございますが、介護保険の制度といたしまして、65歳以上の方は第1号被保険者、40歳から64歳までの方が第2号被保険者ということになりますので、第2号被保険者の中の認定を受けておられる方の人数ということで確認しましたところ、8月末時点でございますが、2号被保険者の介護認定は6名。ちなみに、全体の認定者数が420名おられますので、そのうちの6名ということになっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、令和6年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第4号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）それでは、認定第4号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

認定第4号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

次のページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額 2 億 1,247 万 4,000 円、調定額 2 億 1,351 万 3,474 円、収入済額 2 億 1,329 万 6,474 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 21 万 7,000 円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額 2 億 1,247 万 4,000 円、支出済額 2 億 663 万 3,696 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 584 万 304 円。

次のページをお開きください。

歳入 2 億 1,329 万 6,474 円、歳出 2 億 663 万 3,696 円、歳入歳出差引残額 666 万 2,778 円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 666 万 2,778 円。

令和 7 年 9 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書及び歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

説明は以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第 4 号、令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、認定第 4 号は原案どおり認定されました。

日程第 5、認定第 5 号、令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）それでは、認定第 5 号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

認定第5号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書。
次のページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額9億3,734万2,000円、調定額5億9,504万2,264円、収入済額5億9,504万2,264円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額9億3,734万2,000円、支出済額2億4,724万3,685円、翌年度繰越額6億6,245万9,000円、不用額2,763万9,315円。

次のページをお開きください。

歳入5億9,504万2,264円、歳出2億4,724万3,685円、歳入歳出差引残額3億4,779万8,579円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3億4,779万8,579円。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

説明は以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

（午前11時55分）

（午後 0時58分）

○議長（西口義充君）時間のほう 2 分ほど早いですがけれども、皆さんおそろいでございますので会議を始めたいと思います。

日程第 6、認定第 6 号、令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）それでは、認定第 6 号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

認定第 6 号、令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算書。

次のページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額137万6,000円、調定額137万6,022円、収入済額137万6,022円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額137万6,000円、支出済額2万3,553円、翌年度繰越額0円、不用額135万2,447円。

次のページをお開きください。

歳入137万6,022円、歳出2万3,553円、歳入歳出差引残額135万2,469円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額135万2,469円。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

説明は以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第 6 号、令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の

認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第7、認定第7号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 村上文英君 登壇 説明)

○水道課長(村上文英君) こんにちは。

ただいまから認定第7号について説明させていただきますが、本中央簡易水道事業会計につきましては、令和6年度より企業会計に移っておりまして、今回が初めての決算となりますのでご報告させていただきます。

それでは、認定第7号につきましてご説明いたします。

認定第7号のファイルをご覧ください。

認定第7号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計決算書。

開けていただきまして、3ページをお願いいたします。

令和6年度西原村中央簡易水道事業決算報告書。

この表は、予算の執行実績を表した報告書であり、収益的収入及び支出、4ページの資本的収入及び支出、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

1、収益的収入及び支出。

収入。左から、区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益、1億241万1,000円、1億1,241万5,656円。第1項営業収益、9,102万9,000円、9,553万7,107円。第2項営業外収益、1,116万1,000円、1,566万5,349円。第3項特別利益、22万1,000円、121万3,200円。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費用、8,453万9,000円、7,429万9,018円。第1項営業費用、7,513万4,000円、6,783万6,700円。第2項営業外費用、788万5,000円、599万3,143円。第3項特別損失、52万円、46万9,175円。第4項予備費、100万円、0円。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入、6,136万1,000円、4,486万1,991円。第1項企業債、4,500万円、2,850万円。第4項他会計補助金、1,636万1,000円、1,636万1,991円。

下の段の支出につきましては、第1款資本的支出、8,362万9,000円、6,856万7,836円。第1項建設改良費、5,076万7,000円、3,600万6,908円。第2項固

定資産、30万円、0円。第3項企業債償還金、3,256万2,000円、3,256万928円。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,370万5,845円は、引継金2,370万5,845円により補填しております。

3、特例的収入及び支出。

まず、収入でございます。

特例的収入、908万3,000円、908万3,292円。

下の段の支出としましては、特例的支出、89万4,000円、89万3,939円でございます。

令和7年9月11日、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。5ページをお願いいたします。

財務諸表のうち、損益計算書でございます。会計年度期間中の事業の利益または損失の経営成績を表すものであり、消費税を抜いた金額で表示しております。

当年度の純利益は、下から4行目の3,476万6,712円でございます。企業会計移行初年度となりますので、この金額がそのまま下から1行目の当年度未処分利益剰余金3,476万6,712円となります。これは、6ページの剰余金計算書にも記載がございます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を経るものでございます。

未処分利益剰余金は、当年度末残高で3,476万6,712円となっており、当年度においては、未処分のまま全額を翌年度の繰越利益剰余金とするものでございます。

8ページ、9ページは貸借対照表となりまして、年度末時点での財政状況を明らかにするものでございます。

8ページ下から1行目の資産合計は8億6,647万3,219円で、9ページの下から1行目の負債資本合計と合致いたします。うち、負債合計は中段の3億1,712万4,527円であり、資本合計は下から2行目の5億4,934万8,692円となりました。

中央簡易水道事業会計における現金・預金の状況ですが、再度8ページをご覧ください。

下から6行目、流動資産のうち現金・預金であります。令和6年度末残高は2億305万9,151円であり、10ページのキャッシュ・フロー計算書と同じでございます。

では、その10ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度期間の1年における現金の増減の動きを業務活動、投資活動、財務活動に区分して表し、その増減を伴う期末残高を示すものでございます。

なお、資金期末残高は、一番下の行の2億305万9,151円となっております。

11ページ以降は決算附属書類となりまして、11ページから14ページにかけて経営実績の概要に関する報告を行う事業報告を添付しております。

13ページをお願いします。

(1) 業務量でございます。中段にある年間給水量は55万7,523m³で、前年比2%の増となっております。

次に、下の段の(2) 事業収入に関する事項でございます。営業収益につきまして、8,686万8,520円、営業外収益につきまして、1,566万5,349円となっております。

詳細としまして、15ページをお願いいたします。

収益費用明細書となりますが、こちらは損益計算書の内訳説明書ともなるものでございます。収入の主なものとしまして、項1 営業収益、目1 給水収益の水道料金収入6,213万3,465円、目2 その他営業収益、節3 工事申込金2,098万8,000円となっております。

申し訳ありませんが、13ページにお戻り願います。

(3) 事業費用に関する事項でございます。営業費用につきましては、6,589万5,032円となっております。

詳細としまして、16ページをお願いします。

収益費用明細書の支出となります。主なものとしましては、目1 原水及び浄水費1,014万4,266円、目3 総係費1,344万9,591円、目4 減価償却費3,761万1,443円となっています。

18ページをお願いいたします。

資本的収支明細書でございます。資本的収入としまして、同年度行いました建設改良事業に伴う簡易水道事業債の借入れ2,850万円、災害復旧事業債の元金分の一般会計からの繰入金1,636万1,991円となります。資本的支出としまして、6,529万4,482円、項1 建設改良費3,273万3,554円、項3 企業債償還金3,256万928円となっています。

内容につきましては以上でございます。

中央簡易水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。つきましては、ご審議及びご認定方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第7号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、認定第7号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

（午後 1時18分）

（午後 1時31分）

○議長（西口義充君）全員おそろいでございますので、会議を再開します。

日程第8、認定第8号、令和6年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）認定第8号につきましてご説明いたします。

認定第8号のファイルをご確認お願いします。

認定第8号、令和6年度西原村工業用水道事業会計決算書。

開けていただきまして、3ページをお願いいたします。

令和6年度西原村工業用水道事業決算報告書。

この表は、予算の執行実績を表した報告書であり、収益的收入及び支出、4ページの資本的收入及び支出、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

収益的收入及び支出。

収入。左から、区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益、2,506万1,000円、2,579万8,447円。

下の段、支出でございます。

第1款水道事業費用、3,036万円、1,758万2,152円。

4ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入、8,500万円、8,380万円。

下の段の支出としましては、第1款資本的支出、1億18万4,000円、9,611万7,200円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,231万7,200円は、損益勘定留保資金1,231万7,200円により補填しております。

令和7年9月11日、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページから10ページにおきまして、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。

未処分利益剰余金の処分につきましては、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第1項の規定により議会の議決を経るものでございます。

未処分利益剰余金は、当年度末残高で6,442万5,535円となっており、当年度においては、建設改良積立金へ3,000万円を積み立て、繰越利益剰余金を3,442万5,535円とするものでございます。

内容につきましては以上でございます。

工業用水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。つきましては、ご審議及びご認定方よろしく申し上げます。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第8号、令和6年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、認定第8号は原案どおり認定されました。

日程第9、報告第5号、令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号、令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました令和6年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載している早期健全化基準に対しまして、中央に令和6年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

それでは、4ページをお願いいたします。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、2億8,577万円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計、中央簡易水道事業会計、工業団地造成事業特別会計及び住宅用地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありましたので、連結実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

5ページをお願いいたします。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3か年平均で、なお、分子、分母とも普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して8.8%という結果になりました。

6ページをお願いいたします。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、

公営企業債等繰入見込額、一部事務組合負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から、充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたします。分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分母がマイナスとなり、将来負担比率として数値に表すことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

7 ページをお願いいたします。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。令和6年度の決算において、貸借対照表の流動資産合計2億2,354万1,000円に対して流動負債合計が137万6,000円であり、差引額が2億2,216万5,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

次に、公営企業法適用企業として、中央簡易水道事業会計の資金不足比率でございます。令和6年度の決算において、貸借対照表の流動資産合計2億3,104万9,000円に対しまして流動負債合計が4,299万5,000円であり、差引額が2億2,371万5,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として、工業団地造成事業特別会計及び住宅用地造成事業特別会計の決算でございますが、全ての会計において実質収支額が黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）ただいま報告第5号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上國秀君に令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上國秀君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上國秀君）皆さん、こんにちは。

ファイルの令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をご覧ください。

西監第32号、令和7年8月25日、西原村長吉井誠様、西原村監査委員河上國秀、同じく松浦哲也。

令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

の規定により、審査に付された令和6年度西原村健全化判断比率、資金不足比率の状況について、その審査を終えたので別紙のとおり意見書を提出します。

ファイルを開けていただきまして、令和6年度西原村健全化判断比率審査意見書をご覧ください。

1、審査の概要。

この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2、審査の結果。

(1) 総合意見について。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見について。①、令和6年度の実質赤字比率は7.82%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。②、令和6年度の連結実質赤字比率は27.47%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。③、令和6年度の実質公債比率は8.8%のとなっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回り、特に問題はないと認められる。④、令和6年度の将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が上回り、特に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありません。

次のページを開けてください。

令和6年度西原村資金不足比率審査意見書でございます。

1の審査概要については、健全化判断比率と同じですので省略いたします。

2、審査の結果。

総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（特別会計の工業用水道事業会計、中央簡易水道事業会計、工業団地造成事業特別会計、住宅用地造成事業特別会計）は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。各会計における令和6年度の資金不足費比率は、資金不足額がないために、特に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上でございます。

○議長（西口義充君）以上で、令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑なしと認めます。

これで、報告第5号、令和6年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第10、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

専第7号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第2号）について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、2ページをお願いいたします。

専第7号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,314万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年8月12日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

専決理由としましては、令和7年8月10日から8月11日にかけて発生した梅雨前線豪雨により、原野林道、牧野道及び林道等が被災し、土砂撤去や災害復旧工事などを緊急に行う必要があり、また、災害査定を受けるために緊急に測量設計委託を行うため予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月12日付で専決処分をさせていただきました。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、10、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復

旧事業（過年度補災））、限度額670万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金750万円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金（過年度）による増額でございます。

款22村債、項1村債、目6災害復旧事業債670万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧事業（過年度補災）による増額でございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう河川等災害復旧費1,580万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧測量設計委託等による増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、松浦君。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

9ページをお願いします。

道路橋りょう費の12番、委託料の件ですが、現年災の80万と過年災の1,500万の内容をちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

節の委託料で1,580万円を計上しております。内訳の中で、現年度単災と過年度補災と分けております。

まず、現年度単災の80万円については、こちらは今年8月10日から11日にかけての豪雨により被災しました河川災害1件分の災害査定用測量設計に要する費用となっております。

次に、過年度補災と記載しております1,500万円のほうは、こちらは令和5年度に発生しました災害で、箇所は灰床地区になります。現在、もう発注済みで、工事も施工中でございますが、同日の8月10日から11日にかけての豪雨によって、同一区域内で増破、被害拡大しましたので、今後、早急に復旧工法を検討し、国との変更協議等が必要となってきます。そのための測量設

計費用ということで、ここはあえて過年度分という表記にしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）令和7年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第11、議案第46号、字の区域の変更についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号のファイルをよろしく申し上げます。

議案第46号、字の区域の変更について。

西原村の字の区域を地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり変更する。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

変更前の大字名、変更前の字名、区域、変更後の大字名、変更後の字名の順番で読み上げます。

1段目です。鳥子、迫ノ谷、766番1、766番6、767番3、768番、769番、770番、770番2、771番1、772番4、鳥子、馬場。

2段目です。鳥子、迫ノ谷、770番3、771番2、772番5、791番4、791番6、791番9、793番、793番2、794番、796番1、797番4、797番5、802番1、802番3、802番4、802番5、802番6、803番3、803番4、804番1、804番2、805番1、805番2、805番3、805番4、鳥子、塚原。

3段目です。鳥子、塚原、816番3、816番4、鳥子、鳥越。

4段目です。鳥子、馬場、864番、864番2、865番2、866番3、867番9、873番9の一部、鳥子、塚原。

提案理由でございます。

村の区域内の字を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、別添の参考資料にて説明させていただきます。

鳥子地区新工業団地造成事業における造成区画の補正に対応するための字界の変更となります。

まず、2ページ目の参考資料1をお開き願います。

こちらにつきましては、迫ノ谷字から馬場字、馬場字から塚原字にそれぞれ変更となる区域を示しております。赤線が現状の字界の境界、青線が今回変更を予定している字界の境界となっております。変更対象の土地の地番にはアンダーラインを付しております。

次の3ページ目をお願いします。

3ページ目の参考資料2につきましては、迫ノ谷字から塚原字に変更となる区域を表示しています。

続きまして、次のページをお願いします。4ページ目です。

4ページ目の参考資料3につきましては、塚原字から鳥越字に変更となる区域を示しております。

鳥子地区新工業団地造成事業における造成工事完了後における字名につきましては、1工区が馬場、2から5工区が塚原、6工区が鳥越となるところで現在事業を進めております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、字の区域の変更についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第47号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

します。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動に係る諸経費の公費負担上限額を引き上げる必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、別ファイルでの本条例(案)の概要によりご説明いたします。

本条例(案)の概要ファイルをご覧ください。

初めに、1、条例改正の趣旨でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動に係る選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担上限額を引き上げる必要があるため、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものでございます。

次に、2、主な内容でございます。それぞれの公費負担額の上限引上げにつきましては、①、②で記載したとおりでございます。

次に、3、施行期日でございます。公布の日からでございます。

次に、4、適用の区分でございますが、改正後の西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものといたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

本日の議事日程は以上でございますけれども、堀田議員より申出が1件ありますので、皆さん、いいでしょうか。

では、堀田議員、よろしくお願いします。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番議員、堀田です。

昨日の一般質問の新工業団地造成事業の発言の中に不適切な部分がありましたので、標準町村会議規則第64条に基づき訂正をいたします。

私が質問の中で事業所の固有名詞を述べております。ここをプライバシーの保護と名誉の観点から、事業所というふうに改めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は19日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時12分 散 会

第 4 号 (9 月 1 9 日)

令和 7 年第 3 回西原村議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 1 9 日、令和 7 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金曜日) 議事日程第 4 号

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 8 号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 9 号 | 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 3 | 議案第 5 0 号 | 令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 4 | 議案第 5 1 号 | 令和 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 5 | 議案第 5 2 号 | 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 6 | 議案第 5 3 号 | 令和 7 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 7 | 議案第 5 4 号 | 令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 8 | 議案第 5 5 号 | 令和 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 9 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について (滝小野線道路改 |

良工事)

- 日程第 1 0 同意第 5 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて
- 日程第 1 1 発議第 7 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 1 2 委員会報告について
- 日程第 1 3 組合議会報告について
- 日程第 1 4 委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第48号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから、別ファイルの本条例案の概要によりご説明いたします。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村立保育園のあり方検討委員会を設置するため、条例を改正するものでございます。

主な内容でございます。別表に以下を追加するものでございます。

附属機関の属する執行機関、村長、附属機関の名称、西原村立保育園のあり方検討委員会、所掌事務、西原村立保育園の現状と課題を分析し、今後の運営方針を決定するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行としております。

参考資料としまして新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に入ります前に、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員

につき同一の議題について3回を超えることができないとなっています。また、質疑の際は、タブレットに提示してあるページを先にお伝えください。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第49号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,795万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,109万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

1、変更。

起債の目的、10、道路橋梁等災害復旧事業債、道路橋梁等災害復旧事業過年度補災、補正前、限度額670万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。改正後、限度額1,140万円。起債の方法、利率及び償

還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

それでは、8ページをお願いいたします。上段でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2億6,686万7,000円の増額補正でございます。本年度の地方交付税確定による増額でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金1,067万2,000円の増額補正でございます。公共土木施設等災害復旧費負担金過年度の増額でございます。

款同じで、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金4,735万7,000円の増額補正でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の増額でございます。

それでは、9ページをお願いいたします。上段でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1,499万8,000円の増額補正でございます。災害復興復旧寄附金の増でございます。

次に、11ページから歳出でございます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,087万円の増額補正でございます。令和7年4月1日人事異動等による給与・各種手当による増でございます。

12ページをお願いいたします。

款項同じで、目2財産管理費1,104万3,000円の増額補正でございます。万徳院雑木伐採業務委託等によります増額でございます。

款項同じで、目10水資源対策費2,092万4,000円の増額補正でございます。中央簡易水道事業会計繰出金統合推進事業等の増額でございます。

款項同じで、目12地域振興費6,221万8,000円の増額補正でございます。震災ミュージアム拠点工事等の増額でございます。

13ページをお願いいたします。上段でございます。

款同じく、項2徴収費、目1税務総務費1,387万8,000円の増額補正でございます。令和7年4月1日人事異動等による給料・各種手当による増でございます。

款項同じく、目2賦課徴収費3,928万9,000円の増額補正でございます。定額減税補足給付不足額給付金等の増額でございます。

14ページをお願いいたします。下段でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,390万1,000円の減額補正でございます。令和7年4月1日人事異動等による給与・手当等による減額でございます。

15ページをお願いいたします。中段でございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費1,315万4,000円の増額補正でございます。子育て応援物価高騰対策臨時給付金等の増額でございます。

18ページをお願いいたします。中段でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 観光費1,268万9,000円の増額補正でございます。萌の里改修工事設計業務委託料等の増額でございます。

19ページをお願いいたします。上段でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費2,030万円の増額補正でございます。道路維持（伐採等）業務委託業等の増額でございます。

21ページをお願いいたします。下段でございます。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費3,528万円の増額補正でございます。村民グラウンド西側のり面補修工事等の増額でございます。

22ページをお願いいたします。中段でございます。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁河川等災害復旧費1,600万円の増額補正でございます。道路橋梁等災害復旧工事過年度被災の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3 番、松浦議員。

○3 番議員（松浦哲也君）おはようございます。3 番、松浦です。

タブレットの 9 ページの一番下の雑入がございますが、農地利用効率化等支援交付金返還金10万3,000円というのがございます。これは返還金ですね。例えば団体とか農家さんとか、そういったところからの返還金があるのかということ、それでこれとリンクして歳出の17ページをお願いします。17ページの目 5 農業振興費、22節の償還金、利子及び割引料、これが10万4,000円となっておりますが、恐らくこれはリンクしているんじゃないかなということ、歳入から10万3,000円の返還金があって、端数があるかどうか分かりませんけれども、10万4,000円を県か国に返還しなきゃいけないんじゃないかなというふうに推察いたしますが、こういった場合にこういうケースが発生するのかというのをお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

歳入 8 ページの款16、項 2、目 3 農林水産業費県補助金の、すみません、間違えました、雑入ですね。9 ページの雑入の中の農地利用効率化支援交付

金返還金と、10万3,000円ということで、言われたとおり、この補助事業にしましては、農業経営体に対して機械導入に対する支援を行うものでございます。補助率は10分の3となっております。

交付の申請時に成果目標と選択目標ということで、目標を農家さん、農業経営体のほうに立てていただきます。成果目標については所得向上、目標年度、取組後3年の所得が現状より向上する計画、選択目標としましては、作物単価の向上と耕作規模の拡大等が挙げられますが、この農地利用効率化支援事業を活用された農家さんが耕作規模拡大と所得向上を目標に掲げてこの事業に取り組まれて、トラクターのアタッチメントの機械のマルチャーの導入をされておりました。しかしながら、農業経営を進めていっていただいていたんですけれども、奥様のほうがちょっとお体をお壊しになって、目標達成がちょっと困難ということで、ご本人さんの申請により返還を行いたいという申出がございましたものですから、県のほうと返還金の計算をいたしまして、歳入につきましては、四捨五入の関係から歳入は10万3,000円、歳出は10万4,000円というところで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）4番、尾崎です。

ページは8ページ、物価高騰対応支援交付金、これは具体的にどの部分に使われますか、お願いします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、歳入のほう、上げさせていただいております。

今回の交付金につきましては、まず一つ、税務課で実施されます定額減税の不足額給付、こちらのほうに3,910万8,000円を使用する予定でございます。そのほか、別途米国関税等の追加分ということで、推奨事業が終わって573万円が追加でまた来ておりますので、こちらのほうにつきましては、まず定額減税の不足額の給付を行っております。そちらのほうの事務費に充当させていただいているということと、物価高騰対応の教育委員会が実施します給食費の負担軽減補助金、こちらのほうに233万2,000円を充当させていただいていると。あと、今回の補正予算のほうに上がっております子育て生活応援臨時給付金、こちらのほうに238万8,000円充当させていただくというふうな計画でしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1 番、山下議員。

○1 番議員（山下圭介君）タブレットページ21ページ、一番下の体育施設費、工事請負費、村民グラウンド西側法面改修工事3,350万に關しての質問ですが、藤崎台県営野球場の移転再整備を現在、菊陽町が9月8日の町議会を経て融資を表明しています。昨日の熊日新聞にも、この記事でも大津町の議員が大津町を移転候補地として名のりを上げるように求めたと載っていました。理由としましては、熊本空港から車で10分少々、空港アクセス鉄道や建設が進む中、九州横断道路に近く、菊陽町は慢性的な渋滞が発生しているので、大津が最適地ということでした。

そこで西原村のことを考えると、空港が近い、高速道路益城インターも近く、JRアクセス鉄道も来ます。大津、菊陽町よりも土地の価格も安く、渋滞も少ないということで最適かと思いますが、誘致の意向があるかお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）野球場の誘致ということで、本当に菊陽町が手を挙げられて、昨日の新聞でしたか、大津町も話題になっていたというふうに記憶しています。西原村にどうかということなんですけれども、本当に西原村も、個人的な考えとしましては、単独ではちょっと厳しいのかなと。例えば益城町さんと連携をして、益城と西原の辺りとか、例えば大津と西原の新所の裏とか、そこら辺で連携していきたいと以前から思っていて、調査をしてみますと、航空法等の問題で高さの制限が西原村はありますので、そこら辺も含めたところで、よければ議員の皆さんに一応このテーマで考えていただいて、適地がないかお伺いしたところで、本当にできれば前向きに考えていきたいというふうに思っていますので、いい案があれば教えていただければというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

2 番、加藤議員。

○2 番議員（加藤博敏君）2 番、加藤です。

17ページの工事請負費、生きがい館の改修工事ということですのでけれども、そこでの活動内容等々、工事の内容を教えてくださいと思っています。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

工事請負費で生きがい館屋根改修工事というところで計上させていただいております。こちらは、軽易的に当初で50万円で修繕費で雨漏り箇所の修繕を行ったところでございます。修繕に入られた業者さんの全員で屋根の掃除、こけ落としとかしていただいたところ、この生きがい館、令和4年から築32

年経過しておりまして、スレートの劣化があり、こけの下のスレートは大変薄く、雨水を含んでしみ出しているような状態でした。大変申し訳ないですけれども、当初で対応させていただいた部分以外の屋根の全面の改修を行いたいと思い、この予算の計上をさせていただいたところでございます。

生きがい館の活動等の内容といたしましては、稼働はほぼ毎日というところで、休むときは、大体出荷されているのが萌の里さんで、災害級の雨だったり、集客が見込めないときにはちょっと休むというところでお聞きしております。今現在3名の方であそこを切り盛りされておりまして、品物としては、まんじゅう、ゆずこしょう、みそ、たまに餅を主につくられておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）分かりました。ありがとうございました。

関連というわけでちょっともう一つ、15ページの障害者自立支援施設修繕費、すみません、これ、場所とまた内容をちょっと教えていただければと思っております。

○議長（西口義充君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（小栗 優君）ただいまの加藤議員の質問にお答えいたします。

障害者自立支援施設といいますのは、役場の隣にありますたんぽぽハウスに貸出しをしている建物でございます。この建物も築50年以上たっておりまして、老朽化が激しくて、近年雨漏りが大変多くて、複数箇所発生しております。特に天井とかがひどい状況でございますけれども、今回応急的な修理をしまして、これから先、台風シーズン等もありますので、早急にちょっと修理の対応をさせていただきたいということで上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）私も直接じゃないんですけども、雨漏りがそこ、ひどいということで聞いておりましたものですから、そこだったらよかったと思います。終わります。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）4番、尾崎です。

ページは21ページ、中学校地域クラブ活動指導者報酬、これは1クラブに何名の指導者に対して補助が出るのか、あとは、これの指導者をもうちょっと増やしてほしいという要望があるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

1 クラブ2名の指導者で考えております。

指導者を増やしてほしいという要望というのが、一応2名で確保はしているんですけども、2名に満たないところというのもありまして、教育委員会と学校のほうでも指導者のほうを確保できるように協力しております。

以上でございます。

○議長（西口義充君）4番、尾崎議員。

○4番議員（尾崎幸穂君）この指導者なんですが、ちょっと多分クラブによっては指導者を2名じゃ足りないとかいうところがあると思います。ちょっと保護者さんから伺って、大体3名で予定していたけれども2名までしか出ないということだったのでという相談があったので、教育委員会にそういう相談があったのかなと思ってお尋ねいたしました。もしこれが3名でも可能なのか、2名までしかできませんとか、こういう要件だったら3名でもいいですという要件があるのであれば、教えてください。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）お答えいたします。

現在のところ、教育委員会の中では、2名で指導者を確保していきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

ページは15ページです。先ほど加藤議員から質問されましたたんぽぽハウスの件ですけども、修理をされるということで、建物自体はコンクリでありますけれども、50年ほどたっているということで、これって耐用年数過ぎていますけれども、もしこういうコンクリートが落ちてけがをされたとか、そういうことになった場合には、これは責任というのはどうなりますでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）村の所有物なので、村のほうが責任を負わなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。となりますと、やはりコンクリート以外にも、いろんなところに村の建物を貸したりとか、そういうものが耐用年数過ぎているものがたくさんありますけれども、こちらはまた、たんぽぽさんもよく仕事されていますし、村に貢献されております。こんな

感じでいきますと、やはり建物をちょっと考えたほうがいいんじゃないかというふうに思っていますけれども、どういったお考えをお持ちでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）今回の補修に関しては、一旦、必要最小限という形で取らせていただいています。本当にあそこは自分たちが中学校時代に宿舎として使われたところでありまして、もう本当に古い建物であります。社協の改修と併せてどうにかできないかというふうに考えています。個人的には考えているのが、今最近はもう本当に造りのいい、見かけのいいプレハブとかがあつて、調べてみますと、厨房関係とかそういうのも何かお店的につくられている製品もございますので、先月、プレハブを現地に見に行ったりもしまして、本当に精度が高いなというふうに感じています。社協とかそういうものの改修等も含めて検討していきたいというふうに思っています。いずれにしても、もう本当に50年過ぎていますので、ある程度近い年数で改修とか新しい方法を議員の皆さんに相談しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）村が貸出しするものというのはやはり安全でなくてはならないと思っておりますので、50年たっておるということは、もう早急な考えで安全な施設を建ててあげていただきたいと思います。

続きまして、ページ20ページになります。

節の10の需用費でありますけれども、学習用タブレット端末の修繕費でございます。この修繕をする端末、どれぐらい使われて、どれぐらいの数が壊れて、1台幾らになるのかをお願いいたします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）坂本議員の質問にお答えいたします。

現在、端末の修理待ちのものが昨年度からの繰越し分を含めて31台ございます。今年度も、既に入りまして26台ほど修理が必要な端末がございますので、年度末分まで加え見込みまして、80台と見込みまして今回予算を計上させていただきます。1台を約5万円ほどという修理代で今回計上させていただきます。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。どれぐらいたっているということですか、1台の端末については。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）すみません、お答えいたします。

今使っている端末につきましては、購入してから約5年ほどがたっており

ます。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。5年ほどたっているということで、私もパソコン、相当問題を抱えておりますけれども、やはり、ややもすると相当悪くなったりいきなり止まったり、壊れたりというふうにしまして、そちらを修理するということですが、来年度には端末をまた新たに買われる予定だと聞いております。そうなれば、こちらの端末機を修理するのではなくて、そちらに合わせた端末機を、型は一緒だと思うので、そちらを購入したほうが効果的ではないかと思っておりますけれども、これは村長になると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

私も、これに関しましては予算査定のときに新しいのを買ったほうがいいんじゃないかというふうに提案しました。内容を聞いてみますと、1学年で新しく買ったやつ、修理しないのが50台のうち30台あります、新しく買ったほうが20台ありますよというふうになったときに、旧機種と新機種が混在してしまって、それをどのように子どもたちに、新しい機種と古い機種を与えるのかとか、お父さん、お母さんにしても、何でうちのは古い機種なんだとか新しい機種だとかいうふうに思われまして、なかなか難しいんじゃないかというお声を聞きました。次回からは全て保険に入っていますので、今回の旧機種の修理が最後、単独費を使うものです。最後じゃないかというふうに思っています。ということで、修理で今回までは対応させていただきたいということで予算を計上させていただきました。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。子どもたちの事情も今聞いていろいろと分かりますけれども、機械としては新しいのがいいのではないかというふうに思っておりますので、もう一度、学校の先生とか教育長とか含めて、いろいろ相談して、なるべくでしたら新しいものを買ったほうが機械としてはいいと思いますので、ぜひそちらを考えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）全部修理するのではなくて、必要最小限修理をして、残りは新しいのに換えるなどのもう一回調査というか調べて対応していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

タブレットページ12ページ、地域振興費、工事請負費6,000万円。震災ミュージアム拠点の新築工事についてですが、以前、震災ミュージアムと文化財展示施設が合築になったということでしたが、この建物の中で、震災ミュージアムとして使用する広さ、そしてどのような内容で展示やミュージアム化するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）山下議員のご質問にお答えいたします。

震災ミュージアムの件ですが、割合的には実際全体の建物の6割から7割ぐらいが震災ミュージアム的な機能になるというふうに考えております。その中で展示につきましては、現在あります剥ぎ取り標本あたりの展示もしていきたいというふうに考えて、断層が目に見えて分かるものですね、それと、昨今の展示物のやり方としてデジタルサイネージで必要なものが見られるという、展示場所を少なく利用できるようなデジタルサイネージでのいろいろな震災遺構でしたり、そのときの状況などが展示できればというふうに考えております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

22ページをお願いいたします。目1の農地等災害復旧費がございますが、その中の委託料600万円が計上されております。これは8月10日前後の豪雨による災害だろうというふうに思いますが、農地が村で10か所程度、農災が出ているというふうにお聞きしております。全国的にもかなりの被害が出ておりますが、今年は激甚災害になるのではないかなという情報も出ておりますが、この農地等災害復旧事業については、農地そして農地施設というふうに分かりますが、受益者負担金が必ず伴います。それは、設計した後に工事費がどれだけなるのか、そしてその年の補助率がどうなるかによって受益者負担金が決まりますが、これは申請事業ですので、受益者が申請をされました、そして工事費がこれだけかかります、受益者負担がどれだけですというふうになるかと思いますが、受益者負担は建設課のほうから何%ぐらいを提示されているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

ご質問のとおり、本年度は8月の豪雨によって10件程度の申請がございました。申請に当たっては、申請書と併せて確約書という形でサインと印鑑を押して、申請者の方には頂いております。その中で、おっしゃいましたとお

り負担金が発生しますので、負担金については、激甚指定となった場合は補助率が上がりますので本人負担のほうも当然少なくなってきます。ただ、激甚になるかどうか分かりませんので、申請段階では、工事費の1割程度は負担の可能性がありまうというところでご説明しているところです。

受益者負担については、国庫補助残に対して農地が65%、施設が50%の負担をいただいております。実際、激甚になり、今年度については激甚になりますという正式な通知はまだ来ておりませんが、恐らくなるであろうという話で聞いております。

参考までに、令和6年度は農地災害がありませんでしたが、令和5年の災害については件数も多く、激甚指定されました。5年度発生については農地が97.3%、施設が99.5%となっております。ですので、それに対して補助残、受益者の方は、農地であれば、2.7%、このうちの受益者が負担金条例に基づきますと、2.7%のうちの65%が受益者負担です。施設については99.5%、補助残に対して施設が0.5%になりますので、実際の受益者はその半分、0.25%がご負担いただいているところです。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。今、答弁いただきました。大体の概要は分かりました。毎年の災害、激甚になるか、激甚にならないかによって大きく補助率も変わってきますということは承知しておりますが、設計によって、負担金を例えば10%と言ったときに、いや、これは高いな、これは、こんなに負担金が高いならちょっと申請を辞退しますというケースが出てくるかもしれない。今までの過去の激甚災害になったときの補助率は大体95以上いきますよね。激甚災害にならなかったときというのもずっと今までの記録が残っていると思うんですよ。だから、できるだけぎりぎりの線で、受益者には高い補助率が、非常に難しいところなんですけれども、言ってあげないと、申請して辞退をするというケースがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、非常に難しいところかもしれないけれども、できるだけ高めに補助率が出るような、今までの実績で、ということができないかということで、いろんな地域の方々から補助率どれぐらいかな、負担金どれぐらいかなというのはよく聞きますので、そういうところを十分、被害を受けた農家の方々に寄り添う形で、できるだけぎりぎりの線でいつていたきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員が申されましたことは、私も経験者の担当の一人として、本当にそういうふうに思っております。最近は、どうしても厳し

いというか、負担が厳しいという方のために、小規模として10万円まで出すようなシステムをつくっておりまして、例えばブロックじゃなくても、多少たつてものり面でとか、例えば1せき分をのり枠、布団かごとかやってあとつくとかいうふうに、できるだけ農家の皆さんに寄り添って、最低でも下の人に迷惑がかからないような土砂の撤去とかを、寄り添いながら職員がやってくれています。あとは経験上、ブロック塀が駄目だったら、布団かご、安上がりする方法などを考えて、できるだけもっと住民さんに寄り添って、あまり安くて負担金上がるのも難しいところで、そこら辺、みんなの職員の知恵を振り絞って住民さんに対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

ページ数は12ページ、19ページと、委託料に関してですけれども、この前、委員会的时候、産業教育常任委員会で村有地、村有財産について調査をして、行きました。そして、ちょうどそこが、やはり毎年草を切ったり、シルバーさんが草を切ったりして、こういうふうな村有財産について委託料が発生しているところなんですけれども、ちょうどそこが隣接して、今、住宅地ができております。場所を言っていていいですか、そこは。住宅の開発が今されているんですよ。ちょうどそこに隣接したところが村有地であるんですよ。ねえ、委員長。ですから、皆さんと相談した結果なんですけれども、こういうときにそういう委託料を減らす場合にも有効ですけれども、こういうときに業者さんが買ってもらえればいいなと、私たちはそういうふうに考えたものですから、村としてそういうところは売却する、してもいいかどうかをちょっと聞いてみたいと思ったんですよ。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

村有地の売却ですけれども、村としても活用方法等、絶対しないとかいう方針ではございません。あとは、売却するに当たっては公売という形を取らせていただいて、あとは目的ですよ。あとはもう金額だけで変にそこを落札されて、それが逆に近隣に迷惑かけてしまうとかいうこともございますので、その辺は慎重に、議員の皆様とも協議を重ねた上で、売却のテーブルに上げていくのかどうかというのは、我々としても慎重にいかないといけないのかなと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

ページは18ページになりますけれども、萌の里関係の金額が1,000万以上ございまして、その中で820万円が改修工事設計業務というふうになっておりますけれども、これの内容をお願いいたします。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

萌の里建築から25年が経過しております。そういった中でかなり修繕箇所、できているところがございます。昨年度、劣化調査のほうをさせていただきました。劣化調査の中で、概算でございますが、修繕に1億円ぐらにかかるといっていいところが出ております。その修繕の詳細設計をしないことには、なかなか本当の金額というのは出てこないものですから、それに対する設計部分で今回800万を上程させていただいております。この設計の部分というのは、今回、厨房施設の部分になります。

厨房施設の部分というのは、今、保健所のほうから、お菓子の加工所と惣菜を作る加工所、一緒の部屋の中になっているので、そういうところも分けなさいというような指摘をいただいているところでもございますので、そういうところも含んだ設計の業務というところになっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。今の説明でいくと、この820万、厨房設備だけですか。となると全体的なものはまた別個ということであると思いますが、先ほど1億円ほどかかると言われたのは、厨房設備のほうだけで1億円ということですか。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

全体で1億円というのは、劣化調査で出た数字の概算でございます。

○6番議員（坂本隆文君）厨房設備だけの。

○商工観光課長（山田 孝君）厨房設備だけでいくと、劣化調査の中では1,500万ぐらいだったんですけども、今回改修という部分が入ってきますので、全体で、それとあと厨房機器ですね、厨房機器だけでも3,000万ぐらにかかるといっていいので、全体で8,000万ぐらにかかるといっていいところになっております。

そういった中で、ほかの劣化調査の修繕の部分というのは、実は大きな部分でいきますと屋根の部分ですとか、あとトイレ、それとあと施設の機器関係、そういったものにつましても改修が必要になってくるというところになります。そういったところに実際詳細設計まで必要ないんじゃないかと

いうところの修繕も含まれているというところでございます。今回、間取り関係の設計等が必要になることから、800万という数字は厨房のところの数字というところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。こちらは25年ほどたっているということで、こちら補助事業として、道の駅ではなくて交流館という形で補助が入って、売場面積とかはもともとではなくて、交流する場所であったというふうに聞いております。

それと屋根が相当高いので、やはりこういう修理関係になるとそこで結構なお金がかかりますけれども、建て替えとなると相当かかると思います。25年で補助事業を使っているので建て替えは難しいかと思っておりますけれども、使いやすいような、売場面積を広げるとか、使いやすいような設計をしていただきたいと思うと同時に、またできれば低い屋根の工事とかで建物の造り直しができないかなというふうにも考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）萌の里の改修という、大規模な改修ということで、最近出ました第2世代交付金というのを目指して進めようかなというふうに考えております。第2世代交付金プラス辺地債も計画に入れていますので、それに合うような設計とか保守になると思います。今のところは改善というか、面積も多少広くとか、そういう条件がございますので、それとすり合わせながら、なるべく補助金とか起債、有利な起債を使って単費ができるだけ少なくなるような設計プラス今後の維持管理で、例えば丸い屋根を真つすぐにするとかというのも含めたところで検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

21ページをお願いします。一番下の体育施設費、14節の工事請負費の中で、村民グラウンド西側のり面改修工事3,350万円が計上されております。私も朝からちょっと現場を見てまいりました。のり面にはもう草が生い茂ってありました。つるも大分あったんですけれども、そののり面の途中に、クヌギも何本かありますよね。それで現場を見ると、いずれも植えていますけれども、下の企業に恐らく土砂が流れ込んだりして迷惑をかけていたんじゃないかなという、その意味ののり面の保持じゃないかなというふうに思っておりますが、まだ全体的に3,350万ということですので、概略で構いませんので、どう

いった工事の内容かを教えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）松浦議員の質問にお答えいたします。

今申されましたとおり、グラウンドののり面の立ち木の落葉であったり、雨水が流れ込み、また土砂が隣接の企業様の敷地に流入していることを改善するための工事でございます。工事の内容につきましては、施工延長が約181mで、立ち木全てを撤去いたします。そして、のり面を形成しました上で、土砂の流入防止をするために、張り芝を行います。また、のり尻部分にU字溝敷設して排水機能を強化する予定としております。境界を越えて堆積している土もございますので、それも併せて撤去いたしまして、今回の流入する問題について根本的な改善を図る予定としております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時00分）

（午前11時10分）

○議長（西口義充君）会議を再開します。

日程第3、議案第50号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第50号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案第50号のファイルをお開きください。

議案第50号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,234 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4,186 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税 1,434 万 5,000 円の増額補正、6 月議会で議決いただきました税率改正を反映した本算定による保険税の決定に伴い増額するものでございます。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、1,799 万 9,000 円の増額補正、令和 6 年度決算に伴い増額するものでございます。

続きまして、歳出につきまして主な内容をご説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

款 9 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金 126 万 4,000 円の増額補正、令和 6 年度決算に伴う一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額でございます。

あとは、予備費に 3,082 万 9,000 円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 50 号、令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第 50 号は原案どおり可決されました。

日程第 4、議案第 51 号、令和 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第

1号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明)

○保健衛生課長(岩下源一郎君) 議案第51号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

議案第51号のファイルをお開きください。

議案第51号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,644万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,287万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金27万3,000円の増額補正、令和6年度分介護給付費交付金の追加交付に伴い増額するものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億4,616万7,000円の増額補正、令和6年度決算に伴う増額でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金94万6,000円の増額補正、令和6年度地域支援事業費の額の確定に伴い返還金の増額でございます。

次に、項2繰出金、目1繰出金476万円の増額補正、令和6年度決算に伴います一般会計からの介護給付費等繰入れ分の返還に伴う増額でございます。

あとは、予備費に2億4,073万4,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第52号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明)

○保健衛生課長(岩下源一郎君) 議案第52号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

議案第52号のファイルをお開きください。

議案第52号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,512万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金666万1,000円の増額補正、令和6年度決算に伴う増額でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金82万4,000円の増額補正、令和6年度決算に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額でございます。

あとは、予備費に583万7,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第53号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号のファイルをよろしく申し上げます。

議案第53号、令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ913万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,826万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

歳入予算でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金913万9,000円の増額補正でございます。こちらは、令和6年度決算認定に伴う増額補正でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款 2 公債費、項 1 公債費、目 1 元金1,863万4,000円の増額補正でございます。

款項同じく、目 2 利子73万7,000円の増額補正でございます。令和 6 年度に借入れを行いました公営企業債における本年度の償還分の元金、利子を計上いたしております。

款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費1,023万2,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、令和 7 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第 7、議案第54号、令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）議案第54号につきましてご説明いたします。

議案第54号のファイルをお開き願います。

議案第54号、令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）。総則。

第 1 条、令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第 1 款水道事業収益9,897万3,000円、1,967万5,000円、1 億1,864万8,000円。

支出、第1款水道事業費用1億11万5,000円、3,931万9,000円、1億3,943万4,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,892万円は、引継金で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,013万9,000円は、引継金で補填するものとする」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予算額、計の順に読み上げます。

支出、第1款資本的収入2,536万3,000円、148万7,000円、2,685万円、第1款資本的支出4,428万3,000円、270万6,000円、4,698万9,000円。

他会計からの補助金。

第4条、予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、「1,805万1,000円」を「3,921万4,000円」に改める。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容について説明いたします。

4ページをお願いします。

令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

まず令和6年度末に企業債を借り入れ、その元利償還金が確定したことによる令和7年度中の償還分の追加であり、利息を収益的支出の水道事業費用へ、元金を資本的支出の企業債償還金へ増額補正を行っております。その財源としまして、元利償還金の55%である金額として利息分を収益的収入の他会計補助金に、元金分を資本的収入の他会計補助金に増額補正し、一般会計からの事業会計へ繰入れを行います。繰入れの全額が交付税措置されるものでございます。

次に、資本的収支に計上しました簡易水道事業変更認可申請書作成及び基本計画策定業務委託料として3,899万5,000円の増額補正を行っております。財源としましては、委託料の半額に当たる1,949万8,000円を一般会計から繰り入れることとしており、収益的収入の他会計補助金を増額補正しております。繰り入れる金額は、国の繰り出し基準に基づき計上しており、特別交付税措置されるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第55号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 村上文英君 登壇 説明)

○水道課長(村上文英君) 議案第55号につきましてご説明いたします。

議案第55号のファイルをお開きください。

議案第55号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。
総則。

第1条、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予算額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益2,514万6,000円、マイナス24万円、2,490万6,000円。

支出、第1款、水道事業費用2,442万8,000円、マイナス104万9,000円、2,337万9,000円。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額996万1,000円、補正予定額、マイナス272万2,000円、計723万9,000円。

他会計からの補助金。

第4条、予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、「30万円」を「6万円」に改める。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

4 ページをお願いします。

令和 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）説明書。

収益的収入及び支出につきまして、令和 7 年 4 月の人事異動に伴い、職員給与等費用の不用額が発生したことにより、減額補正を行っております。

次に、支出の項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費、節 1 支払利息に 166 万 5,000 円の増額補正を行っております。

令和 6 年度末に企業債を借り入れ、その元利償還金が確定したことにより、令和 7 年度中の償還分の増額補正を行っております。償還計画において 3 年間は元金償還を据え置くこととしているため、利息分のみの計上となります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 55 号、令和 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第 55 号は原案どおり可決されました。

日程第 9、議案第 56 号、工事請負契約の締結について（滝小野線道路改良工事）を議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 久野 太君 登壇 説明）

○建設課長（久野 太君）議案第 56 号についてご説明いたします。

ファイルをお開きください。

議案第 56 号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第 1 号滝小野線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額8,954万円（税抜額8,140万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、会社名、株式会社高橋工業、代表者、代表取締役高橋富美江。

主な工事内容についてご説明申し上げます。

現場は滝集落内であり、幅員狭小箇所の道路改良工事でございます。施工延長106m、工種、軽量盛土工一式、網状鉄筋挿入工一式、側溝工92m、防護柵工61m、アスファルト舗装工372㎡の工事であります。

本工事について指名競争入札を8月27日に行い、業者が決定いたしましたので、今回提案させていただくものであります。

次のページに、公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

この工事は恐らく辺地事業だというふうに思いますが、工事金額9,000万円弱ぐらいの金額の場合、適正工期というのは大体、この金額ではどのくらいのものか。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

適正工期で算定しますと、20月ほどは必要かと思われます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質問ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

工事が始まりますと滝地区の方々は、流れる滝ですね、あれを渡るとなると、上のほうから行けるんですか、それとも下のほうから回らなくてはいけないようになるんですか。それと、これは工事期間中はもう全面通行止めがずっと続くということになるかとは思いますが、そういうふうになりますでしょうか。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）坂本議員のご質問にお答えします。

迂回路としましては、下に下っていただいて迂回していただくしかございません。工事区間は、現道を拡幅する工事ですので、かなり長期にわたって通行止めと迂回していただく期間が続くと思われます。以上でございます。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。私は観光協会にも入っておりますが、この工事が始まりますと、例えばダンプとか、いろんな機械類が入ってくると思いますが、滝地区の反対側、滝のところからも工事車両が入ってきたりとかするようになるのでしょうか。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）坂本議員のご質問にお答えします。

工事としては、現道の道幅が狭いので、できるだけ大型車両が入らないような工法を設計で入れているところです。ただし、当然ダンプとかは入ってきますので、滝集落内からも入りますし、ご質問のとおり糸舞季のほうからも、やっぱりどうしても多少は車両の出入りがあるかと思われます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、工事請負契約の締結について（滝小野線道路改良工事）、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第10、同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）同意第5号についてご説明いたします。

同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字宮山861番地、氏名、佐藤光弘、生年月日、昭和32年7月21日。

提案理由でございます。

西原村固定資産評価審査委員会委員佐藤光弘氏が、令和7年10月31日をもって任期が満了することにより、再任いたしたく提案するものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第11、発議第7号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに提示のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、発議第7号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、タブレットに提示のとおり派遣することに決定しました。

日程第12、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

委員会報告をいたします。

8月28日、全国町村議会広報委員会が東京の渋谷公会堂で行われました。

西原村から議会広報委員5人全員が参加いたしました。

今回の研修は3部に分かれ、それぞれの講師の先生3人が登壇し、説明をされました。

まず1人目の講師は、インタビュー記事を出して読まれる広報紙にしよう

という内容で、インタビュー記事にしたい題材を選び、取材目的を明確にする、そのためには前もって取材目的を明確にし、話がずれていったなら修正していき、目的に合った内容で進め、政策も目的を明確に、よいレイアウトと文字を確認しながら進めていくことが大事とありました。

2人目は、スマートフォンを活用した撮影技術、動画作成の基本ということで、こちらは主に動画撮影時の注意であったり、三脚台を使う、なければ、ぶれないように肘などを固定して撮るとぶれが少ない。また、文字などのテロップなどを入れる予定であれば、初めからその部分は空けて撮影することが重要だとありました。

3人目のほうは、福岡県の大刀洗町の広報委員長の平山氏でございます。議会活性化と連動した広報紙作りということで、大刀洗議会広報紙は2015年から10年連続で全国コンクールに入賞され続けております。

編集に当たっての注意点といたしまして、行政的な言い回しをしない、専門用語には注釈をつける、質疑や討論では、である調を使い、それ以外の本文はですます調を使用ということで、質疑や数値などの必要な部分は執行部に見てもらい、意見をもらうということです。また条例などは、例えば、乳児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとあれば、住民に分かりやすく、18歳までの医療費の補助などに要約しているということが言われましたので、そういうものはちょっとまねしていきたいと思っております。

約半日ほど研修がありましたが、実のある研修で、今回の広報紙から取り入れていきたいと思っております。

以上、広報研修です。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第13、組合議会の報告を行います。組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番議員、加藤博敏です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合から報告いたします。

令和7年8月29日16時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室に

て令和7年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第4号、令和6年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算認定について、また、議案第5号、令和7年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算について、以上2つの議案が審議されました。

主なものとしまして、議案第4号、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算につきましては、歳入、予算現額5億5,397万5,000円、調定額5億5,762万6,259円、収入済額5億5,762万6,259円、不納欠損額0、収入未済額0。歳出、予算現額5億5,397万5,000円、支出済額5億193万9,258円、翌年度繰越額0、不用額5,203万5,742円。歳入歳出差引残額5,568万7,001円、うち基金繰入金0円という決算でした。

また、基金の決済年度末現在高としましては、埋立施設建設基金1億3,289万1,545円、ごみ処理施設建設基金2億5,068万6,164円、財政調整基金5,210万4,869円です。

次に、議案第5号、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,568万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,428万7,000円となりました。

主なものとして、歳入、繰越金2,568万7,000円、歳出、ごみ処理費2,349万円ほかであります。

2議案とも全員一致によって認定、議決されました。

次に、報告を行います。

ごみの搬入実績であります。ここ3年間の推移を見ますと、前年度比較で微減が続いております。令和6年度では3町村で1万5,847t搬入されており、割合では、益城町61.1%、嘉島町25.2%、西原村13.7%でした。

火葬件数実績につきましては、令和6年度、益城町379件、嘉島町105件、西原村73件、地域外17件、合計574件でありました。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の議会報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

暫時休憩します。

(午後 0時13分)

(午後 0時24分)

○議長(西口義充君) 会議を再開します。

西原村議会会議規則64条の発言の取消または訂正により、日程第6、議案第53号についての質疑、討論については取り消します。よろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(西口義充君) 大丈夫ですね。では、認めます。

日程第14、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

タブレットに提示のとおり、各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長尾崎幸穂君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限については、タブレットに提示のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査(審査)とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会中に、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字の整理、訂正は議長に一任することと決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第8条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和7年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後 0時28分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

3 番議員 松 浦 哲 也

4 番議員 尾 崎 幸 穂